

第2期

菊川市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～6年度



広がるつながる 子育てのわ きくがわ



『第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画』 の基本理念

本計画の基本理念を「広がる つながる 子育てのわ きくがわ」とし、第2次菊川市総合計画の将来像であります「みどりときめき たしかな未来 菊川市」を支えています。

このイラストは、子どもや子育て世帯をとりまくあらゆる立場の人たちへ“子育てのわ”を広げ、そしてつなげていくことで、本市の親と子が笑顔あふれる子ども・子育てプランを実現していく姿をイメージしています。

目 次

第1編 計画策定の目的と考え方.....	1
第1章 子ども・子育ての趣旨.....	1
第2章 計画の期間.....	5
第3章 計画の位置づけ.....	5
第4章 計画の実施と評価.....	7
第5章 計画の構成.....	7
第2編 子ども・子育てに関する基礎資料.....	9
第1章 人口及び世帯等の状況.....	9
第2章 子育て支援サービス等の状況.....	21
第3編 基本構想.....	27
第1章 計画の基本理念.....	27
第2章 計画の基本目標.....	28
第3章 計画の施策大綱.....	29
第4章 計画推進に向けた役割.....	30
第4編 基本計画.....	33
基本目標1 妊娠・出産・子育ての希望が実現できる社会の構築.....	33
基本目標2 子どもから若者まで安心して成長できる環境の提供.....	42
基本目標3 多様なネットワークによる子育て力の強化.....	46
基本目標4 仕事と生活が調和した社会の実現.....	50

第5編 重点項目	53
第1章 将来の人口推計	53
第2章 教育・保育の提供区域	58
第3章 量の見込みの考え方	59
第4章 量の見込みと確保の方策（教育・保育）	65
第5章 量の見込みと確保の方策（地域子ども・子育て支援事業）	70
資料編	87
（1）アンケート調査結果抜粋	87
（2）用語集	127
（3）子ども・子育て会議条例	135
（4）子ども・子育て会議委員名簿	137
（5）子ども・子育て会議の開催	138
（6）子ども・子育て施設マップ	140

第1編

計画策定の 目的と考え方



第1編 計画策定の目的と考え方

第1章 子ども・子育ての趣旨

（国の動向と背景）

我が国の年間出生数は、第一次ベビーブーム（昭和22～24年）には、およそ270万人を数えたものの、昭和50年には200万人を割り込み、平成3年以降は、増加と減少を繰り返しながらも、緩やかな減少傾向が続いています。また、合計特殊出生率も、第一次ベビーブームには4.32でしたが、昭和50年には2.00を割り込み、平成元年には1.57まで低下しました。

このいわゆる「1.57ショック^{※1}」を契機に、国は出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを問題として認識し、子育て支援に取り組み始め、平成6年に仕事と子育ての両立支援等、子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての検討をはじめとした、今後10年間に取り組むべき『今後の子育て支援のための施策の基本的方向について』（エンゼルプラン、平成7～平成11年度）を策定。その後、エンゼルプランの見直しに伴い、平成11年に『少子化対策推進基本方針』と、この方針に基づく『重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について』（新エンゼルプラン、平成12～平成16年度）を策定しました。

平成15年には、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するため、『次世代育成支援対策推進法』を制定し、これに基づき子どもを産み育てやすい社会の構築を目指した『次世代育成支援行動計画』を策定しました。

このような流れの中で、平成24年に『子ども・子育て関連3法^{※2}』を制定し、これに基づき平成27年から『子ども・子育て支援新制度』が本格施行されました。この新制度では、支援の量と質の確保の両面から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」及び「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。また、当初は平成26年度までの時限立法であった『次世代育成支援対策推進法』も10年間延長され、切れ目のない子ども・子育て支援を行うこととなりました。

子ども・子育て関連3法の制定後の動きとして、国は「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」という3つの視点を基本とし、地方創生に向けた取り組みを始めました。平成26年に『まち・ひと・しごと創生法^{※3}』が成立し、日本の人口・経済の中長期展望を示した『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン』と、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的施策を取りまとめた『まち・ひと・しごと創生総合戦略』を閣議決定しました。また、同年には、共働き家庭等の未就学児が小学校入学後も居場所の確保が必要になるという、いわゆる「小1の壁」を打破するため、安全・安心な放課後等の居場所の確保を目的とした『放課後子ども総合プラン』を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備を進めていくように示しました。平成27年には、『少子化社会対策大綱^{※4}』を策定しました。

子ども・子育て支援新制度施行後も、少子高齢化や女性の就労率の上昇、保育ニーズの増加等、子育てを取りまく環境を改善・支援するために、平成28年に『ニッポン一億総活躍プラン^{※5}』を策定し、平成29年には『働き方改革実行計画^{※6}』の策定、『子育て安心プラン^{※7}』の公表、『新しい経済政策パッケージ^{※8}』の策定等、様々な取り組みを始めました。また、平成30年には、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加に対応し、子どもの受け皿をさらに確保していくため、『新・放課後子ども総合プラン^{※9}』を策定しました。

なお、令和元年10月から開始した「幼児教育・保育の無償化^{※10}」は、『新しい経済政策パッケージ』及び『経済財政運営と改革の基本方針2018』において示されたものです。

令和元年度をもって、このような背景の中で策定された『第1期子ども・子育て支援事業計画』が計画期間を満了し、令和2年度から『第2期子ども・子育て支援事業計画』が始まります。

第2期計画では、第1期計画を踏襲しつつ、関連法令等の目標に沿っていくため、『新・放課後子ども総合プラン』の中では、児童の受け皿を確保するため目標事業量の設定を確実なものとする、子どもの権利擁護に関しては体罰の禁止や児童虐待への早期対応体制の充実、その他障がい児や外国につながる子ども等への支援体制の強化、各都道府県・市町村に教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保や幼児教育センターの体制整備等が求められています。

（本市の取り組み）

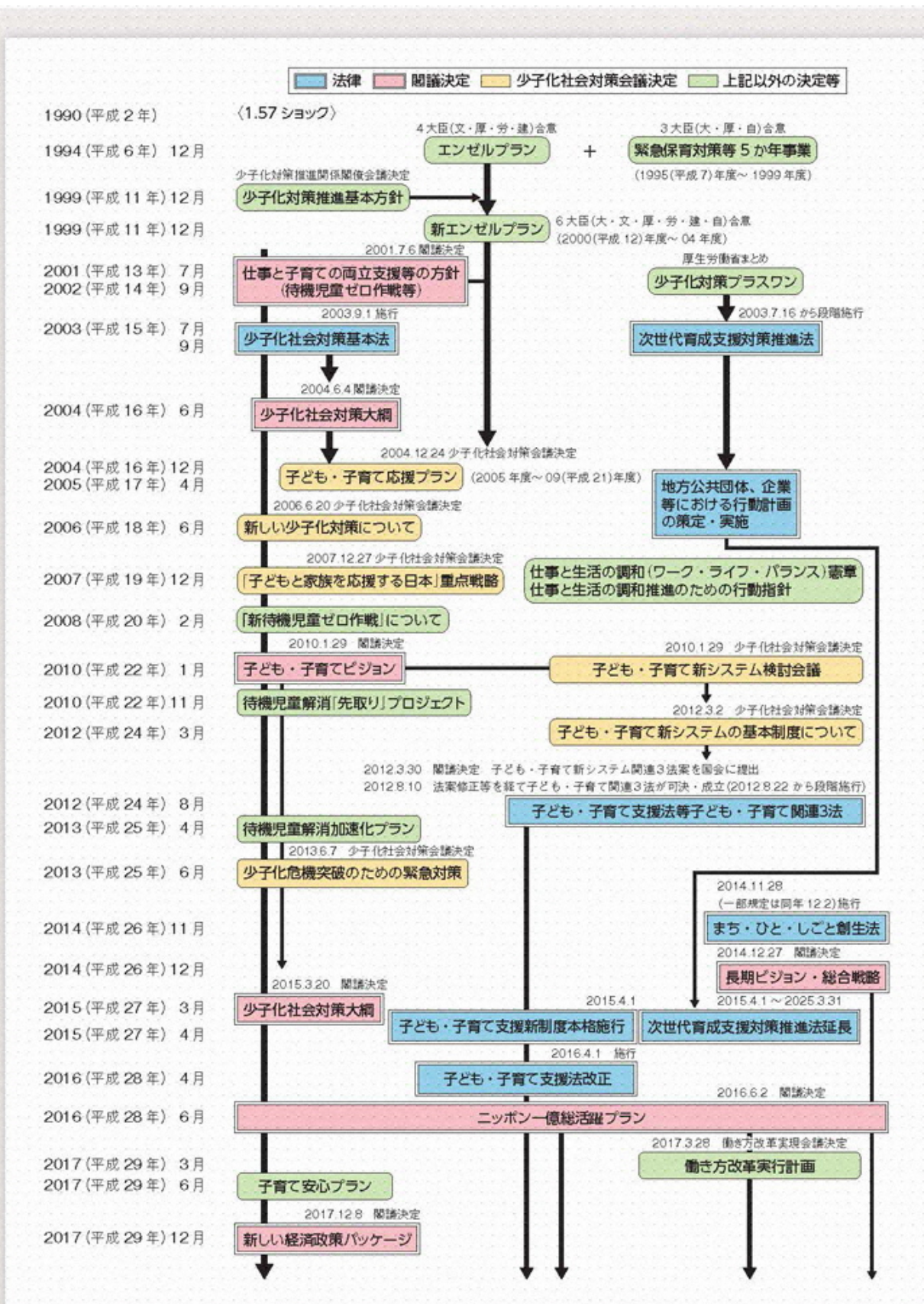
本市において、合計特殊出生率は 1.66（平成 20～平成 24 年）と全国平均を上回っており、近年は人口が増加傾向にあります。子育て環境は、親の働き方の変化等から延長保育や預かり保育の希望者は増えており、働きながら安心して子育てできる環境をつくる必要があります。

平成 27 年度からスタートした『菊川市子ども・子育て支援事業計画（以下「第 1 期計画」という）』は令和元年度をもって計画期間が満了しました。第 1 期計画では、仕事と子育てが両立できるように、認定こども園の導入や放課後児童クラブの高学年の受入等にも取り組み、働く親の負担を軽減し、子どもが育つ環境の質の向上を図り、親子が交流できる場を提供する等、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させ、同時に結婚・出産しやすい環境づくりを構築していくための施策を掲げてきました。

今般策定した『第 2 期菊川市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という）』では、第 1 期計画での施策・確保の方策の継承と発展、そして国の指針を反映させ、本市の切れ目のない子ども・子育て支援の実施をさらに推進していきます。本市で子育てする全ての人が、安心して子育てできると実感し、住んでよかった、住み続けたいと思える施策を、これから一層広い観点を持って、よりきめ細やかに展開していきます。



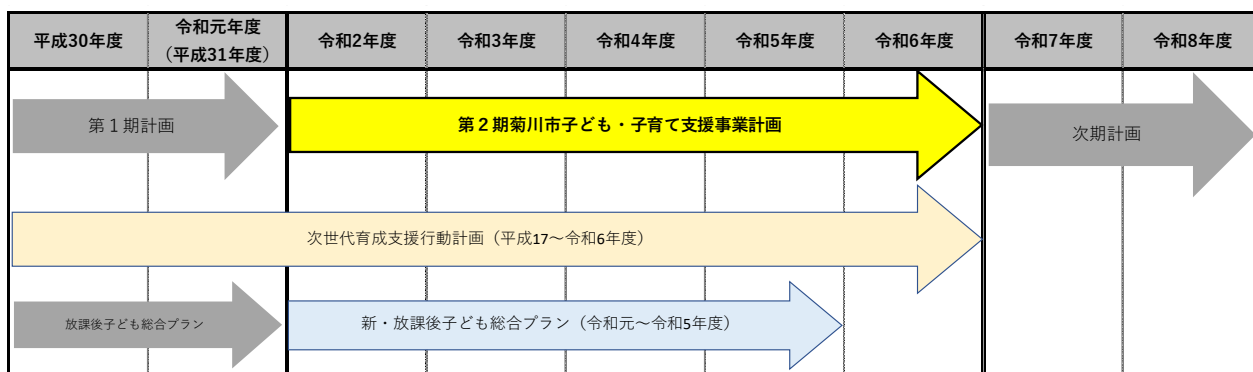
【これまでの国の子育て支援の動き】



資料：内閣府資料

第2章 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から6年度までとします。

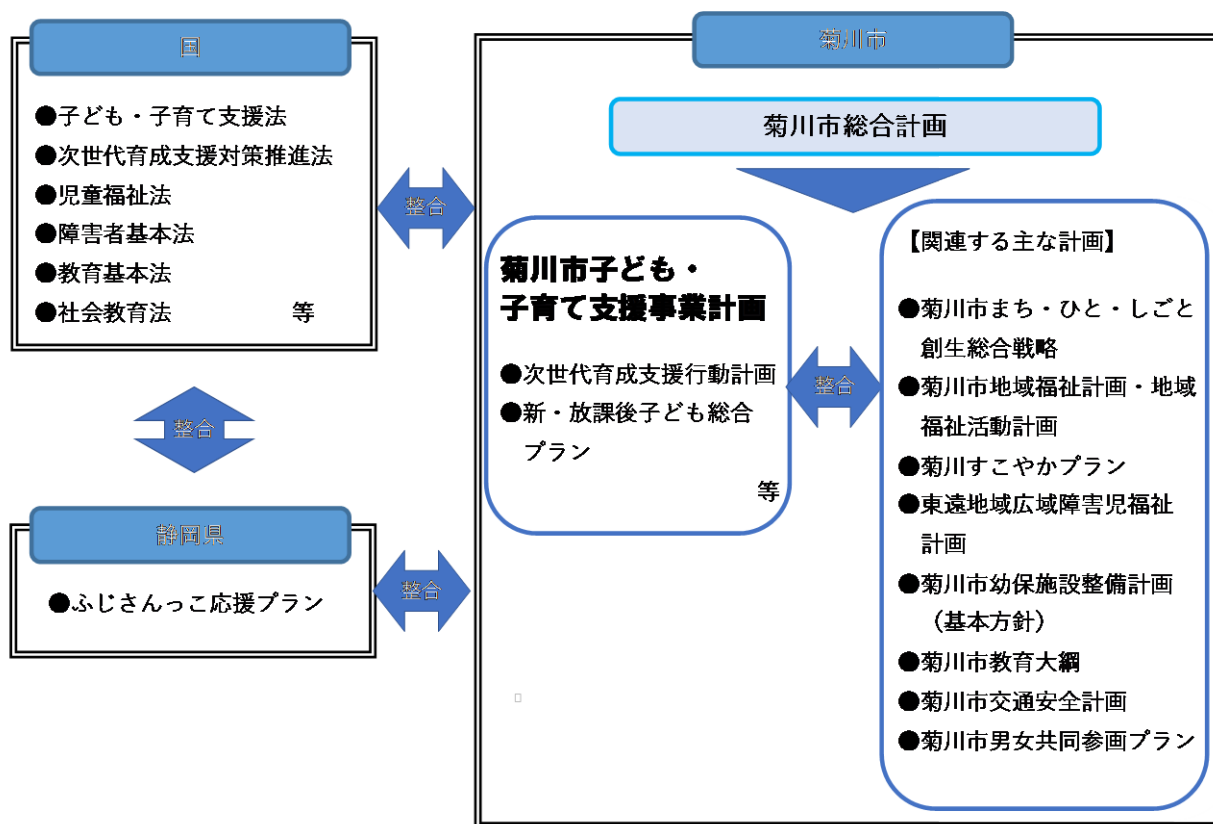


第3章 計画の位置づけ

『子ども・子育て支援事業計画』は、『子ども・子育て支援法』第61条第1項に基づき、基本指針（同法第60条）に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画並びに、『次世代育成支援対策推進法』第8条及び『新・放課後子ども総合プラン』に基づく市町村行動計画として位置づけています。さらに、『子どもの貧困対策の推進に関する法律』に基づく『子どもの貧困対策に関する大綱』を勘案し、子どもの貧困対策についても定めます。母子保健の視点から必要と考える具体的な事業についても、計画全体に組み入れています。

また、本計画は、市のまちづくりの総合的指針である『菊川市総合計画』を上位計画とし、子ども・子育て支援の視点で具体化する分野別計画であり、『菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画』、『菊川すこやかプラン』、『菊川市幼保施設整備計画（基本指針）』、『東遠地域広域障害児福祉計画』等、関連する分野別計画との調和と整合性を図り策定するものです。

【関連計画との関係】



第4章 計画の実施と評価

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者の意見やニーズを反映した計画とするため、乳幼児の保護者、小学生の保護者を対象として、平成30年度に「菊川市子ども・子育て支援事業計画アンケート」を実施しました。また、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、保護者代表や学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「菊川市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

本計画の具体的な進行を確認するため、策定後も子ども・子育て会議を組織し、進捗状況の把握や新たな取り組み等の報告及び意見交換を行っていきます。また、社会経済の変化や市民ニーズに対応するため、必要に応じ計画の評価等についてのニーズ調査等を行います。

第5章 計画の構成

本計画の構成は、以下のようになります。

第1編 計画策定の目的と考え方

第1編では、本計画策定の趣旨、計画の位置づけ等を示しています。

第2編 子ども・子育てに関する基礎資料

第2編では、人口及び世帯等の状況、子育てサービス等の状況のまとめと課題等を示しています。

第3編 基本構想

第3編では、計画の基本理念、基本目標、施策の大綱等をまとめたものを示しています。

第4編 基本計画

第4編では、各基本目標における今後の方向性、主な事業・取り組みを定めています。

第5編 重点項目

第5編では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策について示しており、今後5か年の各種サービスの目標値を定めています。



第2編

子ども・子育てに 関する基礎資料



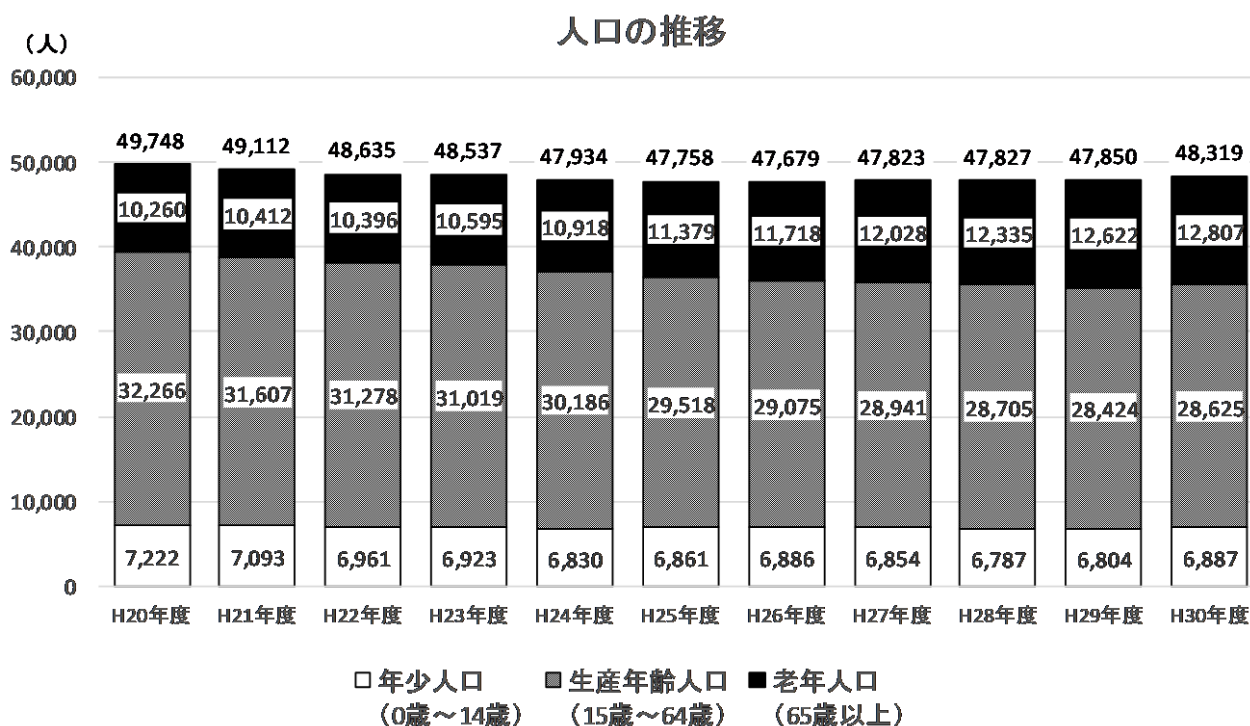
第2編 子ども・子育てに関する基礎資料

第1章 人口及び世帯等の状況

①人口の推移

本市の総人口は、平成20年度では49,748人でしたが、平成26年度にかけて減少傾向にあり、平成26年度の総人口は47,679人となっています。

その後、平成27年度以降は増加傾向にあり、平成30年度の総人口は48,319人となっています。



資料：住民基本台帳

※各年度3月末日現在

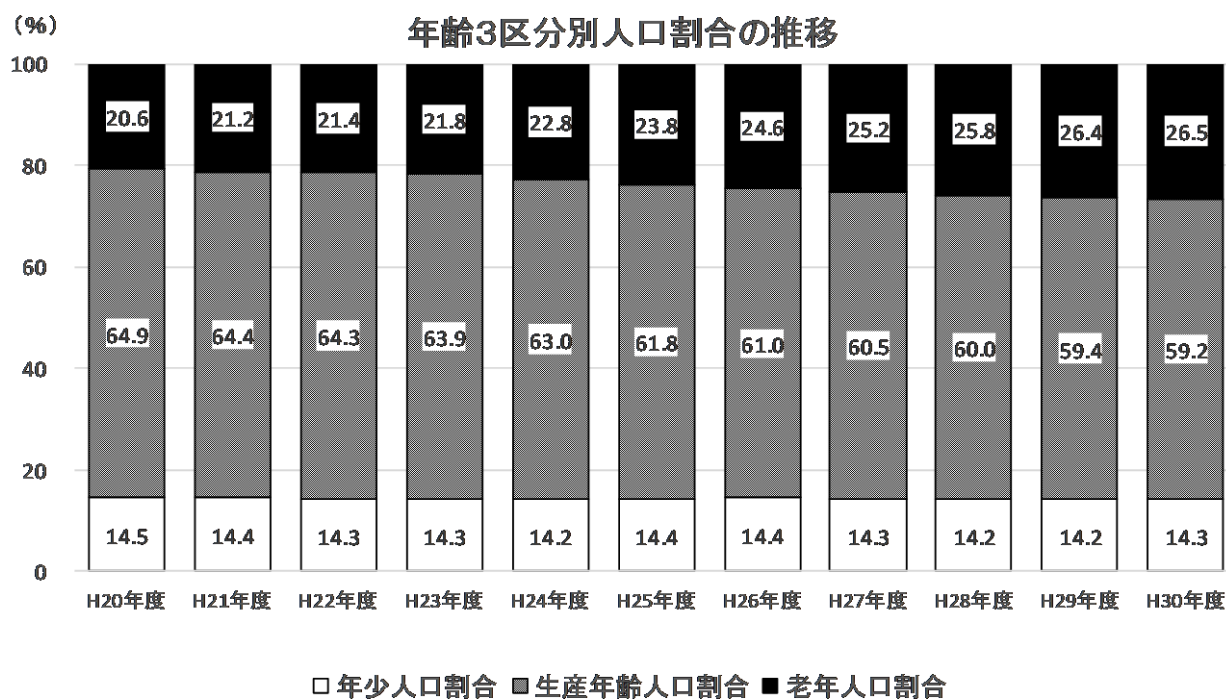
例)「H20年度」は、平成21年3月31日を指す。

②年齢3区分別人口割合の推移

本市の年齢3区分別人口の割合の推移を見ると、年少人口割合（0～14 歳）は平成 20 から 30 年度にかけて 14.2 から 14.5%で推移しています。

また、生産年齢人口割合（15～64 歳）は平成 21 年度以降低下し続けており、平成 30 年度では 59.2%となっています。

一方で、老年人口（65 歳以上）は平成 21 年度以降上昇し続けており、平成 30 年度では 26.5%となっています。



資料：住民基本台帳

※各年度 3 月末日現在

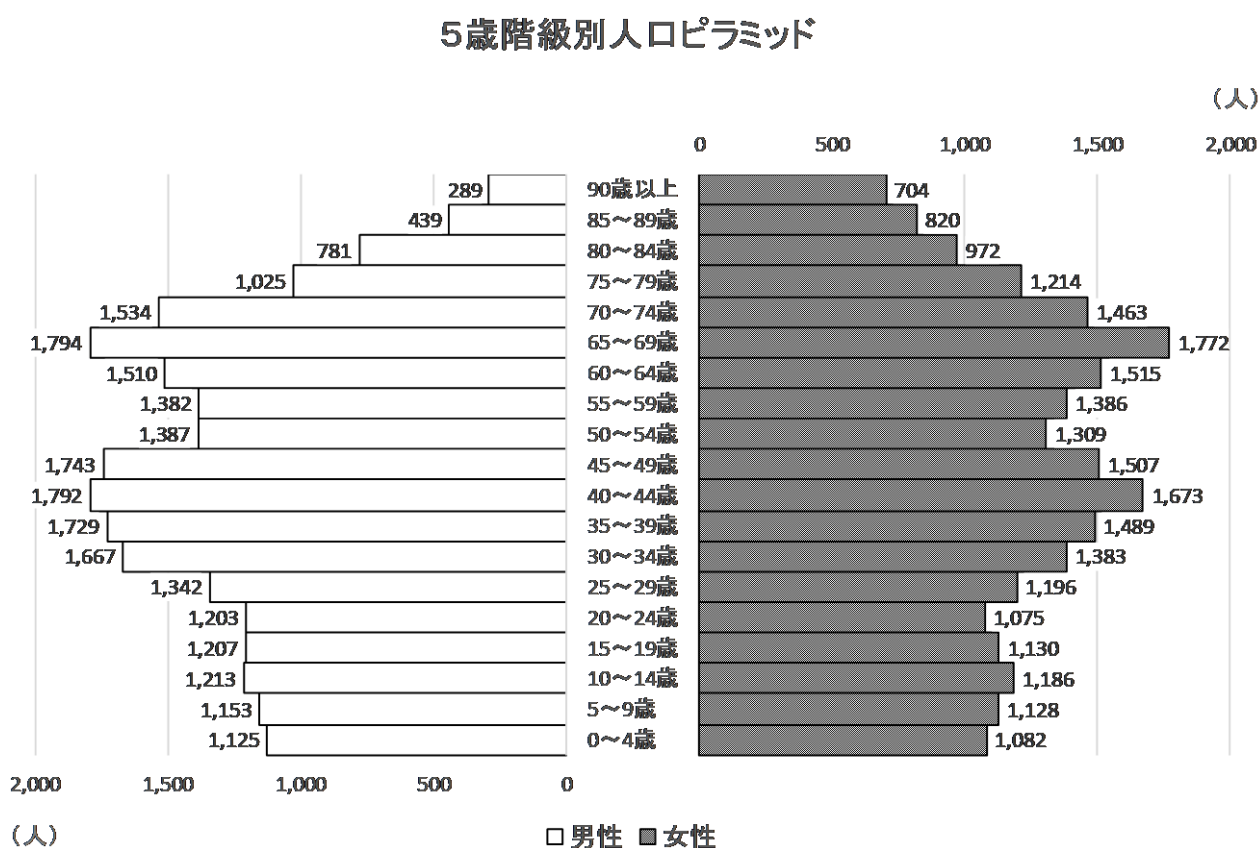
例)「H20 年度」は、平成 21 年 3 月 31 日を指す。

③5歳階級別人口ピラミッド

本市の人口ピラミッドは「つぼ型」となっています。

5歳階級別人口を見ると、男女共に65～69歳の人口が最も多く、次いで40～44歳の人口が多くなっています。65～69歳のいわゆる「団塊の世代」を含む前期高齢者と、第二次ベビーブームで団塊の世代から生まれた子どもの世代である「団塊ジュニア世代」を含む人口が多くなっています。

一方、20歳未満の人口の中で、0～4歳の人口が最も少なくなっており、少子化が進んでいることがわかります。



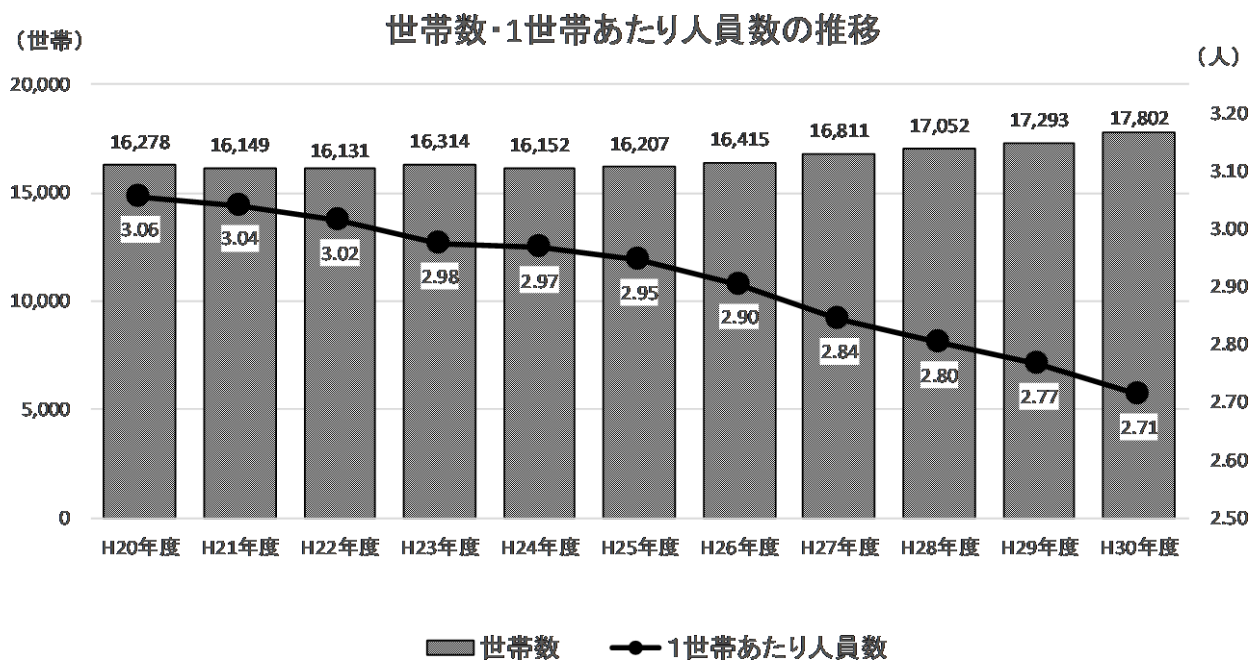
資料：住民基本台帳

※平成30年3月31日現在

④世帯数・1世帯あたり人員数の推移

本市の世帯数は、平成 20 から 25 年度にかけて横ばいで推移していましたが、平成 26 年度以降増加傾向にあり、平成 30 年度では 17,802 世帯となっています。

また、1 世帯あたり人員数は平成 20 年度では 3.06 人でしたが、平成 21 年度以降減少傾向にあり、平成 30 年度では 2.71 人となっています。



資料：住民基本台帳

※各年度 3 月末日現在

例)「H20 年度」は、平成 21 年 3 月 31 日を指す。

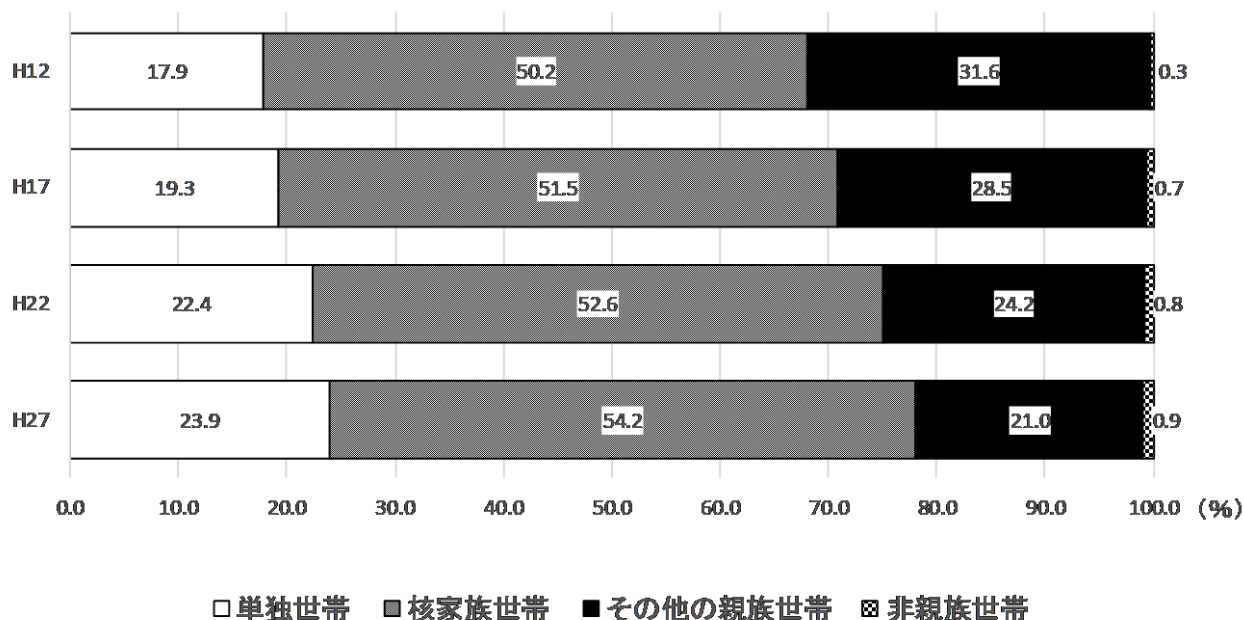
⑤世帯構成比率の推移

本市の世帯構成比率の推移について、「単独世帯」は平成 12 年では 17.9%でしたが、その後増加傾向にあり、平成 27 年では 23.9%となっています。

「核家族世帯」は平成 12 年では 50.2%でしたが、その後増加傾向にあり、平成 27 年では 54.2%となっています。

「その他の親族世帯」は平成 12 年では 31.6%でしたが、その後減少傾向にあり、平成 27 年では 21.0%となっています。

世帯構成比率の推移



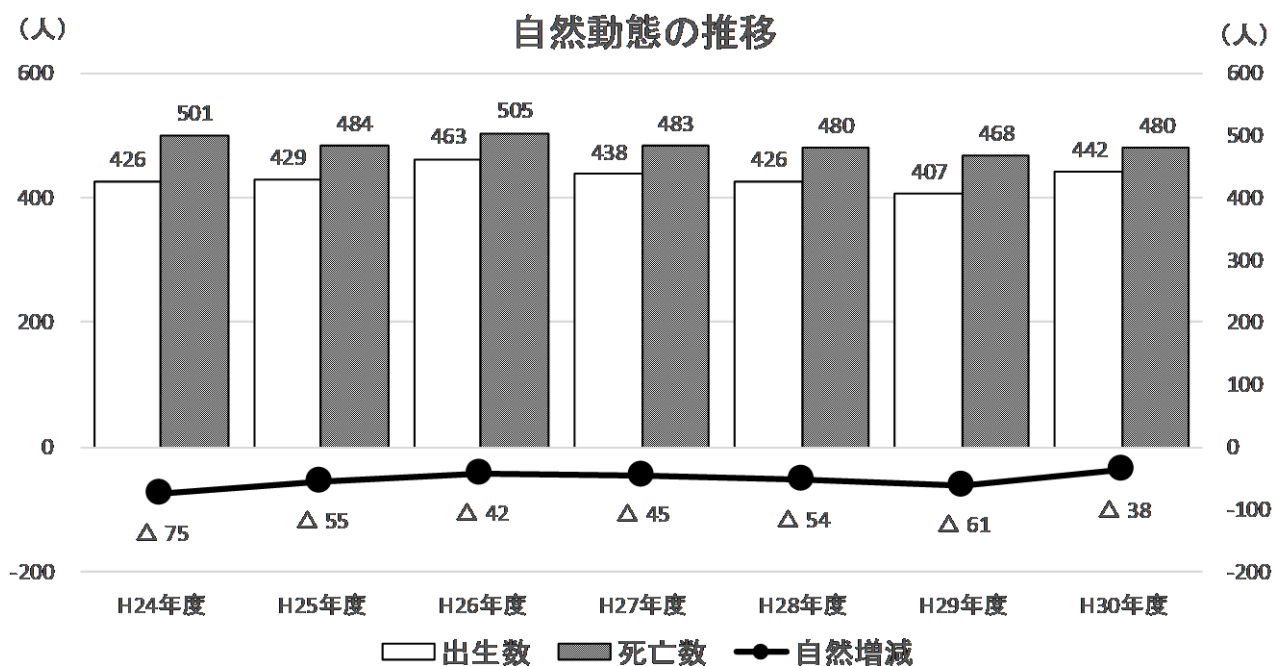
資料：国勢調査

※各年 10 月 1 日現在

例)「H12」は、平成 12 年 10 月 1 日を指す。

⑥自然動態の推移

本市の自然動態の推移について、平成 24 年度以降、死亡数が出生数を上回っている「自然減」の傾向が続いています。平成 30 年度では死亡数が 480 人、出生数が 442 人となっており、38 人死亡数が出生数を上回っています。



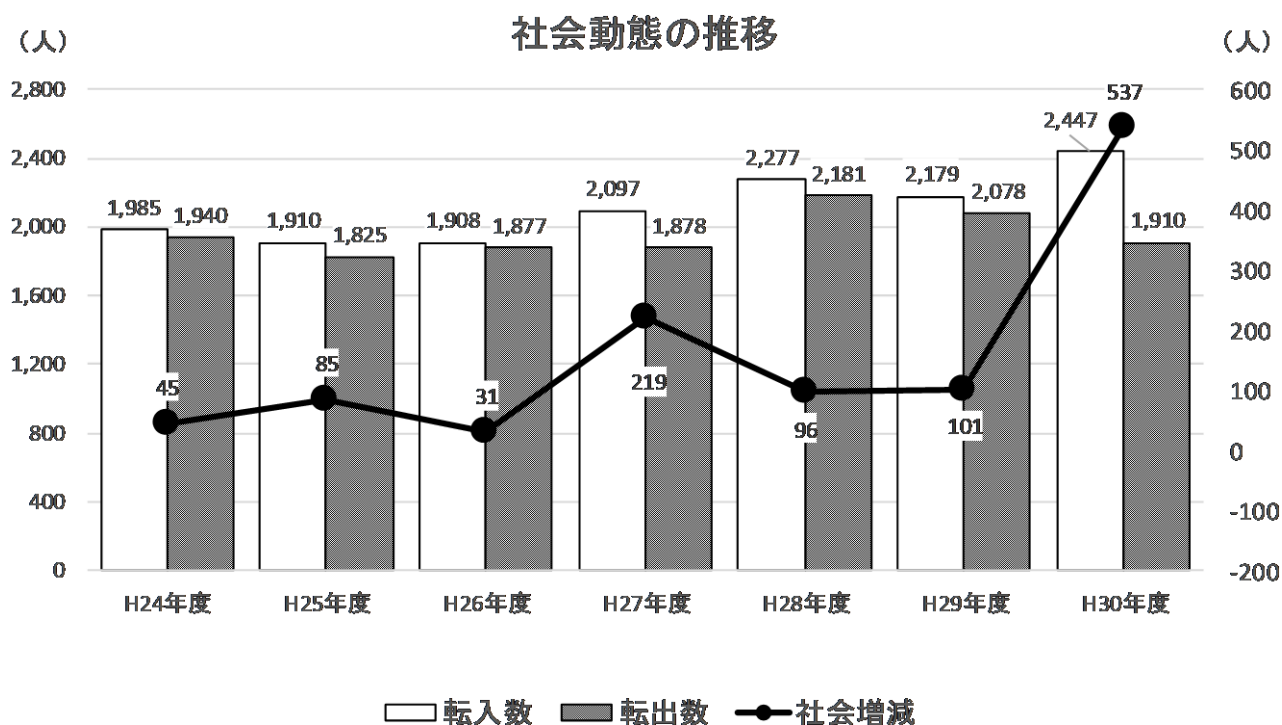
資料：菊川市データルーム

※各年度 3 月末日現在

例)「H24 年度」は、平成 25 年 3 月 31 日を指す。

⑦社会動態の推移

本市の社会動態の推移について、平成 24 年度以降、転入数が転出数を上回っている「社会増」の傾向が続いています。平成 30 年度では転入数が 2,447 人、転出数が 1,910 人となっており、537 人転入数が転出数を上回っています。平成 30 年度は、近年の中でも特に転入数が多くなっています。



資料：菊川市データルーム

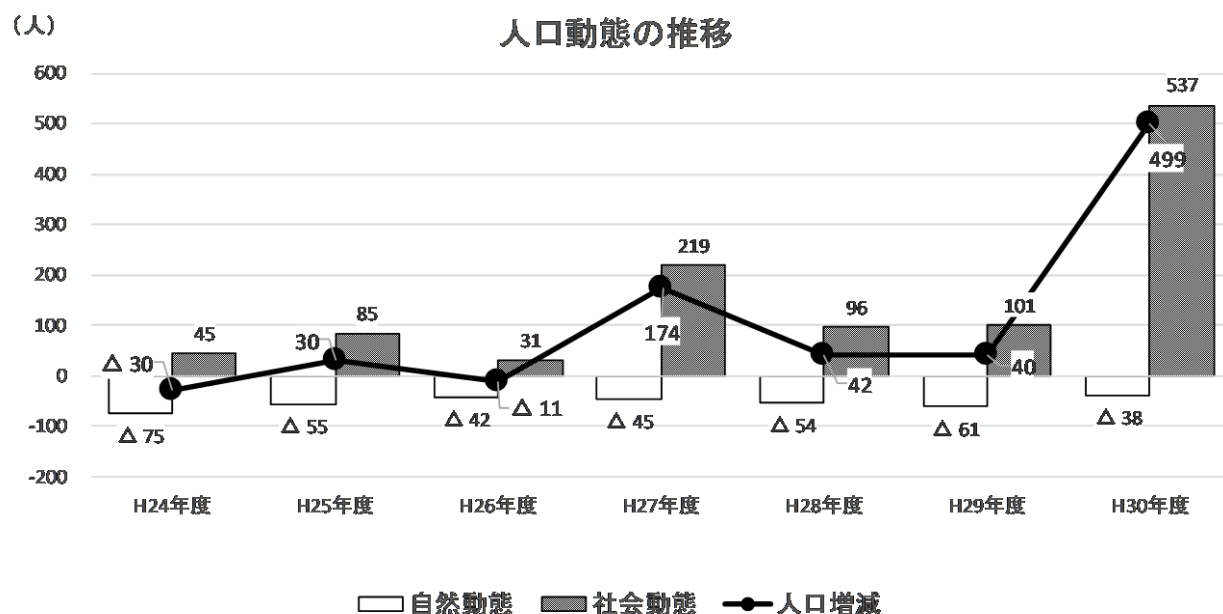
※各年度 3 月末日現在

例)「H24 年度」は、平成 25 年 3 月 31 日を指す。

⑧人口動態の推移

本市の人口動態の推移は、平成 24 年度以降、「自然減＋社会増」の傾向となっています。

平成 30 年度では、自然動態が 38 人減、社会動態が 537 人増となっており、自然減よりも社会増が 499 人上回っているため人口が増加しています。



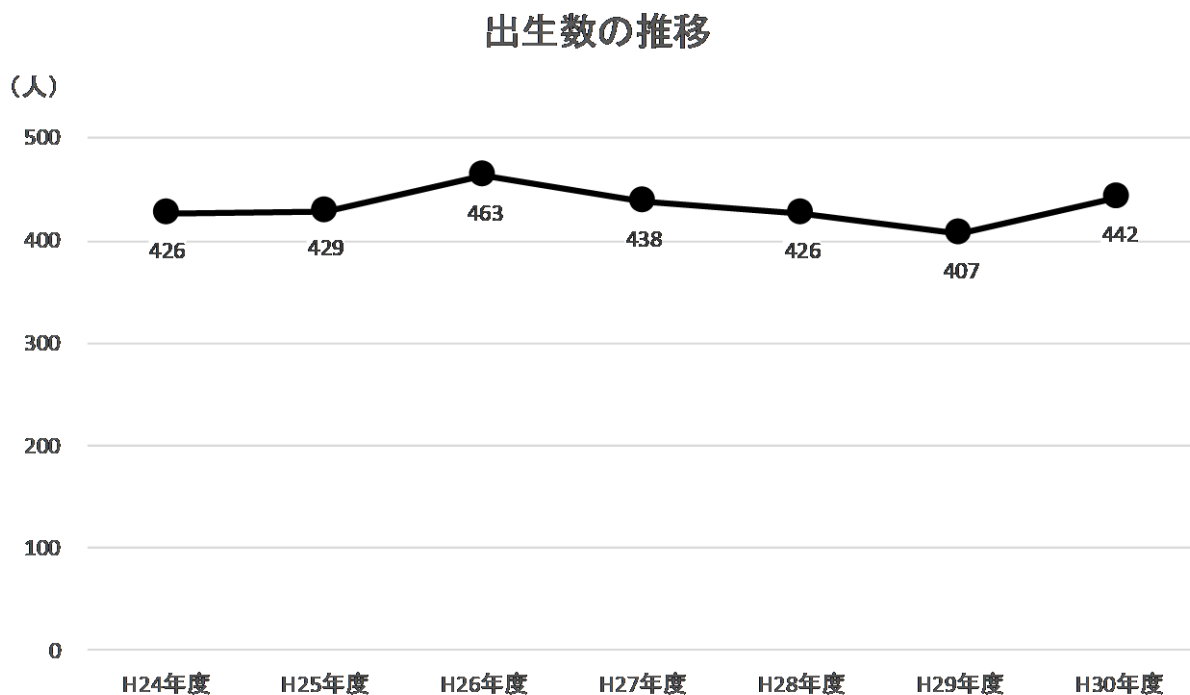
資料：菊川市データルーム

※各年度 3 月末日現在

例)「H24 年度」は、平成 25 年 3 月 31 日を指す。

⑨出生数の推移

本市の出生数の推移は、平成 24 から平成 26 年度にかけて増加傾向にあり、平成 26 年度では 463 人となりました。その後、平成 29 年度にかけて減少傾向にあり、平成 29 年度では 407 人となりましたが、平成 30 年度では再び増加し、442 人となっています。



資料：菊川市データルーム

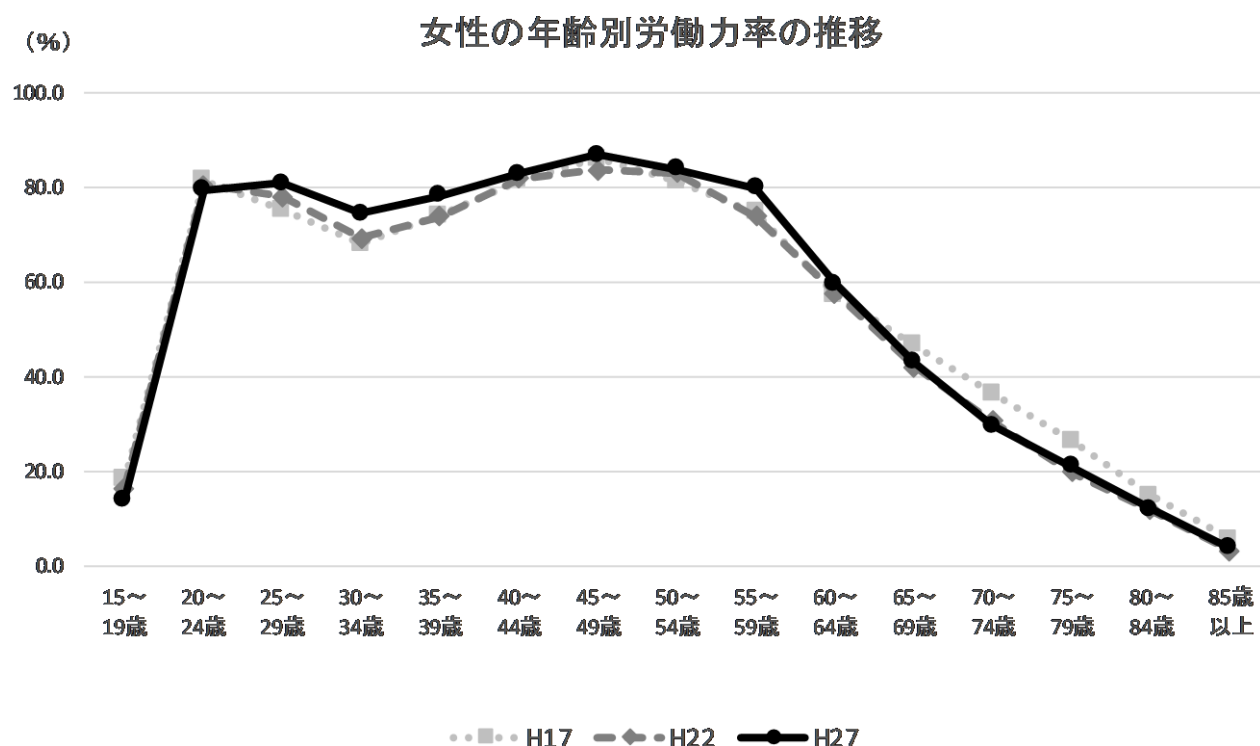
※各年度 3 月末日現在

例)「H24 年度」は、平成 25 年 3 月 31 日を指す。

⑩女性の年齢別労働力率の推移

本市の女性の年齢別労働力率の推移について、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」が見られます。

平成27年では、平成17年と比べると、25～64歳の労働力率が上昇しています。特に30～39歳の女性の労働力率が高くなっており、そのため、M字カーブの谷が浅くなっています。これは、女性が結婚・出産した後も働き続ける女性が増えたことによるものと考えられます。



(%)	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
H17	18.2	81.6	75.5	68.1	74.3	81.7	86.3	81.5
H22	16.5	80.6	78.2	69.4	73.9	82.0	83.8	83.3
H27	14.0	79.5	81.1	74.7	78.4	83.1	87.0	84.1

55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
74.8	57.3	46.8	36.6	26.5	14.8	5.7
74.1	57.8	42.1	30.7	20.0	11.8	3.2
80.1	59.8	43.1	29.6	21.1	12.0	3.8

資料：国勢調査

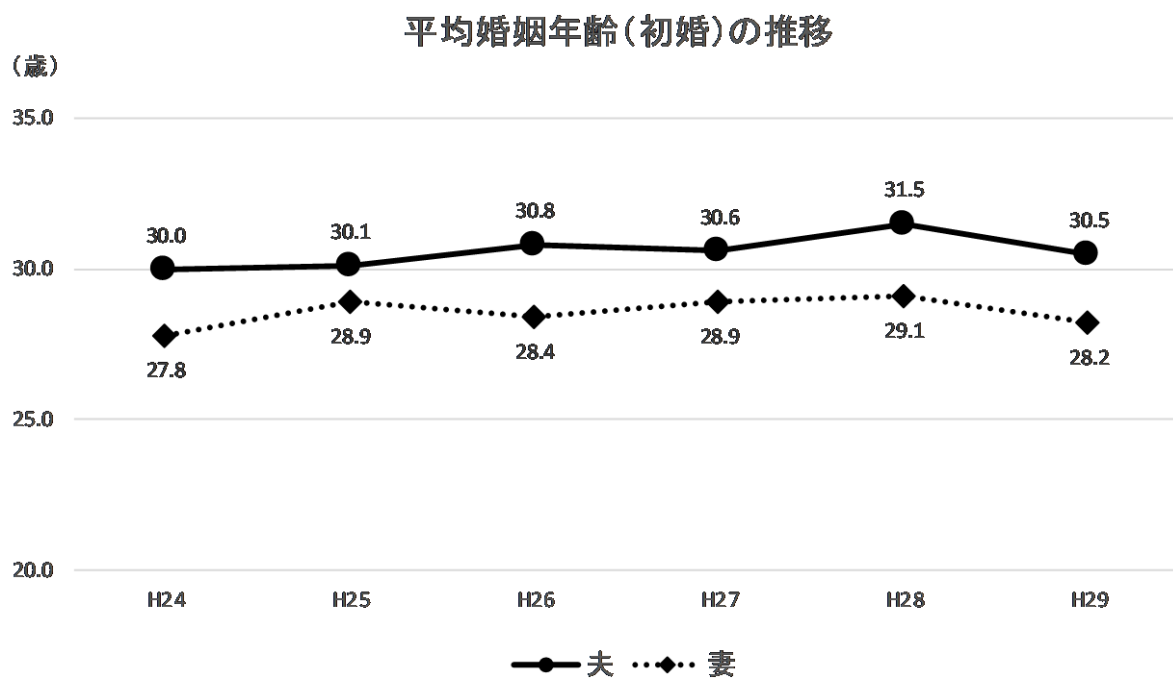
※各年10月1日現在

例)「H27」は、平成27年10月1日を指す。

⑪平均婚姻年齢（初婚）の推移

本市の初婚における平均婚姻年齢は、平成 29 年では夫が 30.5 歳、妻が 28.2 歳となっています。

平成 24 から平成 29 年にかけての平均婚姻年齢の推移について、夫・妻共に横ばいで、5 か年で平均すると夫が 30.6 歳、妻が 28.6 歳となっています。



資料：静岡県人口動態統計

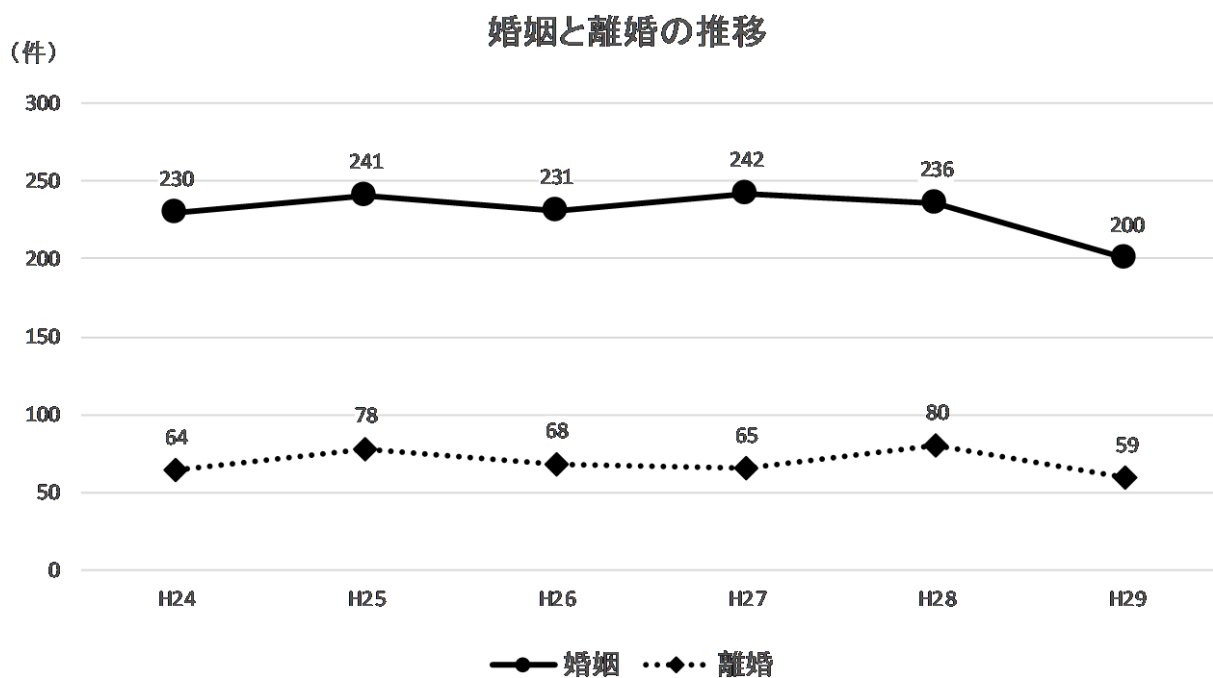
※各年 12 月末日現在

例)「H25」は、平成 25 年 12 月 31 日を指す。

⑫婚姻と離婚の推移

本市の婚姻と離婚の推移について、平成 24 年以降婚姻と離婚は共に緩やかに増減を繰り返しており、平成 29 年では婚姻数が 200 件、離婚数が 59 件となっています。

また、平成 24 年では婚姻数が 230 件、離婚数が 64 件であり、これと比べると、平成 29 年では婚姻数・離婚数は共に減少しています。



資料：静岡県人口動態統計

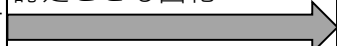
※各年 12 月末日現在

例)「H25」は、平成 25 年 12 月 31 日を指す。

第2章 子育て支援サービス等の状況

①保育所園児数の推移

(人)

公立・私立	園名	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
私立	河城保育園	77	75	75	73	71
私立	菊川保育園	119	116	119	114	106
私立	西方保育園	115	109	認定こども園化 		
私立	愛育保育園	119	116	117	113	認定こども園化 
私立	双葉保育園	138	151	160	154	155
公立	おおぞら幼保園 保育部	145	139	164	認定こども園化 	
私立	横地保育園	160	154	165	157	142
私立	ひかり保育園	120	128	120	117	113
私立	ひがし保育園	96	106	102	107	97
私立	みなみ保育園	88	86	86	82	76
	合計	1,177	1,180	1,108	917	760

資料：こども政策課 ※各年度3月1日現在

例)「H26年度」は、平成27年3月1日を指す。

※西方保育園は、平成28年4月から認定こども園となったため、平成28年度以降のデータは認定こども園のページに掲載している。

※おおぞら幼保園保育部は、平成29年4月から認定こども園となったため、平成29年度以降のデータは認定こども園のページに掲載している。

※愛育保育園は、平成30年4月から認定こども園となったため、平成30年度のデータは認定こども園のページに掲載している。

②認定こども園園児数の推移

(人)

公立・私立	施設形態	園名	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
私立	保育所型	認定こども園 西方保育園	(旧 西方保育園)		107	104	121	111
私立	保育所型	認定こども園 愛育保育園	(旧 愛育保育園)				111	113
私立	幼稚園型	認定こども園 堀之内幼稚園	(旧 堀之内幼稚園)			174	182	168
私立	保育所型	認定こども園 双葉こども園	(旧 双葉保育園)					146
私立	幼保連携型	認定こども園 菊川中央こども園	(旧 中央幼稚園)				165	160
公立	幼保連携型	おおぞら認定こども園	(旧 おおぞら幼保園)			266	257	264
私立	幼保連携型	認定こども園 ひがしこども園	(旧 ひがし保育園、小笠東幼稚園)					144
私立	幼保連携型	認定こども園 みなみこども園	(旧 みなみ保育園、小笠南幼稚園)					101
		合計	—	—	107	544	836	1,207

資料：菊川市データルーム ※各年度4月1日現在

例)「H28年度」は平成28年4月1日、「R1年度」は平成31年4月1日を指す。

※本市の認定こども園は、平成28年度から開設している。

※認定こども園西方保育園は、平成28年4月から認定こども園となったため、平成28年度以降のデータのみ掲載している。

※認定こども園堀之内幼稚園、おおぞら認定こども園は、共に平成29年4月から認定こども園となったため、平成29年度以降のデータのみ掲載している。

※認定こども園愛育保育園、認定こども園菊川中央こども園は、共に平成30年4月から認定こども園となったため、平成30年度以降のデータのみ掲載している。

※認定こども園双葉こども園、認定こども園ひがしこども園、認定こども園みなみこども園は、令和元年度から認定こども園となったため、令和元年度のデータのみ掲載している。

③幼稚園園児数の推移

(人)

公立・私立	園名	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 1年度
私立	堀之内幼稚園	176	172	177	認定こども園化 		
私立	中央幼稚園	130	127	122	130	認定こども園化 	
公立	おおぞら幼保園 幼稚部	102	111	88	認定こども園化 		
公立	小笠北幼稚園	77	73	72	67	78	85
公立	小笠東幼稚園	61	54	51	52	45	認定こども園化
公立	小笠南幼稚園	38	39	38	36	33	認定こども園化
	合計	584	576	548	285	156	85

資料：菊川市データルーム ※各年度4月1日現在

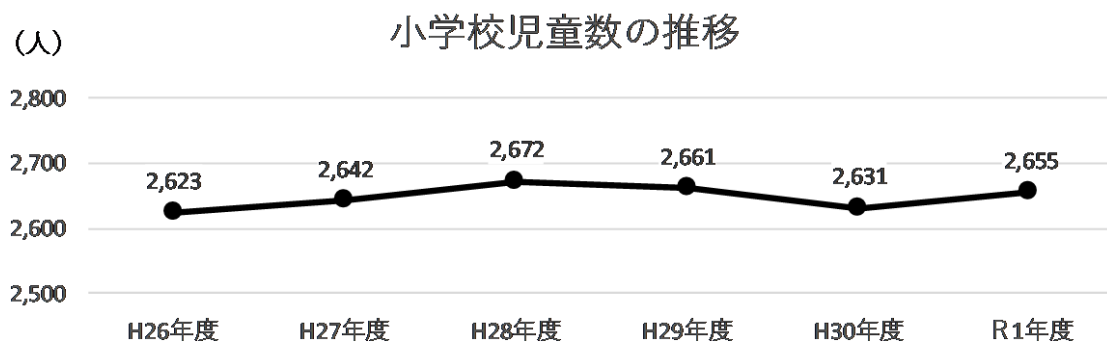
例)「H26年度」は平成26年4月1日、「R1年度」は平成31年4月1日を指す。

※堀之内幼稚園、おおぞら幼保園幼稚部は、共に平成29年4月から認定こども園となったため、平成29年度以降のデータは認定こども園のページに掲載している。

※中央幼稚園は、平成30年4月から認定こども園菊川中央こども園となったため、平成30年度のデータは認定こども園のページに掲載している。

※小笠東幼稚園、小笠南幼稚園は、平成31年4月から再編・認定こども園化・民営化をしたため、令和元年度のデータは認定こども園のページに掲載している。

④小学校児童数の推移



(人)

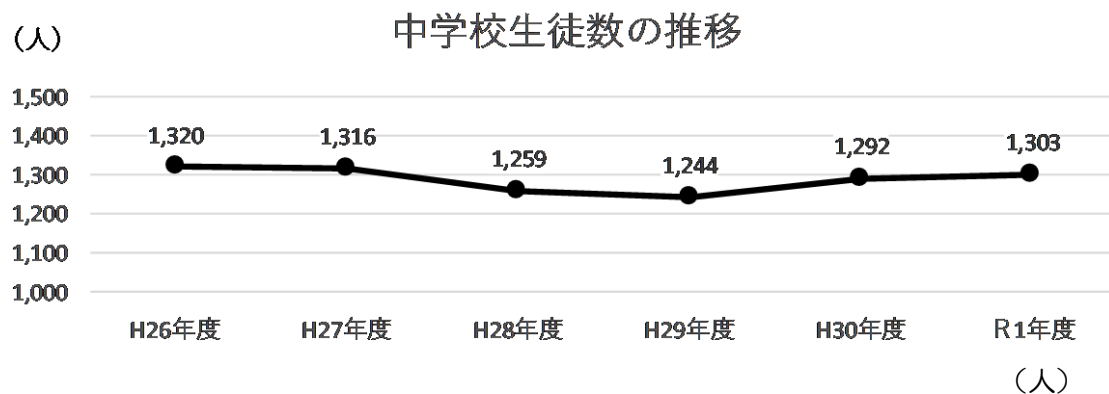
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
河城小学校	267	280	286	277	272	263
堀之内小学校	322	354	366	382	383	390
六郷小学校	479	468	449	464	437	449
加茂小学校	349	368	402	394	423	440
内田小学校	241	235	224	225	210	218
横地小学校	141	140	141	132	113	118
小笠北小学校	371	361	370	366	378	401
小笠東小学校	294	281	285	259	261	228
小笠南小学校	159	155	149	162	154	148
合計	2,623	2,642	2,672	2,661	2,631	2,655

資料：菊川市データルーム

※各年度5月1日現在

例)「H26年度」は平成26年5月1日、「R1年度」は令和元年5月1日を指す。

⑤中学校生徒数の推移



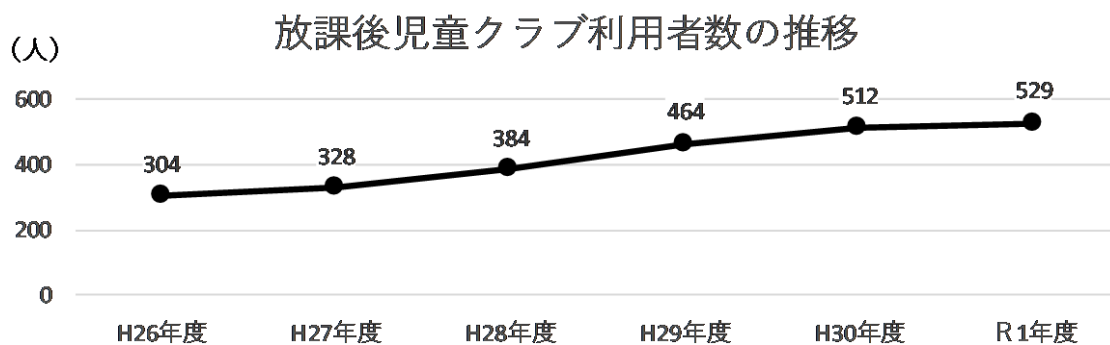
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
菊川東中学校	334	344	340	338	353	345
菊川西中学校	530	534	513	518	536	544
岳洋中学校	456	438	406	388	403	414
合計	1,320	1,316	1,259	1,244	1,292	1,303

資料：菊川市データルーム

※各年度 5 月 1 日現在

例)「H26 年度」は平成 26 年 5 月 1 日、「R1 年度」は令和元年 5 月 1 日を指す。

⑥放課後児童クラブ利用者数の推移



(人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
河城	37	39	41	58	60	38
堀之内	46	47	78	83	79	86
六郷	49	60	70	85	88	113
加茂	29	32	33	41	51	58
内田	29	31	35	48	49	54
横地	23	32	30	25	30	33
小笠北	40	34	46	67	89	83
小笠東	33	34	31	34	42	40
小笠南	18	19	20	23	24	24
合計	304	328	384	464	512	529

資料：こども政策課

※各年度4月1日現在

例)「H26年度」は平成26年4月1日、「R1年度」は平成31年4月1日を指す。

第3編

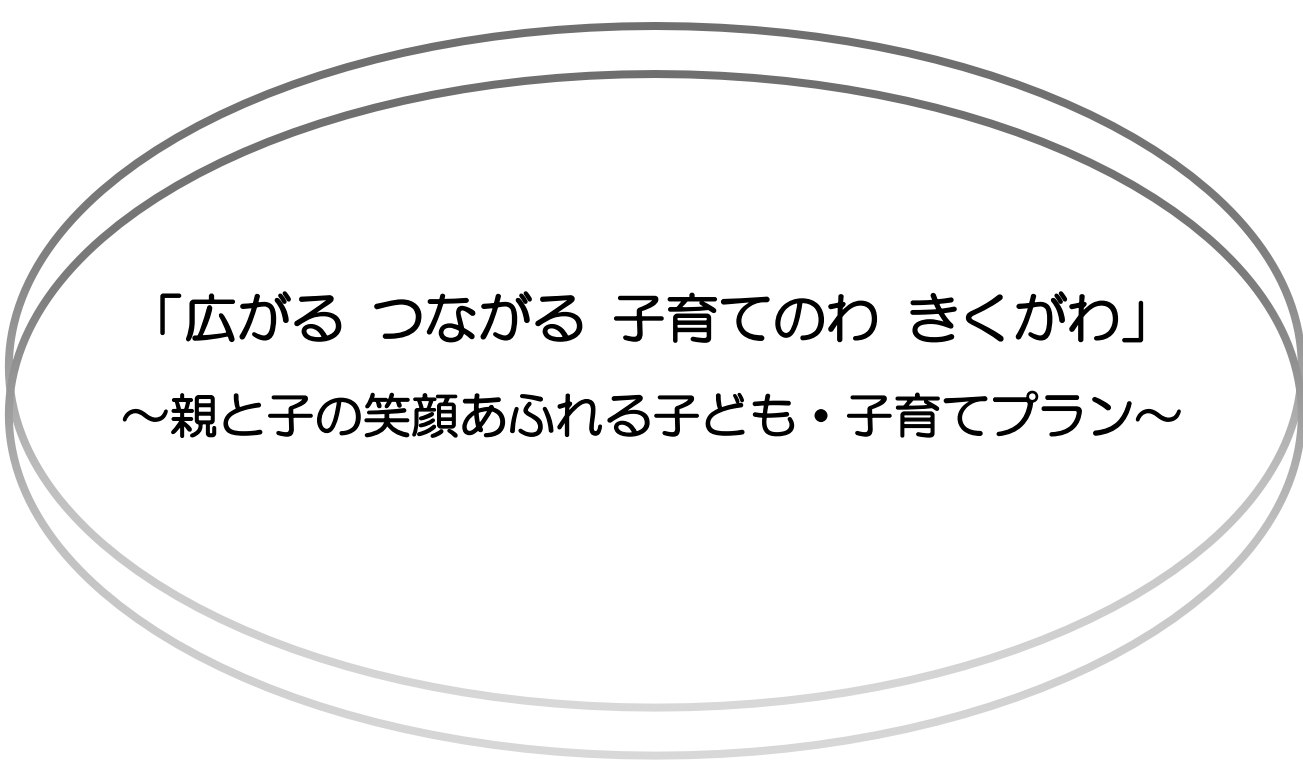
基本構想



第3編 基本構想

第1章 計画の基本理念

本市の目指すべき将来像『みどり ときめき たしかな未来 菊川市』の実現を支え、「子どもがいきいきと育つまち」と「健康で元気に暮らせるまち」をつくっていくため、次のとおり本計画の基本理念を定めます。



「広がる つながる 子育てのわ きくがわ」
～親と子の笑顔あふれる子ども・子育てプラン～

第2章 計画の基本目標

本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題を踏まえ、基本理念を実現するため、次の4つを基本目標とし、総合的に施策を推進します。

基本目標1 妊娠・出産・子育ての希望が実現できる社会の構築

妊娠から出産、乳幼児期の育児を通じて適切な助言や公的なサービスを提供し、全ての子育て世帯が安定した生活を送ることができるように支援を充実させ、これからも希望を持って子育てできる社会の構築を推進します。

基本目標2 子どもから若者まで安心して成長できる環境の提供

子どもが心身共に健やかに成長できるように、家庭・幼保施設・学校・地域・企業・行政それぞれが主体となって、子どもを支えていく環境を提供し、若者がこれからも安心して住み続けられる支援を充実させます。

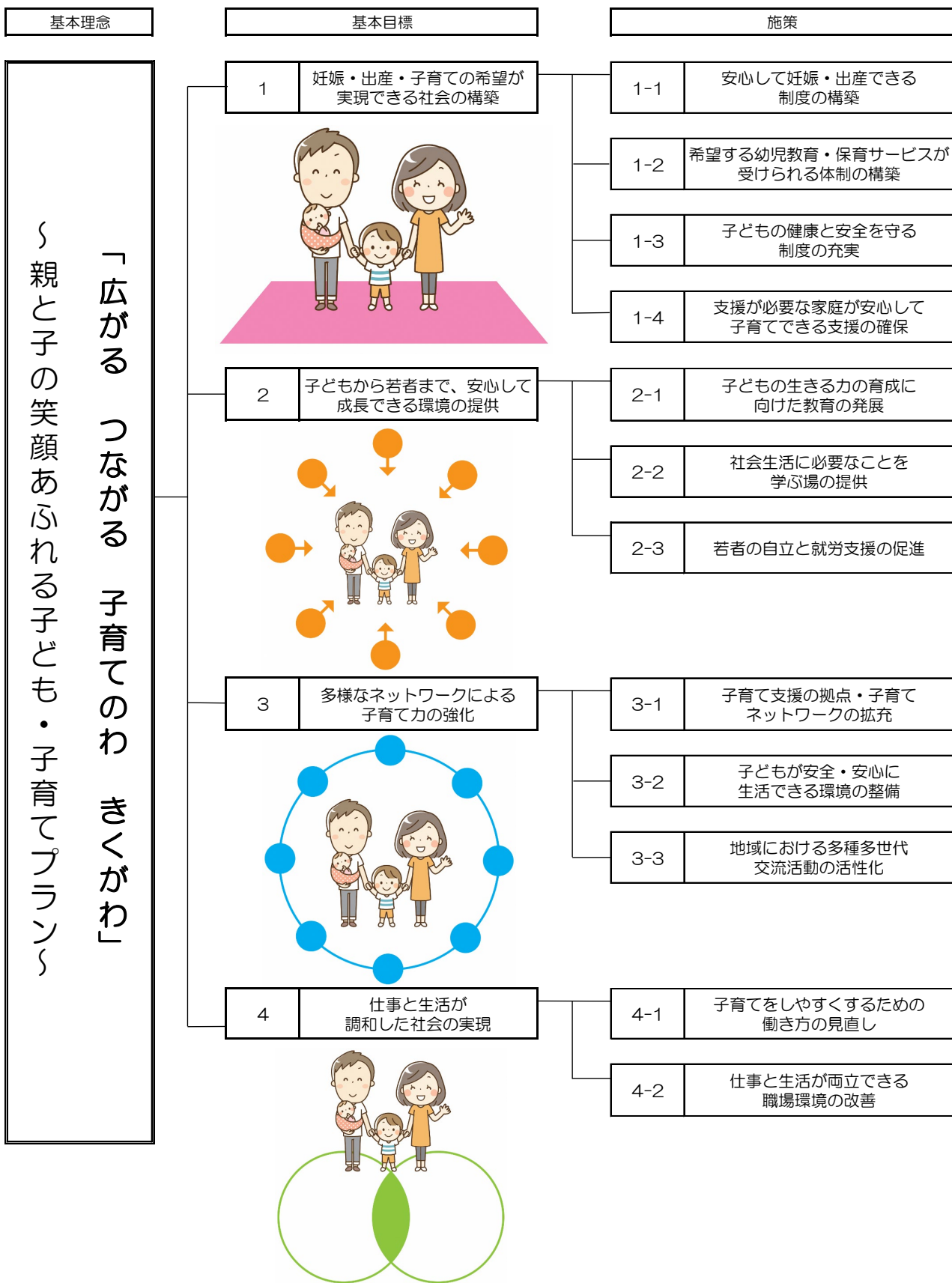
基本目標3 多様なネットワークによる子育て力の強化

子育て支援の主体である家庭・幼保施設・学校・地域・企業・行政が一体となって構築された子育てのためのネットワークにおいて、子どもの健やかな成長のために、ネットワーク内の連携力を高め、子育て力を一層強化します。

基本目標4 仕事と生活が調和した社会の実現

家庭や企業、その他地域社会において、保護者が仕事を続けながらも安心して子育てができるように環境づくりを進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

第3章 計画の施策大綱



第4章 計画推進に向けた役割

次代を担う子どもを育むため、家庭・幼保施設・学校・地域・企業・行政がそれぞれの役割を持って、「子育てのわ」を広げ、つなげていきます。

それぞれが持つ役割を果たすとともに、家庭を中心に、子育てを支援する多様な組織、立場の人が相互に連携・協力して、子どもや子育てに取り組む家庭を応援していきます。

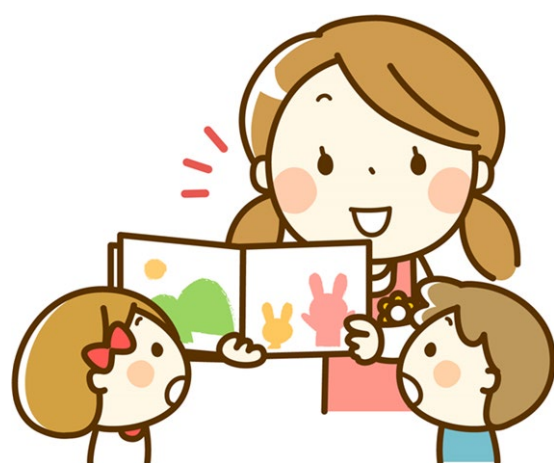
家庭の役割
●責任をもって健全な心と体を持つ子どもを育てます。
・愛情を持って子どもと接する ・母親一人に子育てが集中しないように、家族が協力する ・子育ての悩みやストレスをためないよう、家族で話し合いながら互いに助け合う ・栄養バランスのとれた料理で、健康な子どもを育てる ・善悪の判断ができる、道徳心のある子どもに育てるため、進んで子どもの手本になる ・人の心の痛みがわかる、思いやりのある子どもを育てる ・子どもの自主性を尊重しながら、親が適切に助言する

保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校の役割
●子どもの安全と成長を第一に、各成長段階に合った環境を提供します。
・安心して子どもを預けられる環境づくりに取り組む ・子どもがのびのびと遊べる場を提供する ・子どもが社会生活の基礎や基本を学べるよう指導する ・地域の人との交流を進め、郷土愛を育む

地域の役割
●協力して子どもを見守り、安心・安全な子育てを支援します。 ・気軽に声をかけ合え、子どもが安心できる環境づくりに取り組む ・悪いことや危険な行為を見かけたら注意する ・地区センター等を活用し、子どもが地域と交流する機会を設ける ・児童遊園等、子どもが地域で遊べる場所を確保する

企業の役割
●結婚・出産・子育てしながら働きやすい環境をつくれます。 ・仕事と出産・育児を両立できる環境を整える ・産前産後休業や育児休業を取りやすく、職場に安心して復帰できる体制をつくる ・子どもの病気への対応や参観会への出席等、休みを取りやすい雰囲気や制度をつくる ・母親だけでなく、父親も育児休業が取れるように職場環境を改善する

行政の役割
●安心して結婚・出産・子育てができる各種サービスを展開させます。 ・子育て支援に関する情報を、広報紙・ホームページ・メール・アプリ等、多くのメディアを活用し提供する ・健康診断や食育等で、健康づくりの助言や指導を行う ・子育てに悩む家庭が安心して相談できる体制を強化する ・子育てをしている家庭の経済的負担の軽減する ・保健師や保育士、教師、職員等の資質向上に努める ・保健、福祉、保育、教育等、行政内で連携する



第4編

基本計画



第4編 基本計画

基本目標 1 妊娠・出産・子育ての希望が実現できる社会の構築

【現状と課題】

人口減少、少子化が進んでいる中で、次世代を担う子どもを産み、育てていく家庭への支援が重要になっています。本市では子ども・子育て新制度開始後、子どもの数は減少していますが、保育ニーズは高まり続けています。親子の心と体の健康を保つため、保護者の不安を取り除き、多様なニーズへ対応できるサービスの展開が必要になります。

さらには、障がいのある子どもや外国につながる子ども等支援が必要な家庭への支援・配慮も求められており、家庭が安心して生活できる環境づくりが必要です。

【今後の方向性】

子どもを産み育てていくことを考えている家庭に、あらゆる場面できめ細やかな支援や取り組みを展開し、全ての家庭の希望が実現できる社会の構築を推進していきます。



施策 1－1：安心して妊娠・出産できる制度の構築



施策 1－2：希望する幼児教育・保育サービスが受けられる体制の構築



施策 1－3：子どもの健康と安全を守る制度の充実



施策 1－4：支援が必要な家庭が安心して子育てできる支援の確保

【関連計画】

- ・第2次菊川市総合計画
- ・第2期菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・菊川市幼保施設整備計画（基本方針）
- ・第2次菊川すこやかプラン
- ・第1期東遠地域広域障害児福祉計画

1-1：安心して妊娠・出産ができる制度の構築

全ての子どもと親が、心身共に健やかに成長し、豊かな人生を送ることは非常に大切なことです。特に、女性にとって短期間で大きな心身の変化がおこる妊娠・出産の時期の過ごし方は、産後のメンタルヘルスや育児状況にも関わることから、子どもの成長過程に合わせて安心して快適に過ごせる環境づくりや支援を推進します。

【主な事業・取り組み】

No.	事業・取り組み名	事業内容	担当課
1	プレママ&パパ サロン 【再掲】	今後、母親・父親になる人を対象に、出産や子育てに関して学べる「プレママ&パパサロン」を開催します。 また、父親の参加を積極的に呼び掛けます。 【再掲】施策4-1	子育て応援課
2	妊婦健康診査・ 産婦健康診査助成	妊婦健康診査、産婦健康診査の助成を行います。 【第5編第5章 量の見込みと確保の方策（地域子ども・子育て支援事業）】	子育て応援課
3	不妊・不育症治療費 助成	不妊治療や不育症治療に対する医療費の助成を行います。	子育て応援課
4	妊娠出産時ホーム ヘルプサービスへの 補助	体調不良等により家事を行うことが困難な妊産婦が、産前産後にベビーシッターまたはホームヘルパーを利用された際に、費用の一部を補助します。	子育て応援課
5	子育て世代包括支援 センターでの相談 （利用者支援事業） 【再掲】	子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から乳幼児期の様々な相談支援を実施します。 【第5編第5章 量の見込みと確保の方策（地域子ども・子育て支援事業）】 【再掲】施策3-1	子育て応援課
6	児童手当	中学校修了前の子どもを養育している方に児童手当を支給します。	子育て応援課



1-2：希望する幼児教育・保育サービスが受けられる体制の構築

保育ニーズが高まり続ける中、令和元年 10 月より教育・保育の無償化が始まる等、教育・保育ニーズのさらなる多様化が予想されます。本市では菊川市幼保施設整備計画（基本方針）に沿って、幼保施設の定員の見直しや認定こども園化等を促進し、適切な施設の配置と、確保体制の構築を進めます。教育を受けることのできる環境の確保にも努め、質の高い教育・保育を提供していきます。

放課後の児童の居場所確保や休日保育を検討する等、多様なニーズに合った地域子ども・子育て支援事業の適切な提供に努めます。

また、子どもの様々な関心や成長・発達段階に応じた多様な遊びや学習の機会の充実を図ります。

【主な事業・取り組み】

No.	事業・取り組み名	事業内容	担当課
7	こども未来部の設置	子ども・子育てに関する総合的・横断的な施策の立案を行うこども未来部を設置し、妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援をより充実させます。	こども政策課 子育て応援課
8	幼保施設の待機児童の解消 （保育定員の見直し・認定こども園化）	保育定員の見直し・認定こども園化等による受入人数の増加を図り、幼保施設の適正な規模と配置の確保等を通じて、待機児童の解消に努めます。 【第5編第4章 量の見込みと確保の方策（教育・保育）】	こども政策課
9	保育士等の資質・能力の向上	より質の高い教育・保育を提供していくため、保育士等の資質・能力向上の研修や講演会を行います。	こども政策課
10	0～2歳児の第3子以降の保育料無償化	国の多子制限や保護者の所得に関わらず、0～2歳児の第3子以降の保育料を無償化します。	こども政策課
11	3～5歳児の第3子以降の給食費（副食費）無償化	国の多子制限や保護者の所得に関わらず、3～5歳児の第3子以降の給食費（副食費）を無償化します。	こども政策課
12	延長保育事業	共働きの保護者の仕事と保育の両立を支援するため、延長保育を実施します。 【第5編第5章 量の見込みと確保の方策（地域子ども・子育て支援事業）】	こども政策課
13	預かり保育事業 （一時預かり事業 幼稚園型）	保護者の就労等に応じて、教育時間の前後や長期休業等に預かり保育を実施します。 【第5編第5章 量の見込みと確保の方策（地域子ども・子育て支援事業）】	こども政策課

基本目標 1

No.	事業・取り組み名	事業内容	担当課
14	リフレッシュ・一時保育事業 (一時預かり事業 幼稚園型を除く)	保護者の社会的理由や私的理由により、一時的に乳幼児を保育するリフレッシュ・一時保育を実施します。 【第5編第5章 量の見込みと確保の方策(地域子ども・子育て支援事業)】	こども政策課
15	病後児保育事業	けがや病気の回復期に、家庭で保育できない場合に、専用保育室のある施設において一時的に預かる病後児保育を実施します。 【第5編第5章 量の見込みと確保の方策(地域子ども・子育て支援事業)】	こども政策課
16	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	共働きやひとり親家庭等、帰宅しても保護者が不在の小学生を預かり、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブを運営します。 【第5編第5章 量の見込みと確保の方策(地域子ども・子育て支援事業)】	こども政策課
17	放課後児童クラブ 支援員の資質・能力の向上	放課後児童クラブの内容を充実させ、子どもの健全育成を推進していくため、支援員の資質・能力向上の指導、研修を行います。	こども政策課
18	子育てアプリ 「きくすく」	子育て支援情報、市内の公共施設のマップ情報等を提供する子育てアプリ「きくすく」で、積極的な情報発信を行います。	こども政策課
19	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	ファミリー・サポート・センターの依頼会員(預けたい人)、提供会員(預かる人)の募集を行い、柔軟な保育体制づくりを進めます。 【第5編第5章 量の見込みと確保の方策(地域子ども・子育て支援事業)】	子育て応援課
20	放課後子ども教室事業 【再掲】	放課後に、学校の余裕教室等を活用し、地域の人の協力のもと、子どもが安全にスポーツや文化活動に取り組める放課後子ども教室を開講します。 【第5編第5章 量の見込みと確保の方策(地域子ども・子育て支援事業)】 【再掲】施策3-3	社会教育課

1-3: 子どもの健康と安全を守る制度の充実

子どもの健康を守り病気等を防ぐため、医療機関との連携を図り、各種健康診断や予防接種の実施、緊急時の医療体制を保持します。また、子どもが病気になっても安心して生活を送ることができるよう、保護者の不安解消や負担軽減を図るための支援や助成を行います。また、子どもの心の健康と健やかな成長のため、相談や支援を充実させます。

【主な事業・取り組み】

No.	事業・取り組み名	事業内容	担当課
21	救急医療体制の保持	夜間・休日の急病や事故等、緊急時に対応できるように、急患診療所と総合病院との連携強化を図ります。 また、静岡こども救急電話相談の周知・啓発を実施します。	健康づくり課 子育て応援課
22	こんにちは赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業) 【再掲】	乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん」を通じ、母親の育児不安等の解消に努めます。 【第5編第5章 量の見込みと確保の方策(地域子ども・子育て支援事業)】 【再掲】施策1-4	子育て応援課
23	相談・健診の実施	子どもの成長の確認や育児の支援を行うため、健康相談や定期的な各種健診を実施します。	子育て応援課
24	予防接種の実施	子どもを病気から守るため、各種予防接種を実施します。	子育て応援課
25	喫煙や飲酒している妊婦への指導	妊娠届提出時に、喫煙や飲酒をしている妊婦に母体や子どもへの影響について説明し、禁煙・禁酒指導を行います。	子育て応援課
26	乳児を対象とした食に関する指導	離乳食教室や7か月児相談を通じて、離乳食に関する講話や食に関する相談を行います。	子育て応援課
27	保健師の資質・能力の向上	よりの確な保健指導を行い、子どもや保護者の健康増進や生活の質の向上を図るため、保健師の資質・能力向上の研修を行います。	子育て応援課
28	子育て支援教室の開催	ふれあい遊びや育児のポイント等を伝える各種子育て支援教室を実施します。	子育て応援課

基本目標 1

No.	事業・取り組み名	事業内容	担当課
29	小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付	小児慢性特定疾患のある子どもがいる家庭へ日常生活用具の給付を推進します。	子育て応援課
30	こども医療費助成制度の推進	子どもの健やかな成長と、家庭の経済的負担軽減を図る、こども医療費助成制度を推進します。	子育て応援課
31	飲み茶の提供	菊川市特産の深蒸し茶の良さを知り、健康な毎日を送るため、各幼保施設や小中学校に茶業協会、茶業委員会が飲み茶の提供を行います。	茶業振興課
32	教育相談の実施	小中学生の家庭における子育てに関する悩みや不安を解消し、解決に向けて支援するための教育相談を実施します。	学校教育課
33	小学生食育体験事業	食に関する関心を高めるため、児童が野菜の栽培から収穫までを体験する事業へ補助を行います。	学校教育課
34	家庭教育支援	家庭教育の一層の充実を図ることを目的とした家庭教育推進事業を実施します。	社会教育課



1-4：支援が必要な家庭が安心して子育てできる支援の確保

児童虐待、子どもの貧困、障がい児、外国につながる子ども、ひとり親家庭等、支援が必要な家庭を取り巻く問題が大きく取り上げられています。

児童虐待については、親へのカウンセリングを含めた未然防止、早期発見、児童保護も視野に入れた早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもや関係者に対するサポート体制の充実を図ります。

子どもの貧困対策については、教育支援・生活支援・保護者の就労支援・家庭への経済的支援等、各分野で関係機関と連携を図ります。

健康診断や訪問を通じて子どもの障がいを早期に発見することで、一人ひとりの状況に応じた、きめ細やかな支援を行っていきます。また、障がい児が地域の中で安心して生活できるように、各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。特に教育に関しては、障がいの有無に関わらず同じ場で学ぶインクルーシブ教育を推進します。

さらに、本市では外国人も多く在住しています。外国につながる家庭や子どもが本市のサービスを円滑に利用していくための支援を推進します。

【主な事業・取り組み】

No.	事業・取り組み名	事業内容	担当課
35	通訳者の配置	外国につながる家庭の子どもや保護者が、来庁時に職員からの説明がわかるように、通訳者を配置します。	総務課
36	生活困窮者自立支援	生活に困窮している方に対し、生活再建や就労の相談・支援を行います。	福祉課
37	生活保護	生活に困窮している方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します。	福祉課
38	障害児福祉手当の支給	身体または精神の重度の障がいによって、日常生活において常時介護を必要とする方（20歳以下）へ、障害児福祉手当を支給します。	福祉課
39	重度心身障害児扶養手当の支給	心身の重度の障がいによって、常時介護を必要とする子どもの保護者へ、重度心身障害児扶養手当を支給します。	福祉課
40	放課後等デイサービスの利用支援	放課後等デイサービスを利用している家庭への利用支援をします。	福祉課

基本目標 1

No.	事業・取り組み名	事業内容	担当課
41	児童発達支援センターとの連携	児童発達支援事業の利用を希望する保護者へ、適正なサービス利用に繋がるように、市とセンターで連携を図ります。	福祉課 こども政策課 子育て応援課
42	私立園 2 号・3 号 認定児加配助成	支援が必要な園児のいる園で申請がある場合、加配職員に対して助成を行います。	こども政策課
43	訪問型小集団療育の実施	児童発達支援センターの訪問型小集団療育を市内園で実施します。	福祉課 こども政策課
44	ことばの教室	発音等ことばについて心配のある幼児・児童に対して指導を行う「ことばの教室」を実施します。	こども政策課 学校教育課
45	発達相談の実施	発達の遅れ等を心配する親子を対象に、幼児の発達検査や、子どもの発達にあわせた支援についての相談を実施します。	子育て応援課
46	療育教室 (親子ふれあい教室等)	発達の遅れ等を心配する親子を対象に発達を促す療育教室を開催します。	子育て応援課
22	こんにちは赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業) 【再掲】	乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん」を通じ、母親の育児不安等の解消に努めます。 【第5編第5章 量の見込みと確保の方策(地域子ども・子育て支援事業)】 【再掲】施策1-3	子育て応援課
47	家庭児童相談室による相談	家庭における子育てに関する悩みや不安を解消し、解決に向けて支援する家庭児童相談室を充実させます。	子育て応援課
48	子どもを守るネットワークによる情報交換 (子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)	関係機関の職員を対象に研修会を開催する等、子どもを守るネットワークでの情報交換や連携強化を図ります。	子育て応援課
49	要保護児童対策地域協議会の設置 【再掲】	要保護児童対策地域協議会を設置し、情報交換及び支援の検討を行います。 【再掲】施策3-1	子育て応援課
50	児童相談所全国共通3桁ダイヤル「189」の啓発	児童虐待の防止のため、児童相談所全国共通3桁ダイヤル「189」や児童虐待防止推進月間の広報・啓発活動に努めます。	子育て応援課

基本目標 1

No.	事業・取り組み名	事業内容	担当課
51	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対し、訪問を行います。 【第5編第5章 量の見込みと確保の方策（地域子ども・子育て支援事業）】	子育て応援課
52	児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、支給要件に該当する家庭に児童扶養手当を支給します。	子育て応援課
53	母子家庭等医療助成	母子家庭、父子家庭の20歳未満の方と、親・両親のいない家庭の20歳未満の方に対し、医療費の自己負担分を助成します。	子育て応援課
54	母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭を対象に就学資金等の貸付を行い、経済的負担の軽減を図ります。	子育て応援課
55	自立支援教育訓練給付	ひとり親家庭の母または父が、就職するために必要な訓練を受ける場合、受講料の一部を助成します。	子育て応援課
56	高等職業訓練促進給付	ひとり親家庭の母または父が、資格取得するための給付金及び修了支援給付金を支給します。	子育て応援課
57	臨時就労相談	ひとり親世帯の就労支援のため、ハローワークと連携し、就労相談を実施します。	子育て応援課
58	就学援助費の支給	小中学校に就学中または就学予定の子どものうち、経済的な理由で就学が困難となっている家庭に就学援助費を支給します。	教育総務課
59	外国人支援員の配置	外国につながる児童生徒を支援するため、小中学校へ外国人支援員を配置します。	学校教育課
60	虹の架け橋への支援	外国につながる児童生徒に日本の文化やルール等を指導する「虹の架け橋教室」への支援を行います。	学校教育課



基本目標2 子どもから若者まで安心して成長できる環境の提供

【現状と課題】

本市では、少子化の影響を受けて子どもの数は減り続けています。また、子どもが、親の転勤や自身の就学・就労に伴い、市外・県外へと移っていくことも多くなっています。

このような状況の中で、子どもが本市に住み続けるための郷土愛の育成や、健やかに成長し社会で自立していくための豊かな感性、社会性を学ぶ場の提供が必要です。

また、行政だけではなく、地域全体を巻き込み、全ての人々が主体となった支援体制の構築が求められています。

【今後の方向性】

地域の社会資源を活用しながら、本市に住む全ての子どもが安心して成長し、若者が希望をもって住み続けていける地域づくりを推進します。

教育では、保幼小中の滑らかな接続と、地域と学校が共に子どもを育てる環境づくりを目指し、「学びの庭」構想を推進します。

施策2-1：子どもの生きる力の育成に向けた教育の発展

施策2-2：社会生活に必要なことを学ぶ場の提供

施策2-3：若者の自立と就労支援の促進

【関連計画】

- ・第2次菊川市総合計画
- ・第2期菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・菊川市教育大綱

2-1：子どもの生きる力の育成に向けた教育の発展

子どもが健やかに成長し、社会で自立していくためには、質の高い教育を提供していく必要があります。学習指導要領に沿った教育カリキュラム等を通じ、子どもが「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康・体力」といった生きる力を身に付けられるように、保幼小中や各施設とのさらなる連携を図り、乳幼児や児童・生徒一人ひとりの個性や成長段階に応じた、きめ細やかな指導を充実させていきます。

また、本市で生まれ育った子どものふるさとへの愛着を深めるため、本市の魅力を学ぶ機会を提供します。

【主な事業・取り組み】

No	事業・取り組み名	事業内容	担当課
61	指導主事の配置	より質の高い教育を提供し、子どもの学ぶ力を伸ばしていくため、こども政策課と学校教育課に指導主事を配置します。	こども政策課 学校教育課
62	T-1グランプリの開催	市内の児童にお茶に関する知識を深めてもらうため、クイズやお茶の淹れ方等を競うT-1グランプリを開催します。	茶業振興課
63	21世紀型授業の推進	ICTを効果的に活用し、本市ならではの「主体的・対話的で深い学び」を進めます。	学校教育課
64	ICTを活用した授業の推進	子どもの「学ぶ力」をより高めるため、ICTを活用した授業を推進していきます。	学校教育課
65	中学生ふるさと未来塾の実施	ふるさとの魅力や地元で働く良さを中学生に知ってもらうため、地元企業を講師に招いてふるさと未来塾を実施します。	社会教育課
66	子ども読書活動の推進	子どもの感受性や想像力を伸ばしていくため、子どもの読書活動を推進します。	図書館
67	ブックスタート事業の推進	乳児とその家族に絵本を贈り、絵本を通じたふれあいのきっかけをつくるため、ブックスタート事業を推進していきます。	図書館



2-2：社会生活に必要なことを学ぶ場の提供

急速な少子化の進行や、地域コミュニティの希薄化等により、子どもが社会生活で必要なことを学ぶ機会が減っています。

子どもが危険行為や問題行動を起こすことなく健全に育ち、地域とのつながりの中で社会性や思いやりの心を持って成長できることが大切になります。本市では、体験活動の充実や年齢に応じた指導を実施し、豊かな感性と社会性を学ぶ場を提供することで、子どもの健やかな成長を支援します。

【主な事業・取り組み】

No.	事業・取り組み名	事業内容	担当課
68	思春期講演会	性についての正しい知識や命の大切さ等を学ぶため、児童生徒を対象に思春期講演会を開催します。	子育て応援課
69	適応指導教室「このゆびと～まれ」	不登校の児童生徒に対して、家庭以外に過ごせる場所の提供や、児童生徒、保護者の相談等を行う適応指導教室「このゆびと～まれ」を実施します。	学校教育課
70	ボランティア体験活動の推進 【再掲】	社会参加を通じ、社会性や思いやりの心を育むため、青少年によるボランティア体験活動を推進していきます。 【再掲】施策3-3	社会教育課
71	青少年街頭生活指導の実施	青少年の健やかな成長を促す環境づくりと地域防犯活動を推進し、「地域の青少年は地域で守り育てる」意識の向上を図るため、青少年街頭生活指導を実施します。	社会教育課
72	青少年健全育成市民会議支部活動の推進	地域社会と行政（関係機関）が相互に協力し、青少年健全育成市民会議の各支部で「あいさつ・声かけ運動」等の運動、体験活動、啓発活動を推進します。	社会教育課

2-3：若者の自立と就労支援の促進

子どもを取り巻く環境の変化と同様に、働き方の多様化や未婚率の上昇等、若者を取り巻く環境も大きく変化しています。その中でも、特に就労の場においては、雇用形態の問題や賃金格差による問題が大きく取り上げられています。

就労支援機関との事業連携や情報交換、また企業への啓発活動により、若者の就労促進及び就労環境の向上を図ります。

【主な事業・取り組み】

No.	事業・取り組み名	事業内容	担当課
73	「出会い・交流」の場の創出	出会いのきっかけづくりを図るため、若者向けの「出会い・交流」の場を創出します。	企画政策課
74	結婚相談	結婚を考えている方へ出会いの場を提供する結婚相談を実施します。	福祉課
75	就労支援機関との連携	若者の就業促進を図るため、就労支援機関（ハローワーク等）との事業連携や情報交換を実施します。	商工観光課
76	若者の就労・就業支援	就労・就職に係るセミナー、企業見学会等の実施、就労相談窓口の開設等により、若者の就労・就業支援を図ります。	商工観光課



基本目標3 多様なネットワークによる子育て力の強化

【現状と課題】

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等が進んでおり、それまで地域に根付いていたネットワークが薄れています。この互いの助け合い・支え合いが薄れていくことは、子どもの安全・安心に大きく影響を与えます。

そのため、子どもが安全・安心に成長していけるような環境の整備、地域が一丸となって子どもを支えていくネットワークの構築が求められています。

【今後の方向性】

家庭・幼保施設・学校・地域・企業・行政によって構築された多様なネットワークの中で、子どもが健やかに育っていくことができる子育て力のある地域づくりを推進していきます。



施策3-1：子育て支援の拠点・子育てネットワークの拡充



施策3-2：子どもが安全・安心に生活できる環境の整備



施策3-3：地域における多種多世代交流活動の活性化

【関連計画】

- ・第2次菊川市総合計画
- ・第2期菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・第10次菊川市交通安全計画

3-1：子育て支援の拠点・子育てネットワークの拡充

各種子育て支援施設は、子どもに健全な遊びや学びの機会を与えて、子どもの心身の健全な成長、健康増進につなげ、異なる年齢の子どもが遊べる居場所の充実に努めます。

また、教育・保育の質の向上を図るために、保育所・認定こども園・幼稚園と地域型保育事業・認可外保育施設等が連携・情報共有ができる体制づくりを推進します。

さらに、家庭・幼保施設・学校・地域・企業・行政の連携強化を進め、主任児童委員が各児童委員や学校等の関係機関と連携を図り、子どもが安心して豊かに暮らせる地域づくりを目指していきます。

【主な事業・取り組み】

No.	事業・取り組み名	事業内容	担当課
77	保幼小中の連携	園児・児童・生徒の交流や情報交換を行う等、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校が連携します。	こども政策課 子育て応援課 学校教育課
78	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携 (新・放課後子ども総合プラン事業)	学校の空き教室等を活用した、放課後の活動プログラムを作成する等、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進します。 【第5編第5章 量の見込みと確保の方策(地域子ども・子育て支援事業)】	こども政策課 社会教育課
79	児童館	子どもに遊びを与え、健康増進と情操を豊かにするための施設である児童館をより充実させます。	子育て応援課
80	子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)	乳幼児と保護者が集まり、交流するふれあいの場や、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。 【第5編第5章 量の見込みと確保の方策(地域子ども・子育て支援事業)】	子育て応援課
81	子育てサークルの支援	保護者等地域住民が自主的に結成し運営している子育てサークルの活動を支援します。	子育て応援課
5	子育て世代包括支援センターでの相談 (利用者支援事業) 【再掲】	子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から乳幼児期の様々な相談支援を実施します。 【第5編第5章 量の見込みと確保の方策(地域子ども・子育て支援事業)】 【再掲】施策1-1	子育て応援課
49	要保護児童対策地域協議会の設置 【再掲】	要保護児童対策地域協議会を設置し、情報交換及び対策の検討を行います。 【再掲】施策1-4	子育て応援課

3-2：子どもが安全・安心に生活できる環境の整備

近年、地震や風水害といった災害の発生頻度が高まっており、生活に大きく影響を受けています。本市では、引き続き子どもや障がい者等の災害弱者の視点に立った防災に努めます。

また、昨今では子どもが巻き込まれる交通事故や犯罪が大きく取り上げられています。子どもの安全を守るためにも、地域住民の力を借りながら見守り活動を推進していくとともに、交通安全や防犯に関する講座や指導をより充実させ、子どもが安全・安心に過ごせるまちを目指します。

【主な事業・取り組み】

No.	事業・取り組み名	事業内容	担当課
82	防犯灯の設置	地域の防犯の向上を図るため、各所への防犯灯の設置を推進します。	地域支援課
83	防犯講座の開催	子どもの安全を確保するため、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校で、防犯講座を実施します。	地域支援課 こども政策課 学校教育課
84	交通安全教室の開催	市民の交通安全意識を啓発し、交通安全を推進するため、交通安全指導員を中心に交通安全教室を開催します。	地域支援課
85	地域防災訓練への参加の啓発	地震等の災害に備えるため、防災訓練への参加を啓発します。	危機管理課
86	メール情報配信サービス「茶こちゃんメール」	メール情報配信サービス「茶こちゃんメール」を通じて、防災・防犯情報や同報無線の内容等を配信します。	危機管理課
87	道路区画線や交通安全施設の設置・整備	道路区画線、交通安全施設等を設置・整備し、市道の安全対策を講じます。	建設課
88	都市公園等の整備	子どもが気軽に遊べるように、都市公園の整備・維持管理をします。	都市計画課
89	児童遊園の遊具設置等への補助	子どもが安全に遊ぶことができる遊具の設置や、ケガ等の危険がある遊具の撤去・修繕に対する補助を行います。	こども政策課
90	通学路安全点検	児童生徒が安心して通学できる道路にするため、通学路安全点検を実施します。	学校教育課
91	スクールガードによる通学路の見守り	子どもを犯罪から守るため、スクールガードボランティアが見守り活動を行います。	学校教育課

3-3：地域における多種多世代交流活動の活性化

子どもの遊びや学びの場の提供だけではなく、保護者同士が交流し、子育てに関する情報交換や不安・悩みを共有する場の提供が重要です。本市では、子どもやその保護者が気軽に立ち寄ることができる場所の確保に努めます。

また、核家族化の進展等により、高齢者と子どもが交流する機会が減っています。多世代交流の一環として、地域の高齢者と子どもがふれあう場を提供します。

【主な事業・取り組み】

No.	事業・取り組み名	事業内容	担当課
92	地区センターにおける「宿泊体験」の受入れ	子どもの学びの機会を増やすため、地域の地区センターで宿泊体験を受入れます。	地域支援課
93	高齢者とのふれあい	園行事への招待や老人クラブとのふれあい活動等、園児が地元の高齢者と関わる機会を確保します。	こども政策課
20	放課後子ども教室事業 【再掲】	放課後に、学校の余裕教室等を活用し、地域の人たちの協力のもと、子どもが安全にスポーツや文化活動に取り組める放課後子ども教室を開講します。 【第5編第5章 量の見込みと確保の方策（地域子ども・子育て支援事業）】 【再掲】施策1-2	社会教育課
70	ボランティア体験活動の推進 【再掲】	社会参加を通じ、社会性や思いやりの心を育むため、青少年によるボランティア体験活動を推進していきます。 【再掲】施策2-2	社会教育課



基本目標4 仕事と生活が調和した社会の実現

【現状と課題】

女性の社会進出が進み、共働きの家庭が増加しています。また、出産後も共働きを続ける選択をする家庭も増えています。

働き方改革による就労時間の削減等が推進されていますが、働きやすい環境づくりや働き方の見直し等の雇用環境の整備は十分に整っておらず、仕事と生活が調和できる制度や環境の改善が求められています。

【今後の方向性】

男は仕事、女は家庭というような性別による固定的な役割分担の意識を解消し、働く父親・母親が子育てにも集中できる働き方を進めていきます。職場優先の企業風土を見直し、企業における子育ての意識高揚や育児休業の取得促進等、全ての家庭で仕事と生活が調和（ワーク・ライフ・バランス）した社会の実現を目指します。



施策4-1：子育てをしやすくするための働き方の見直し



施策4-2：仕事と生活が両立できる職場環境の改善

【関連計画】

- ・第2次菊川市総合計画
- ・第2期菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・第3次菊川市男女共同参画プラン

4-1：子育てをしやすいための働き方の見直し

子どもが健やかに成長していくためには、父親が積極的に子育てに関わり、母親が抱える不安感や負担感を軽減することが非常に重要です。父親に対して子育てや家庭教育について学ぶ機会を提供し、子育て参画の促進と意識の啓発を行います。

また、本市では働く女性が増加しています。保護者の就労状況が変化しても転園する必要がないように努める等、ニーズに合った教育・保育サービスを提供します。女性が社会で活躍できるように、女性の就労機会の増加等の支援を行います。

【主な事業・取り組み】

No.	事業・取り組み名	事業内容	担当課
94	男女共同参画の啓発	園児への絵本の読み聞かせや小学生への職業講話、啓発物品の配布等を通じ、男女共同参画についての意識啓発を行います。	地域支援課
1	プレママ&パパ サロン 【再掲】	今後、母親・父親になる人を対象に、出産や子育てに関して学べる「プレママ&パパサロン」を開催します。 また、父親の参加を積極的に呼び掛けます。 【再掲】施策1-1	子育て応援課
95	就労・就業相談窓口 の開設	就労支援機関（ハローワーク等）等と連携し、身近で気軽な就労情報の収集や相談できる就労・就業相談窓口を開設します。	商工観光課
96	女性向け就労・就業 支援セミナー等の 開催	働く意欲のある女性を対象に、就職に係る不安や悩みの解消を図り、就職・再就職への第一歩を後押しするため、就労・就業支援セミナー等を開催します。	商工観光課

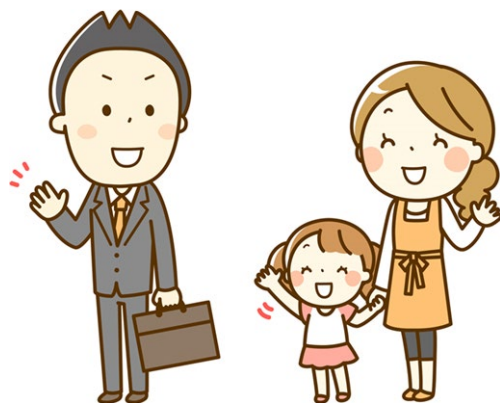
4-2：仕事と生活が両立できる職場環境の改善

仕事と家庭生活を両立していくためには、企業において多様な働き方ができる環境を構築していくことが重要であり、企業で働く一人ひとりの意識改革を進め、男女問わず、家事や子育てに参画できるように職場環境を改善していく必要があります。

企業への働きかけを行い、育児休業や短時間勤務制度等、多様な働き方に関する情報提供を進め、市内企業へ子育て支援の理解と普及を行います。

【主な事業・取り組み】

No.	事業・取り組み名	事業内容	担当課
97	事業所内保育事業の促進	地域の保育受入枠を確保するため、事業所内保育事業実施の促進を図ります。	こども政策課
98	子育て優待カード	静岡県下全域で実施している「しずおか子育て優待カード」事業の、菊川市での協賛店舗数を増やします。	子育て応援課
99	企業への情報発信	企業訪問の際に、子育てに関する制度等の情報発信を行います。	商工観光課



第5編

重点項目



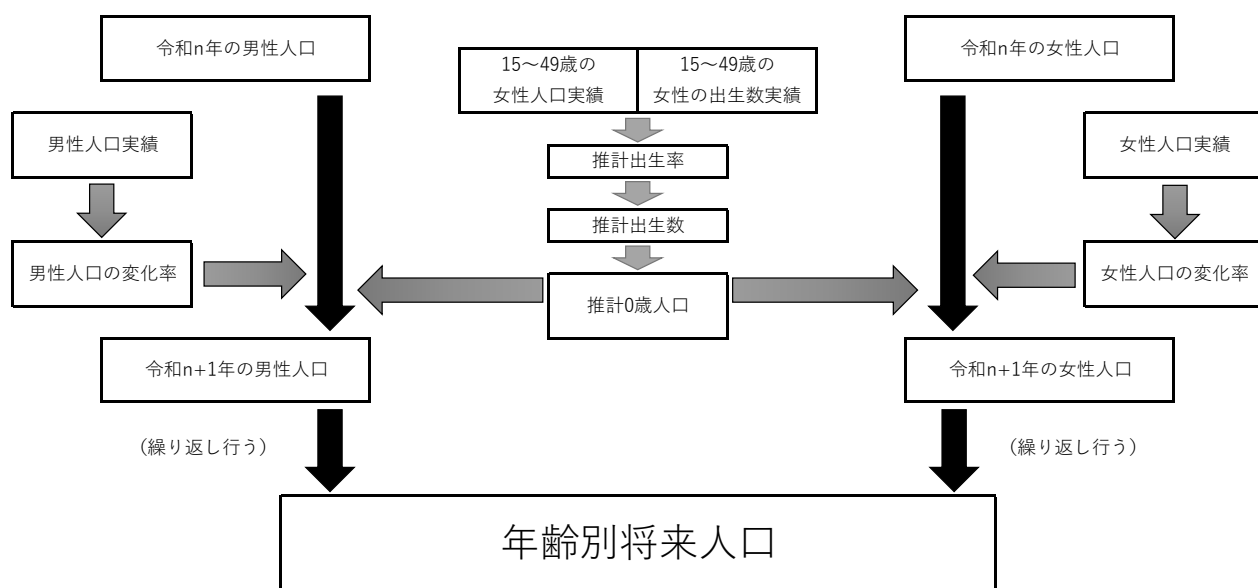
第5編 重点項目

第1章 将来の人口推計

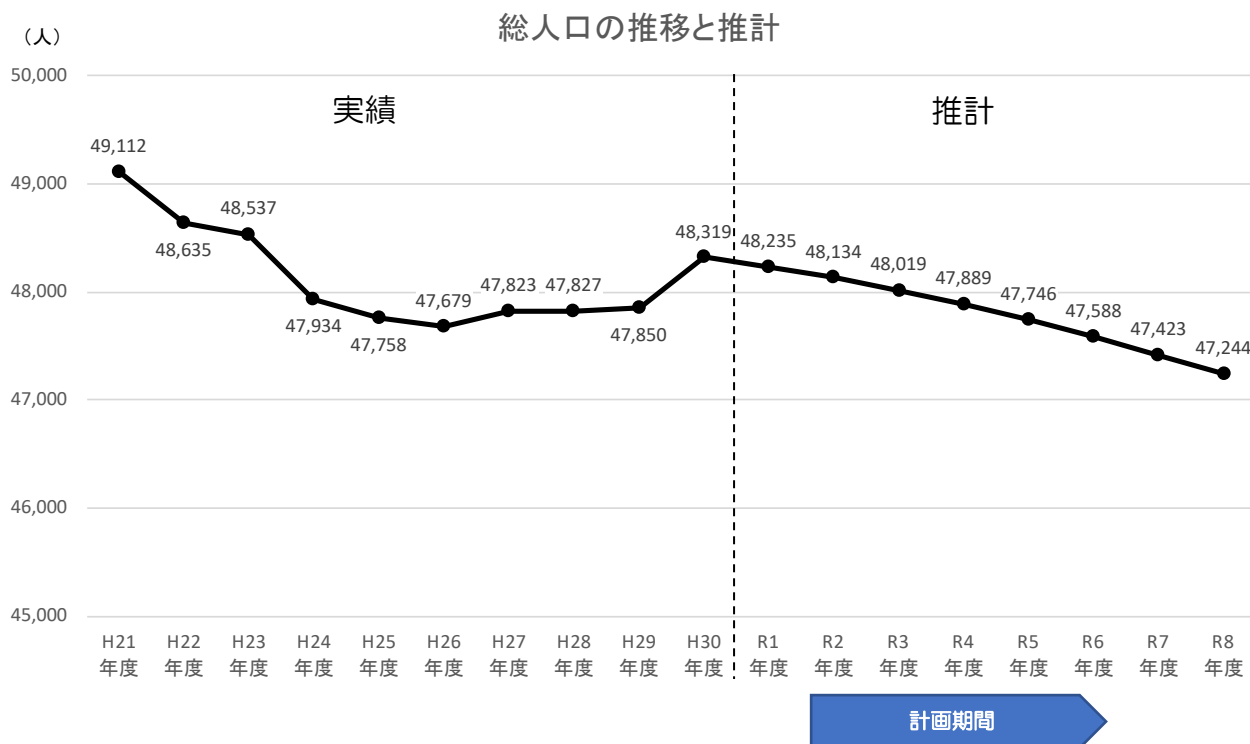
本計画策定にあたり、市の将来の人口推計を行っています。推計は、歳児別の人数を求める必要があることから、住民基本台帳の男女各歳別人口を基に、1歳ごとの男女別人口を求めるコーホート変化率法※によって推計しています。

※コーホート変化率法：コーホート（cohort）とは、同年（または同時期）に出生した集団のことを指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

○コーホート変化率法イメージ図



①ー１ 総人口の推移と推計



※各年度 3 月末日現在

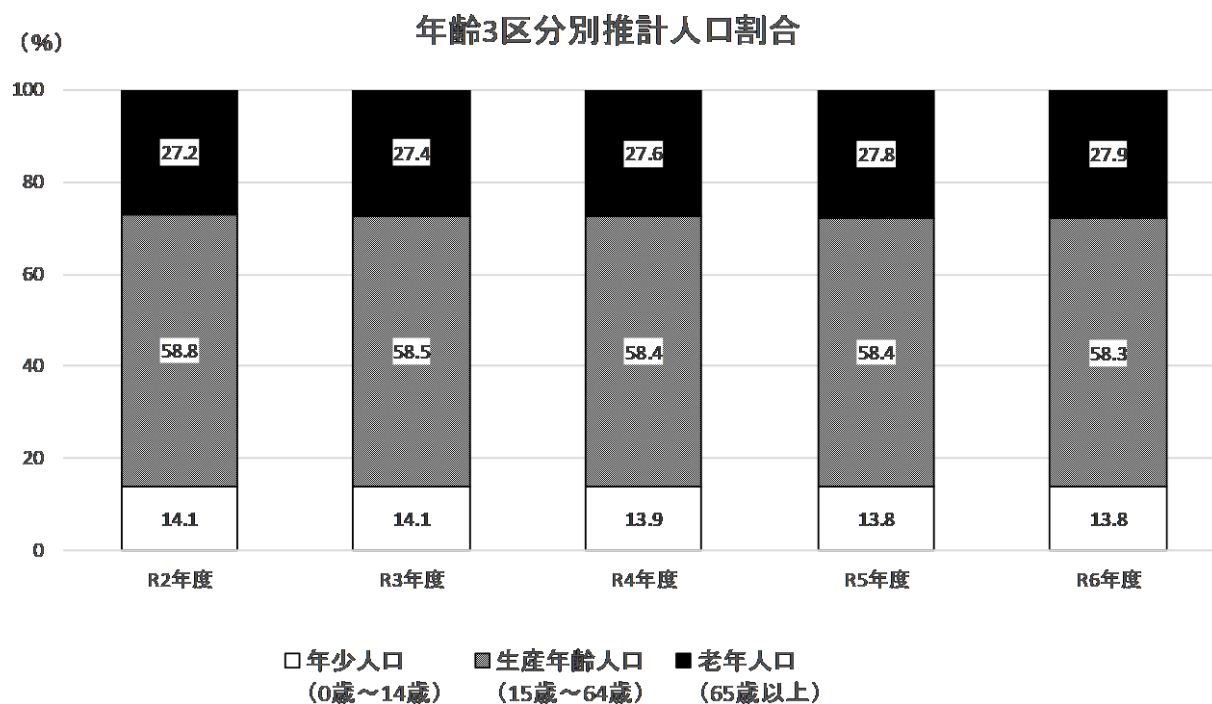
例)「H21 年度」は、平成 22 年 3 月 31 日、「R1 年度」は、令和 2 年 3 月 31 日を指す。

本市の総人口の推移について、平成 21～26 年度にかけては減少傾向にあり、平成 27～30 年度にかけては増加傾向にあります。特に平成 29～30 年度にかけて総人口が大きく増加していますが、日本人の人口はおおむね横ばいであり、外国人の人口が増加したことが大きく影響しています。

近年の状況を総合的に判断したうえで推計した本市の総人口は、平成 30 年度以降は減少していく見込みとなっており、本計画最終年度の令和 6 年度の総人口は 47,588 人になると予想されます。

年齢 3 区分別にみると年少人口（0～14 歳）については令和 2 年度以降、減少していく見込みとなっており、令和 6 年度では 6,555 人となります。

①ー２ 年齢3区分別推計人口割合



		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
年少人口□(0歳～14歳)	人口 (人)	6,779	6,749	6,673	6,606	6,555
	割合 (%)	14.1	14.1	13.9	13.8	13.8
生産年齢人口□(15歳～64歳)	人口 (人)	28,282	28,112	27,983	27,881	27,750
	割合 (%)	58.8	58.5	58.4	58.4	58.3
老年人口□(65歳以上)	人口 (人)	13,073	13,158	13,233	13,259	13,283
	割合 (%)	27.2	27.4	27.6	27.8	27.9

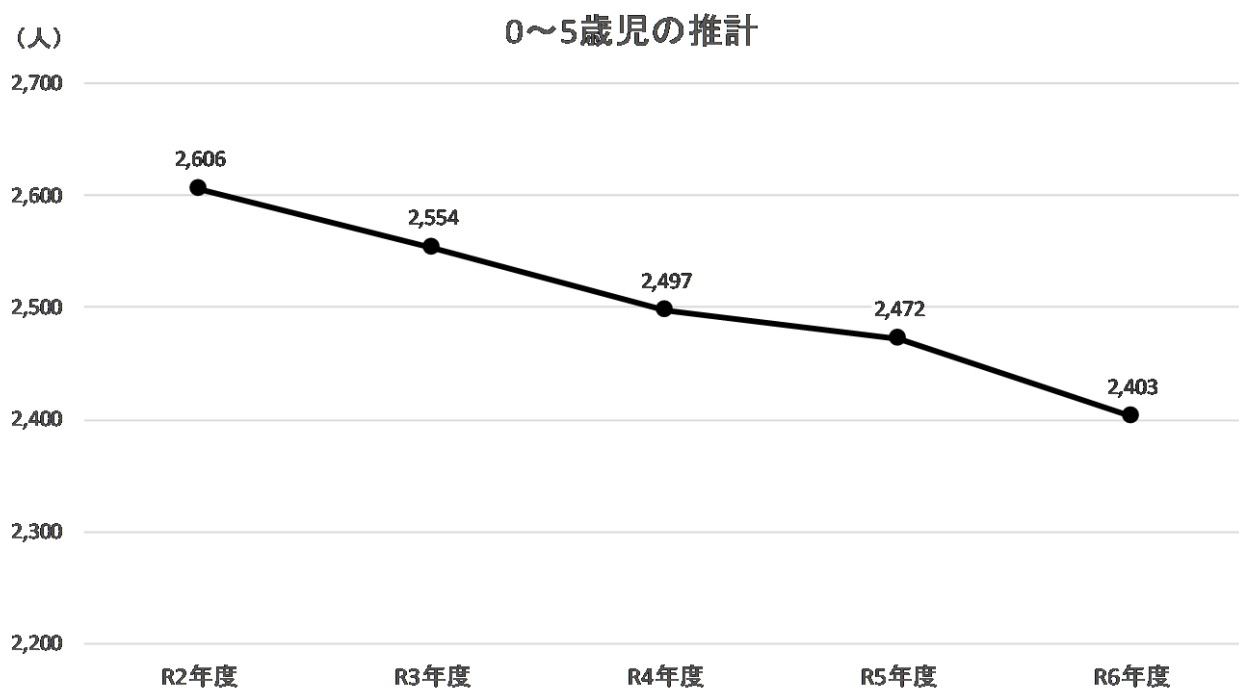
※各年度3月末日現在

例)「R2年度」は、令和3年3月31日を指す。

年齢3区分別推計人口割合をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合は少しずつ低下していき、令和6年度では年少人口割合が13.8%、生産年齢人口割合が58.3%となります。

一方で、老年人口（65歳以上）の割合は令和2年度以降上昇し続け、令和6年度では27.9%となります。

②ー１ ０～５歳児の推計



(人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳児	394	386	379	373	363
1歳児	418	410	402	395	389
2歳児	449	419	411	403	396
3歳児	423	457	427	419	411
4歳児	459	421	455	425	417
5歳児	463	461	423	457	427
総計	2,606	2,554	2,497	2,472	2,403

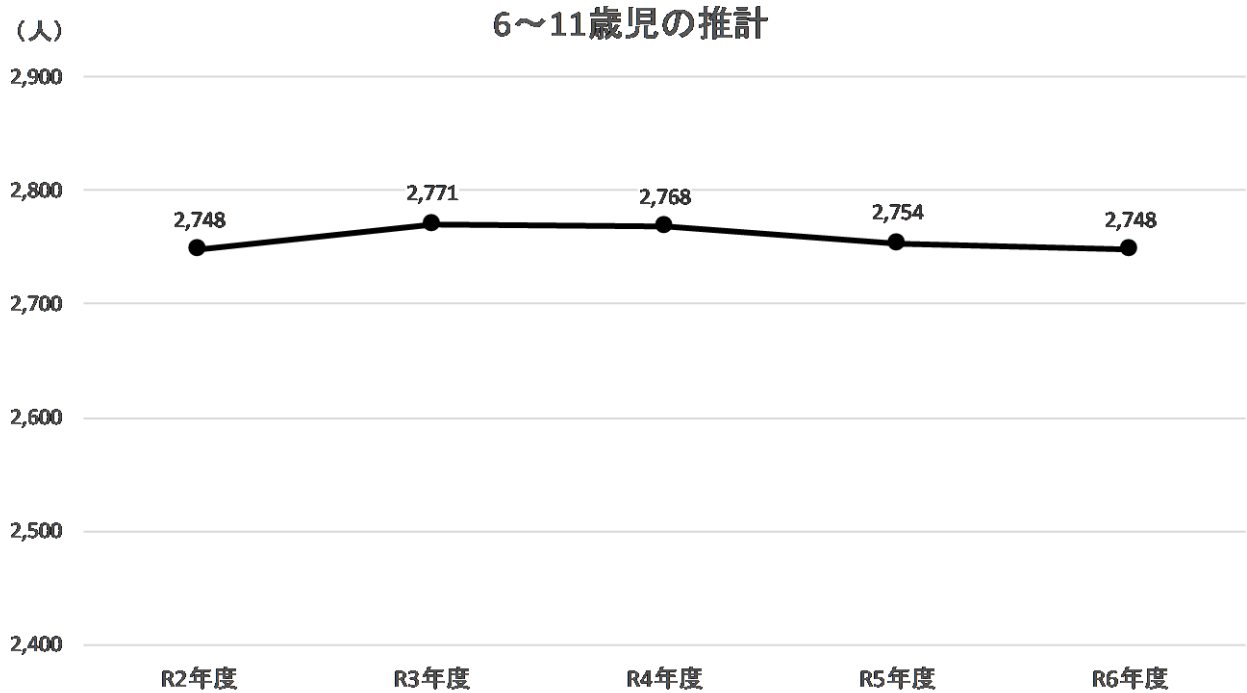
※各年度３月末日現在

例)「R２年度」は、令和３年３月３１日を指す。

本市の０～５歳児は、令和２年度以降減少していくと予想され、計画最終年度の令和６年度の０～５歳児人口は２,４０３人と予想されます。

特に、０歳児の人口の減少（出生数の減少）傾向が強くなると予想され、妊娠・出産への支援が必要になります。

②-2 6～11 歳児の推計



(人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
6歳児	448	464	462	424	458
7歳児	460	452	468	466	428
8歳児	469	460	452	468	466
9歳児	447	473	465	457	473
10歳児	474	447	473	465	457
11歳児	450	475	448	474	466
総計	2,748	2,771	2,768	2,754	2,748

※各年度 3 月末日現在

例)「R2 年度」は、令和 3 年 3 月 31 日を指す。

本市の 6～11 歳児は、令和 2 から令和 3 年度にかけて増加し、令和 4 年度以降では減少し、計画最終年度の令和 6 年度では 2,748 人と予想されます。

第2章 教育・保育の提供区域

本市は、平成 17 年 1 月に菊川町と小笠町が合併し、行政活動は合併以来、1 つの市として取り組んできました。人口はおよそ 48,000 人で、JR 東海道本線の沿線であり、高速道路のインターチェンジもあることから通勤や買い物等の利便性も高く、自然にも恵まれた地域です。

一般的な考えとして、子どもや保護者が住んでいる身近な場所で、質の高い教育・保育及び子育て支援のサービスが受けられることが求められます。本市には、各地域の特色がありますが、人口分布、地理的状況、交通事情、その他社会的条件を勘案し、子育て支援の取り組みは、本市全域を 1 つの区域とすることが適当と考えます。

1) 教育・保育の提供区域

本市全域を 1 つの区域とします。

2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

教育・保育の提供区域と合わせ、**本市全域を 1 つの区域とします。**



第3章 量の見込みの考え方

平成 27 年度から施行された『子ども・子育て支援新制度』では、市町村において5年を1期とする『子ども・子育て支援事業計画』を策定することとされており、幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、提供体制の確保・確保の内容・実施時期を定めることとなっています。

本計画の根拠法である『子ども・子育て支援法』は、子ども・子育て支援給付を創設し、新制度に移行した保育所・認定こども園・幼稚園等の利用にあたり、市町村が子どもの年齢と各家庭の保育の必要性に基づいて「教育・保育給付認定（旧称：支給認定）」を行い、「子どものための教育・保育給付」を支給する仕組みを整えました。

令和元年度 10 月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、『子ども・子育て支援法』の改正に合わせて子育てのための施設等利用給付が新設されました。

子ども・子育て支援給付の関係性は以下の図のようになります。

子ども・子育て支援給付	
子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付
■施設型給付費 ○保育所 ○認定こども園 ○幼稚園 ■地域型保育給付費 ○小規模保育事業 (認可定員：6人以上19人以下) ○家庭的保育事業 (認可定員：1人以上5人以下) ○居宅訪問型保育事業 ○事業所内保育事業	■施設等利用給付費 ○認定こども園 (国立・公立大学法人立) ○幼稚園 (子ども・子育て新制度未移行の園) ○特別支援学校 ○一時預かり事業（幼稚園型） ※預かり保育事業 ○認可外保育施設 ○一時預かり事業（幼稚園型を除く） ※リフレッシュ・一時保育事業 ○病児保育事業 ○子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
子どものための現金給付	
■児童手当（児童手当法に定める給付）	

①認定区分と家庭類型

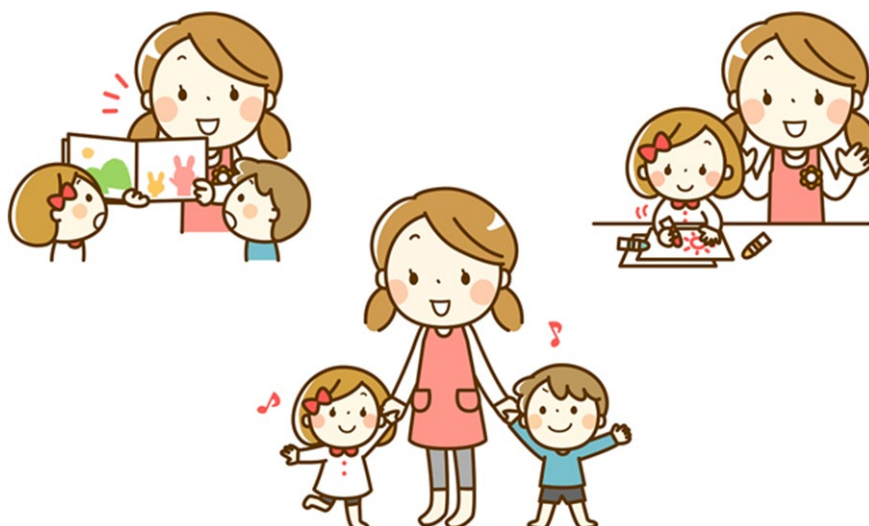
○認定区分

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれます。

認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります。

【教育・保育給付認定】

認定区分	支給要件	利用定員を設定し、 給付を受ける施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 小規模保育事業等



※参考資料：「子育てのための施設等利用給付」の新設に伴う認定区分

【施設等利用給付認定】（新設）

認定区分	支給要件
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの

認定区分	支給に係る施設・事業
新1号認定	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 (2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

●子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、年4回の支給を目安とし、公正かつ適正な給付方法について適宜検討します。

子育てのための施設等利用給付の対象施設である「特定子ども・子育て支援施設等」の確認や公示、指導監督等については、認可権限や指導監督権限を持つ県からの情報を活用し、適正に行っていきます。

※子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園の利用料について、本市には新制度未移行の幼稚園（確認を受けない幼稚園）はありませんが、市外にある新制度未移行の幼稚園の利用料については、保護者からの徴収は行っておらず、毎月本市から該当の新制度未移行の幼稚園へ給付を行っています。

○家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み量）を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。そのため、アンケート調査結果を基に、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプA～Fの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と母親の就労意向を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中		5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない	
父親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'	
	120時間未満	タイプC'			
	64時間以上				
	64時間未満				
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD			タイプF

タイプA	ひとり親家庭（母子または父子家庭）
タイプB	フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月 120 時間以上＋64 時間～120 時間の一部）
タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月 64 時間未満＋64 時間～120 時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE	パートタイム共働き家庭 （就労時間：両親とも月 120 時間以上＋64 時間～120 時間の一部）
タイプE'	パートタイム共働き家庭 （就労時間：両親のいずれかが月 64 時間未満＋64 時間～120 時間の一部）
タイプF	無業の家庭（両親とも無職の家庭）
※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。	

②「量の見込み」の対象事業と算出フロー

下記の事業は「量の見込み」の算出を行い、確保の方策を提示します。

【教育・保育事業】

認定区分	対象事業	主な対象家庭	対象年齢
1号認定	幼稚園 認定こども園	専業主婦・主夫家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2号認定	幼稚園 認定こども園 保育所	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭 ひとり親家庭	
3号認定	認定こども園 保育所 地域型保育事業	共働き家庭 等	0～2歳

【地域子ども・子育て支援事業】

対象事業	主な対象家庭	対象年齢・対象児童
延長保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
一時預かり事業（幼稚園型） ※預かり保育事業	専業主婦・主夫家庭	3～5歳
一時預かり事業（幼稚園型を除く） ※リフレッシュ・一時保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
病児保育・病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳、1～6年生 ※0～5歳
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～6年生
地域子育て支援拠点事業 ※子育て支援センター	全ての家庭	0～2歳
乳児家庭全戸訪問事業 ※こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭	
養育支援訪問事業、 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	保護者の養育を支援することが 特に必要と判断される家庭	
妊婦健康診査	妊娠中の女性	
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	ひとり親家庭 共働き家庭	1～6年生
利用者支援事業 （子育て世代包括支援センター）	全ての家庭	0～5歳 1～6年生
子育て短期支援事業 （ショートステイ、トワイライトステイ）	全ての家庭	0～5歳 1～6年生

※量の見込み算出において、国が示しているフロー

ステップ1

◆推計児童数の算出（※コーホート変化率法）

ステップ2

◆家庭種類の算出

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類

ステップ3

◆潜在家庭種類の算出

ステップ2の家庭種類からさらに、両親の今後1年以内の就労意向（本計画では母親の就労意向）を反映させてタイプを分類

ステップ4

◆潜在家庭類型別の対象児童数の算出

将来推計児童数と潜在家庭類型を掛け合わせ、事業ごとの対象児童数を算出

ステップ5

◆利用意向率の算出

アンケート調査での各事業の回答者数を、利用希望者数で割り利用意向率を算出

ステップ6

◆ニーズ量の算出

各事業の対象となる対象児童数に利用意向率を掛け合わせニーズ量を算出

また、下記の事業については、アンケート調査に基づき量を見込むものではありませんが、確保の方策や今後の方向性を明記します。

【地域子ども・子育て支援事業】

対象事業	主な対象家庭	対象年齢・対象児童
放課後子ども教室事業	小学校に通う児童が いる全ての家庭	1～6年生
新・放課後子ども総合プラン事業	放課後児童クラブと放課後子ども教室に 通う1～6年生	
実費徴収に係る補足給付を行う事業		
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		

第4章 量の見込みと確保の方策（教育・保育）

①教育ニーズ：1号認定及び2号認定の教育ニーズ

教育を必要とする1号認定及び2号認定の教育ニーズの量の見込みと確保の方策は、アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、概ね以下のように推移すると予想されます。

（人）

		R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量 の 見 込 み	1号認定	444	418	414	378	378	331
	2号認定の教育ニーズ	181	181	178	178	173	172
	合計・・・A	625	599	592	556	551	503
確 保 の 方 策	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	693	612	612	612	612	612
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	合計・・・B	693	612	612	612	612	612
差 (B－A)		68	13	20	56	61	109

【取り組みについて】

令和2年度以降、3～5歳児人口の減少とともにニーズは減っていくと考えられますが、今後も安定して供給量を確保していく必要があります。既存施設の教育卒定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進を通じて教育卒定員の確保に努めます。

②保育ニーズ：2号認定

保育を必要とする2号認定の量の見込みと確保の方策は、アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、概ね以下のように推移すると予想されます。

(人)

		R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み・・・A		744	746	747	749	750	752
確保 の方 策	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	746	845	845	845	845	845
	特定地域型保育事業 (事業所内保育事業等)	0	0	0	0	0	0
	合計・・・B	746	845	845	845	845	845
差 (B－A)		2	99	98	96	95	93

【取り組みについて】

令和2年度以降、3～5歳児人口は減少しますが、保育ニーズは増加していくと考えられます。既存施設の保育枠定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業（事業所内保育事業等）の促進を通じて、保育枠定員の確保に努めます。

③保育利用率：3号認定

3号認定の保育利用率は、今後の需要等も踏まえると、概ね以下のように推移すると予想されます。

	(人) (%)					
	R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0～2歳推計児童数(人)	1,266	1,261	1,215	1,192	1,171	1,148
確保の方策(人)	458	610	610	610	610	610
保育利用率(%)	36.2	48.4	50.2	51.2	52.1	53.1

③ー1 保育ニーズ：3号認定

3号認定の量の見込みと確保の方策は、アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、概ね以下のように推移すると予想されます。

		(人)					
		R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み・・・A		592	595	597	601	604	606
確保の方策	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	431	507	507	507	507	507
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	27	103	103	103	103	103
	合計・・・B	458	610	610	610	610	610
差(B-A)		▲134	15	13	9	6	4

【取り組みについて】

令和2年度以降、0～2歳児人口は減少しますが、保育ニーズは増加していくと考えられます。既存施設の保育枠定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業（小規模保育事業等）の促進を通じて、保育枠定員の確保に努めます。

③－２：０歳児

３号認定のうち、０歳児の量の見込みと確保の方策は、アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、概ね以下のように推移すると予想されます。

(人)

		R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み・・・A		103	103	103	104	104	104
確保 の方 策	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	84	101	101	101	101	101
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	6	6	6	6	6	6
	合計・・・B	90	107	107	107	107	107
差 (B－A)		▲ 13	4	4	3	3	3

【取り組みについて】

令和２年度以降、０歳児人口は減少しますが、保育ニーズは横ばいになる見込みです。ニーズに対する定員を確保できる見込みですが、引き続き十分確保できるように体制を整えていきます。



③－３：１・２歳児

３号認定のうち、１・２歳児の量の見込みと確保の方策は、アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、概ね以下のように推移すると予想されます。

(人)

		R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み・・・A		489	492	494	497	500	502
確保 の 方 策	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	347	406	406	406	406	406
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	21	97	97	97	97	97
	合計・・・B	368	503	503	503	503	503
差 (B－A)		▲ 121	11	9	6	3	1

【取り組みについて】

令和２年度以降、０～２歳児人口は減少しますが、保育ニーズは増加していくと考えられます。既存施設の保育枠定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業（小規模保育事業等）の促進を通じて、保育枠定員の確保に努めます。

第5章 量の見込みと確保の方策（地域子ども・子育て支援事業）

①延長保育事業

【概要】

保護者の勤務条件や家庭の事情等により、施設が定めた通常保育時間外に保育を必要とする園児に対し、保育を実施する事業

【対象】

保育所や認定こども園に入所しており、通常保育時間外の保育を必要としている園児

アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

	(人)					
	R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み・・・A	299	315	328	342	356	371
確保の方策・・・B	299	315	328	342	356	371
(施設数)	10	10	10	10	10	10
差 (B－A)	0	0	0	0	0	0

【取り組み】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

長時間保育が園児の負担とならないように配慮しつつ、引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

○延長保育事業実施園

【保育所】

公立・私立	園名	開所時間	基本時間	標準	時間	短時間	時間
私立	河城保育園	7:00~18:30	8:00~16:00	○	18:00~18:30	○	16:00~以降
私立	菊川保育園	7:00~19:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00	○	7:00~8:00 16:00~19:00
私立	横地保育園	7:00~19:00	8:00~16:00	○	7:00~8:00	○	16:00~以降
私立	ひかり保育園	7:00~19:00	8:00~16:00	○	7:00~8:00	○	16:00~以降

【認定こども園（保育所部分）】

公立・私立	園名	開所時間	基本時間	標準	時間	短時間	時間
私立	認定こども園 西方保育園	7:30~19:00	8:15~16:15	○	7:30~8:00	○	16:15~17:00
私立	認定こども園 愛育保育園	7:30~19:00	8:15~16:15	○	7:30~8:00	○	7:30~8:15 16:15~19:00
私立	認定こども園 堀之内幼稚園	7:30~18:30	8:15~16:15	—	—	○	7:30~8:15 16:15~18:00
私立	認定こども園 双葉こども園	7:00~19:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00	○	7:00~8:00 16:00~19:00
私立	認定こども園 菊川中央こども園	7:30~18:30	8:00~16:00	—	—	○	7:30~8:00 16:00~18:30
公立	おおぞら認定こども園	7:00~19:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00	○	7:00~8:00 16:00~17:00

【小規模保育事業】

公立・私立	園名	開所時間	基本時間	標準	時間	短時間	時間
私立	なかうちだのぞみ保育園	7:30~18:30	8:30~16:30	—	—	○	16:30~18:30

②一時預かり事業（幼稚園型）

※預かり保育事業

【概要】

保護者の勤務条件や家庭の事情等により、施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要とする園児に対し、保育を実施する事業

【対象】

幼稚園等に入所しており、施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要としている園児

アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、量の見込みと確保の方策は以下のようになります

		(回)					
		R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み・・・A		15,288	16,749	18,599	19,419	21,144	21,072
確保 方 策	確保の方策・・・B	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
	(施設数)	7	7	7	7	7	7
差 (B－A)		7,712	6,251	4,401	3,581	1,856	1,928

【取り組み】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

ニーズは今後も増加していくと考えられるため、引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

○一時預かり事業（幼稚園型）実施園

【幼稚園】

公立・私立	園名	開所時間	基本時間	平日	時間	長期休暇	時間
公立	小笠北幼稚園	7:30~17:00	8:00~14:00	○	7:30~8:00 14:00~17:00	○	7:30~17:00

【認定こども園（幼稚園部分）】

公立・私立	園名	開所時間	基本時間	平日	時間	長期休暇	時間
私立	認定こども園 西方保育園	7:30~19:00	8:15~13:30	○	13:30~16:30	○	8:15~13:30
私立	認定こども園 愛育保育園	7:30~19:00	8:15~14:00	○	7:30~8:15 14:00~17:00	○	8:15~14:00
私立	認定こども園 堀之内幼稚園	7:30~18:30	8:15~15:00	○	7:30~8:15 15:00~17:00	○	8:30~17:00
私立	認定こども園 双葉こども園	7:00~19:00	8:00~14:00	○	7:00~8:00 14:00~17:00	○	7:00~17:00
私立	認定こども園 菊川中央こども園	7:30~18:30	9:00~15:00	○	7:30~8:30 15:00~17:30	○	8:30~16:00
公立	おおぞら認定こども園	7:00~19:00	8:00~14:00	○	14:00~19:00	—	—

※開所時間は、保育所部分を含んだ時間となっています。

※おおぞら認定こども園については、令和2年4月より一時預かり事業（幼稚園型）を以下のとおり変更を検討しています。

公立・私立	園名	開所時間	基本時間	平日	時間	長期休暇	時間
公立	おおぞら認定こども園	7:00~19:00	8:00~14:00	○	14:00~19:00	○	8:00~17:00



③一時預かり事業（幼稚園型を除く）

※リフレッシュ・一時保育事業

【概要】

通常保育の対象とならない乳幼児で、保護者の病気や入院、冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な乳幼児に対し、保育を実施する事業

【対象】

市内に住む保育所等未入所の乳幼児

アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、量の見込みと確保の方策は以下のようになります

	(回)					
	R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み・・・A	1,657	1,686	1,716	1,746	1,777	1,808
確保の方策・・・B	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
(施設数)	11	11	11	11	11	11
差 (B－A)	343	314	284	254	223	192

【取り組み】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

ニーズは今後も増加していくと考えられるため、引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

④病児保育・病後児保育事業

【概要】

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、ケガや病気の回復期にある幼児を一時的に専門施設において保育する事業

【対象】

市内に住み、ケガや病気の回復期にあるが集団保育が困難で、保護者の勤務等やむを得ない事由により家庭による保育が困難な幼児

アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、量の見込みと確保の方策は以下のようになります

(回)						
	R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み・・・A	72	78	84	90	97	101
確保の方策・・・B	150	150	150	150	150	150
差 (B－A)	78	72	66	60	53	49

【取り組み】

病後児保育はニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

ニーズは今後も増加していくと考えられるため、引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。



⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【概要】

乳幼児や児童を預かってほしい市民と預かることができる市民が、会員として登録し、会員同士で援助活動を行う事業

※市が登録事務、マッチング等を実施します。また、本市は掛川市と共同で実施しています。

【対象】

乳幼児、児童

※子どもを預かる方は市内在住者、預ける方は市内在住・在勤・在学者

アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、量の見込みと確保の方策は以下のようになります

(回)						
	R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み・・・A	33	32	32	32	32	31
確保の方策・・・B	33	32	32	32	32	31
差 (B－A)	0	0	0	0	0	0

【取り組み】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

⑥地域子育て支援拠点事業

※子育て支援センター

【概要】

乳幼児とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供し、子育てに役立つ情報のお知らせや、子育てに関する悩みについての相談を行う事業

【対象】

乳幼児とその保護者

アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、量の見込みと確保の方策は以下のようになります

	(回/月)					
	R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み・・・A	4,005	4,015	3,892	3,847	3,801	3,750
確保の方策・・・B	4,005	4,015	3,892	3,847	3,801	3,750
(施設数)	2	2	2	2	2	2
差 (B－A)	0	0	0	0	0	0

【取り組み】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

ニーズは減っていく見込みとなっていますが、引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

⑦乳児家庭全戸訪問事業

※こんにちは赤ちゃん事業

【概要】

乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保するために、保健師が家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供等を行う事業

【対象】

市内に住む生後4か月までの乳児のいる全ての家庭

※里帰り出産等で一時的に市内に居住している家庭へ訪問を行う場合もあります。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります

	(人)					
	R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み・・・A	402	394	386	379	373	363
確保の方策・・・B	402	394	386	379	373	363
差 (B－A)	0	0	0	0	0	0

【取り組み】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

引き続き、ニーズに応えることのできる体制を整えていきます。

⑧養育支援訪問事業

【概要】

育児上の諸問題の解決・軽減を図り、家庭において安定した養育が実施できるよう訪問による具体的な育児に関する支援を行う事業

【対象】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える保護者、または虐待に至るおそれがある保護者等、支援が必要であると判断される家庭

過去の需要等も踏まえると、量の見込みと確保の方策は以下のようになります

	(人)					
	R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み・・・A	134	139	145	150	156	162
確保の方策・・・B	134	139	145	150	156	162
差 (B－A)	0	0	0	0	0	0

【取り組み】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

ニーズは今後も増加していくと考えられるため、引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

⑨妊婦健康診査

【概要】

市が委託した医療機関及び助産所において、妊婦が実施した健康診査について、所定の金額を公費負担する事業

※基本健診 14 回、超音波検査 4 回、血液検査 1 回、血算検査 1 回、GBS 検査 1 回

【対象】

市内に住む妊婦

過去の需要等も踏まえると、量の見込みと確保の方策は以下のようになります

	(回)					
	R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み・・・A	4,932	4,834	4,736	4,650	4,576	4,454
確保の方策・・・B	4,932	4,834	4,736	4,650	4,576	4,454
差 (B－A)	0	0	0	0	0	0

【取り組み】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

ニーズは減っていく見込みとなっていますが、引き続き全ての妊婦が健康診査を受けられる体制を整えていきます。

⑩放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【概要】

児童の健全育成を図るため、放課後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与える事業

【対象】

保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童

※学区によって定員があります。

アンケート調査結果や過去の需要等も踏まえると、量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

（人）

		R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量 の 見 込 み	1 年生	167	165	167	171	173	175
	2 年生	140	156	157	161	163	165
	3 年生	136	128	129	132	134	136
	4 年生	66	65	65	67	68	69
	5 年生	14	17	17	18	18	18
	6 年生	6	4	5	5	5	5
	合計・・・A	529	535	540	554	561	568
確 保 方 策	確保の方策・・・B	557	656	656	656	656	681
	（施設数）	9	9	9	9	9	9
差（B－A）		28	121	116	102	95	113

※R1 年度(推計)の値は、平成 31 年 4 月 1 日時点の実績が推計値となっています。

【取り組み】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。ただし、学年別・学校別で待機が出てしまわないように、引き続き留意していきます。

今後も、利用者のニーズや地域の実状を把握し、放課後児童クラブの運営形態について、事業の趣旨に沿った検討を行います。また、人とのふれあいの中で、児童の社会性や自主性をより育めるように、地域との連携を図るなか、地域で子どもを支える環境づくりのため、広報・啓発を行います。

⑪放課後子ども教室事業

【概要】

市内の小学校において、放課後に小学校の余裕教室等を活用して、地域の人々の参画を得て、児童と共に学習やスポーツ・文化活動、地域との交流を行う事業

【対象】

小学校に通う児童

量の見込みと確保の方策は以下のようになります

	(校)					
	R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み・・・A	9	9	9	9	9	9
確保の方策・・・B	9	9	9	9	9	9
差 (B－A)	0	0	0	0	0	0

【取り組み】

住民や団体の協力のもと、各地域の実情に合わせた開催方法により、市内全9小学校で実施しています。プログラムの充実を図るとともに、運営の負担を軽減し、継続して教室が運営できるような支援に取り組めます。

⑫新・放課後子ども総合プラン事業

（一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施）

【概要】

小学校の空き教室や体育館などを活用して実施している放課後子ども教室に、放課後児童クラブを利用している児童のうち希望する者が参加でき、同じプログラムを体験する事業

【対象】

放課後児童クラブと放課後子ども教室を利用する児童

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

（校）

	R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み・・・A	9	9	9	9	9	9
確保の方策・・・B	9	9	9	9	9	9
差（B－A）	0	0	0	0	0	0

【取り組み】

現在、市内全9小学校で、同一の小学校内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を実施しており、放課後児童クラブを利用している児童も子ども教室に参加しています。引き続き、教育委員会と福祉部局が連携し、運営委員会等において情報共有や意見交換を行いながら運営を推進します。

⑬利用者支援事業

※子育て世代包括支援センター

【概要】

子どもとその保護者、または妊婦が、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、相談支援等を行う事業

※「基本型」、「特定型」、「母子保健型」の3種類があり、本市では「母子保健型」を実施しています。

【対象】

妊婦や子育て中の親子

量の見込みと確保の方策は以下のようになります

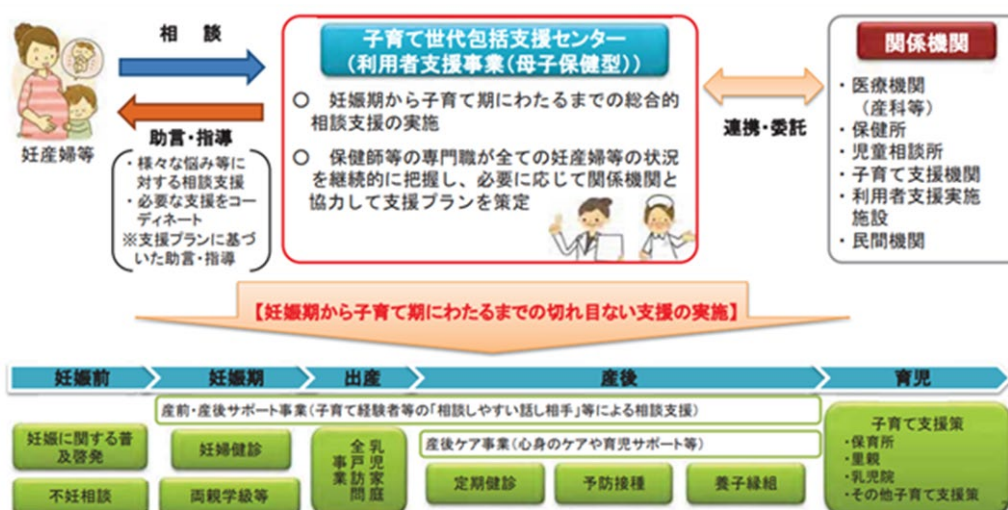
(箇所)

	R1年度 (推計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み・・・A	1	1	1	1	1	1
確保の方策・・・B	1	1	1	1	1	1
差 (B－A)	0	0	0	0	0	0

【取り組み】

ニーズ量に対し、既存の体制で確保できる見込みとなっています。

引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。



【内閣府資料より】

⑭その他のサービス（未実施事業）

○子育て短期支援事業 （ショートステイ、トワイライトステイ）

【概要】

ショートステイ：保護者が病気等の理由により子どもの養育が困難となった場合や身体的精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等の保護を適切に行うことができる施設において子どもの養育・保護を行う事業

トワイライトステイ：保護者が仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり子どもの養育が困難となった場合等の緊急時に、児童養護施設等の保護を適切に行うことができる施設において子どもの養育・保護を行う事業

【今後の方向性】

現在ショートステイ、トワイライトステイ共に実施していません。
今後も、引き続きアンケート調査等から地域のニーズを注視していきます。



○実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業

【今後の方向性】

現在実費徴収に係る補足給付を行う事業を実施していません。

今後も、国や県の近隣の市町村の動向を踏まえ、市民ニーズ等を把握しながら検討します。

○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【概要】

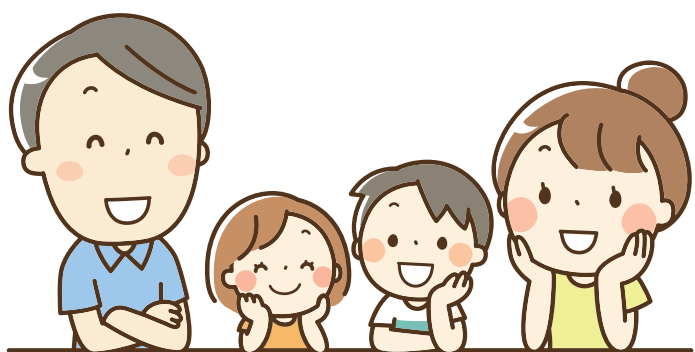
新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業

【今後の方向性】

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業を実施していません。

今後も、国や県の近隣の市町村の動向を踏まえ、市民ニーズ等を把握しながら検討します。

資料編



資料編

(1) アンケート調査結果抜粋

○アンケート調査の概要

本計画を策定するにあたり、市民のニーズを把握するためアンケート調査を実施しました。

1. アンケート調査の方法

- ① アンケート期間：平成30年12月14日（金）～平成31年1月10日（木）
- ② 調査対象区域：菊川市全域
- ③ 対象者：菊川市に住む0歳から小学校6年生までの保護者
（市内全域から2,000世帯を無作為抽出）
- ④ 配布方法：郵送により配布
- ⑤ 回収方法：郵送により回収

2. 回収率

①配布数

	小笠	菊川	計
未就学児	400	600	1,000
就学児	400	600	1,000

②回収数

	小笠	菊川	計
未就学児	111	238	349
就学児	124	237	361

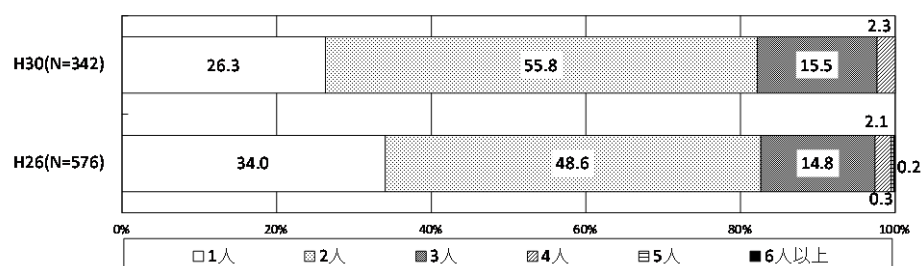
③回収率

	小笠	菊川	計
未就学児	27.8%	39.7%	34.9%
就学児	31.0%	39.5%	36.1%

※白紙、地区・年齢等未記入による無効回答を除く。

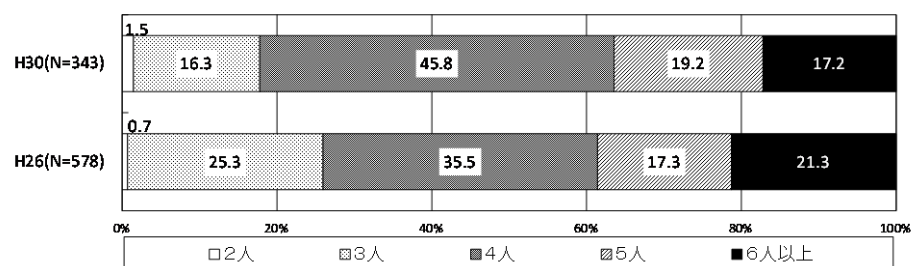
【未就学児アンケート調査結果】

問 あて名のお子さんの兄弟姉妹は何人いらっしゃいますか。あて名のお子さんを含めた人数を数字でご記入ください



兄弟の数は、平成 26 年に比べ、平成 30 年は「2人」が最も多く 55.8%、次いで「1人」が 26.3%、「3人」が 15.5%となっている。

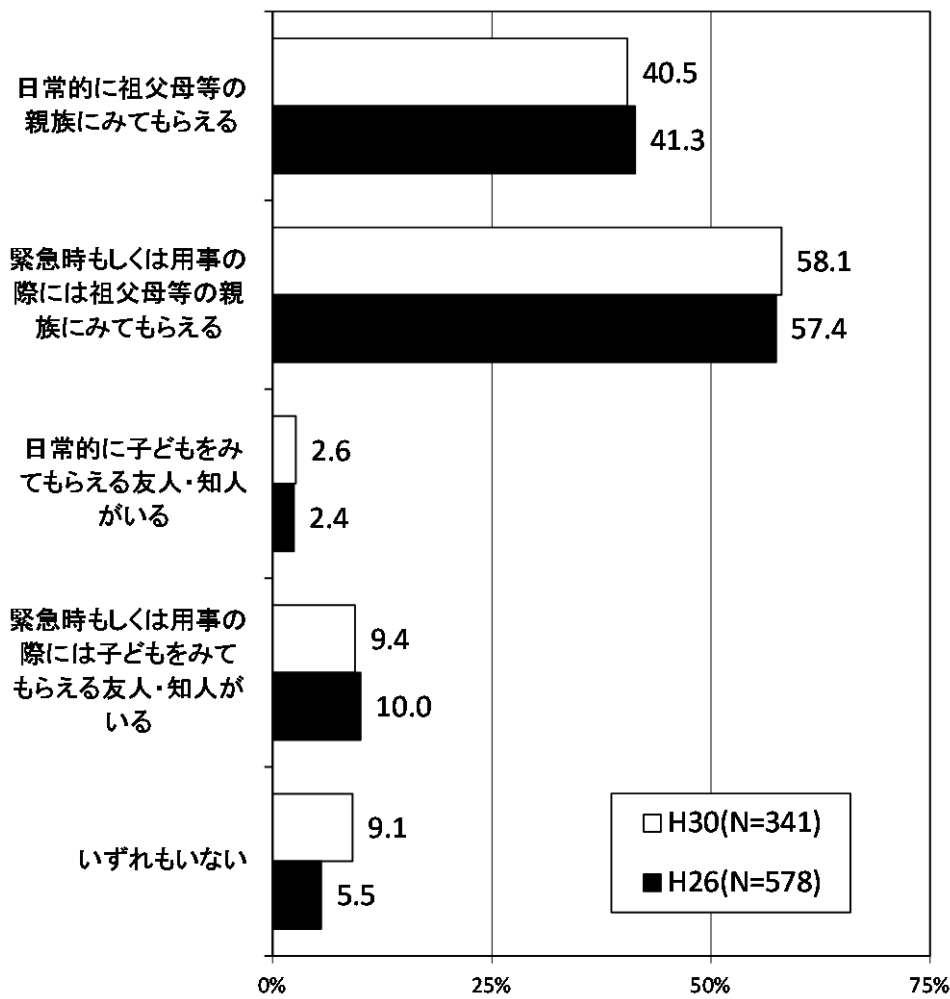
問 あて名のお子さんの家庭は何人で暮らしていますか



「4人」家族が最も多く 45.8%、次いで、「5人」19.2%、「6人以上」17.2%となっている。

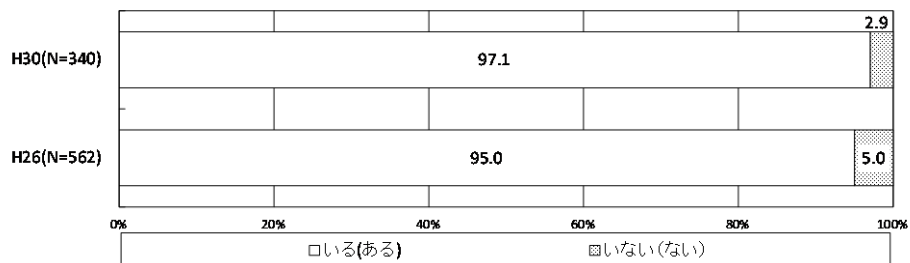
平成 26 年に比べ 3 人の核家族は 9%減少している。

問 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか（複数回答）



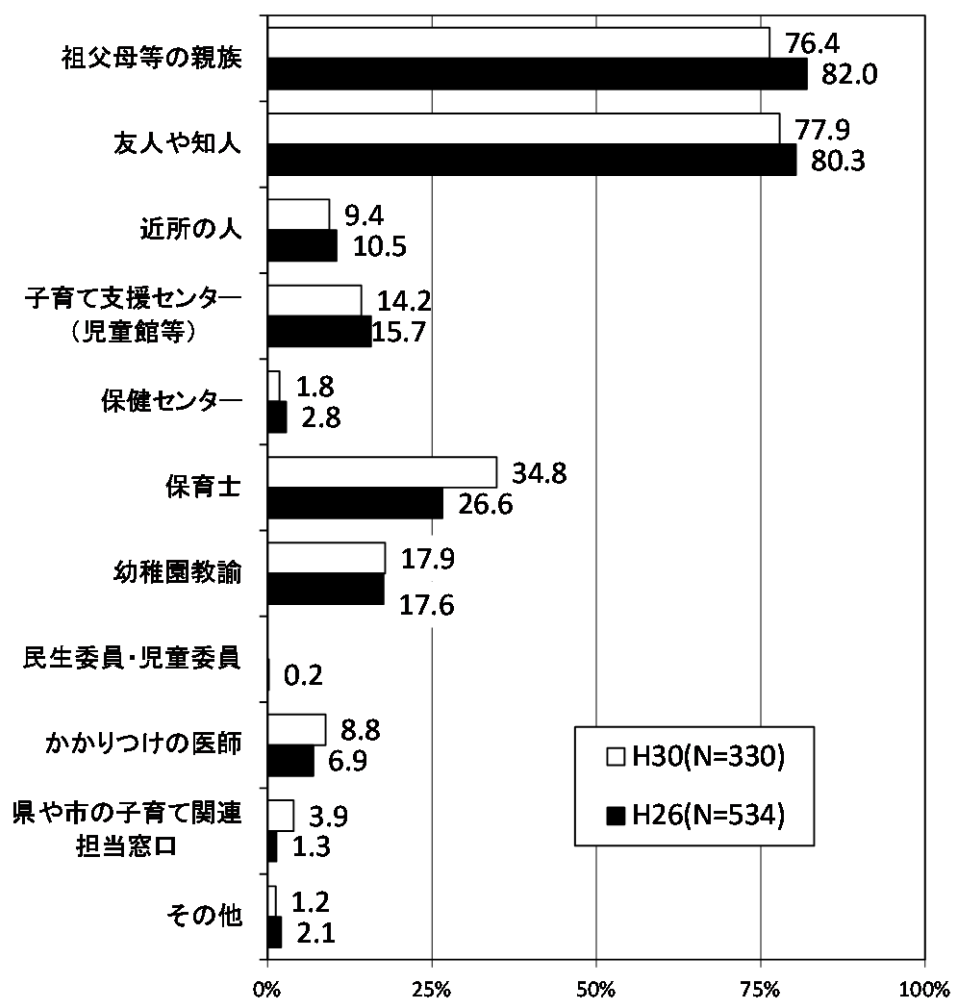
平成 26 年に比べ「いずれもない」が 3.6%増加している。

問 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人や相談できる場所がありますか



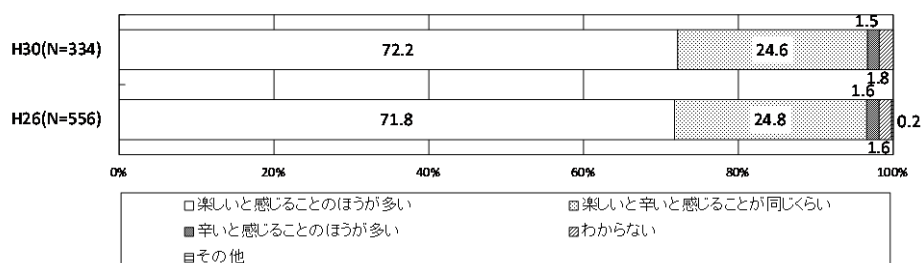
平成 30 年は、相談できる人や場所が「いる（ある）」が 97.1%と若干増加している。

問 気軽に相談できる先は誰（どこ）ですか（複数回答）



平成 26 年に比べ、平成 30 年では「祖父母等の親族」が 76.4%と 5.6%減少し、「保育士」が 34.8%と 8.2%増加している。

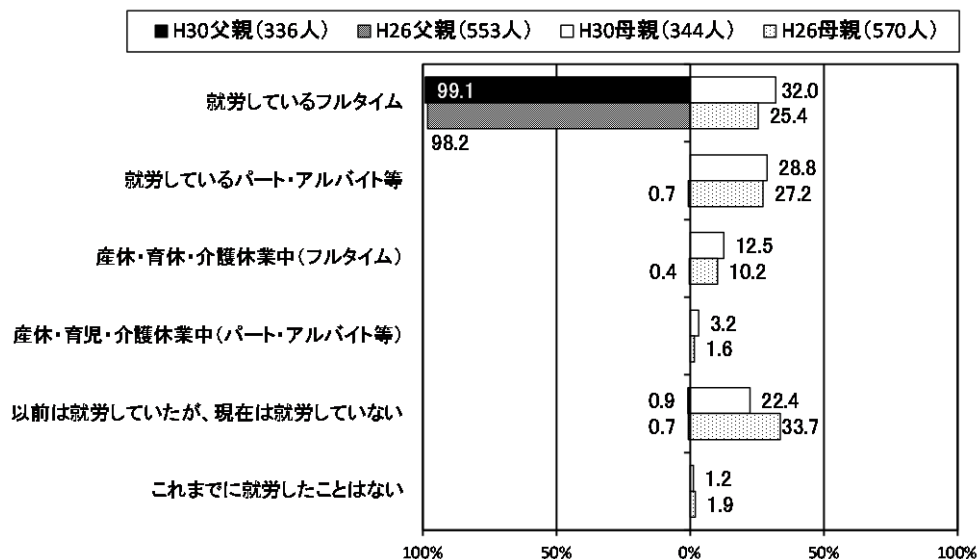
問 あなたは、自分にとって子育てを楽しんでいると感じることが多いと思いますか。それとも辛いと感じることが多いと思いますか



平成 26 年と比べて、大きな差はみられない。

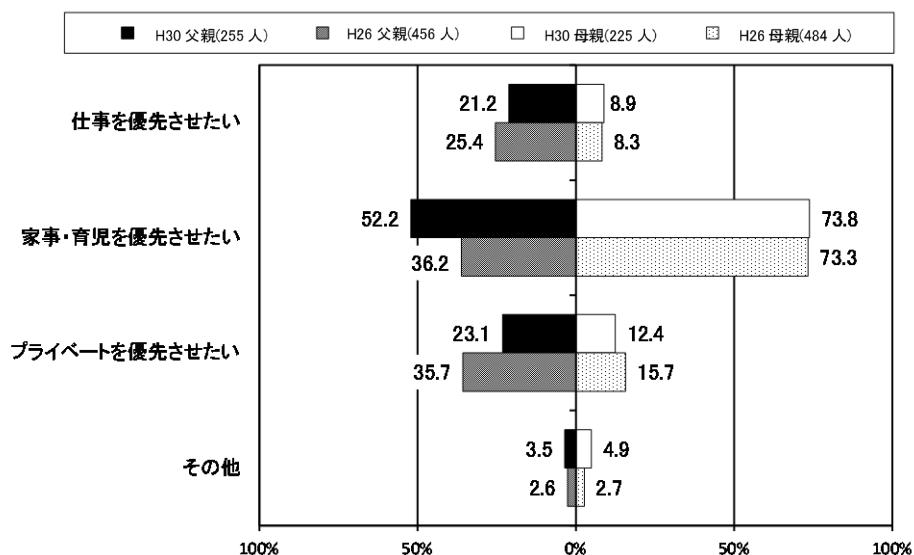
問 母親・父親の就労状況をお答えください

平成 26 年に比べ、平成 30 年では、フルタイムで働いている母親が 32%と 6.6%増加している。



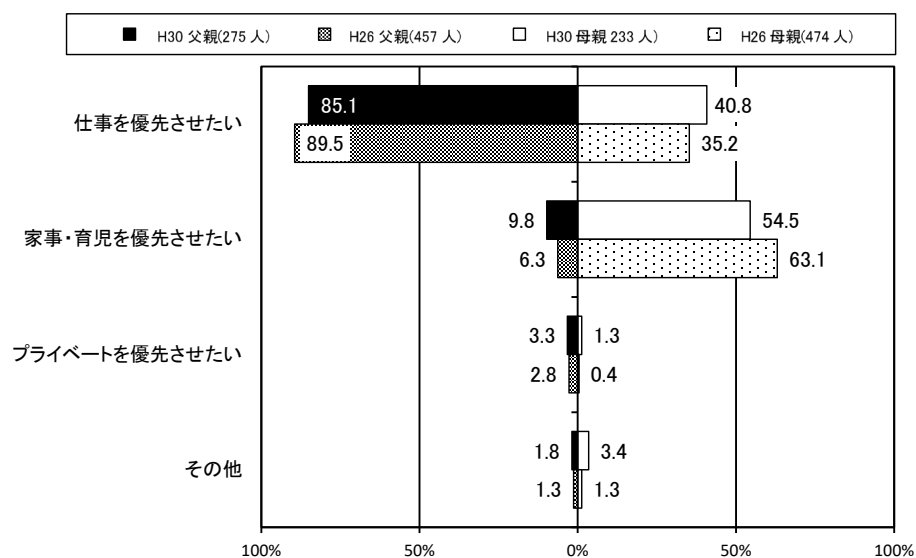
問 あなたの生活で最も優先したい項目はなんですか。理想と現実について選んで下さい
(理想・現実各1つ)

○理想



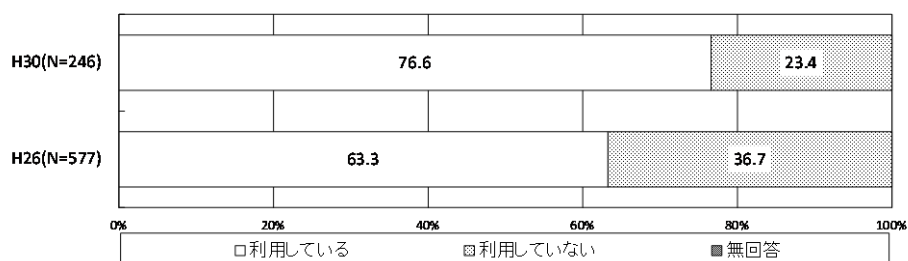
生活で最も優先したい理想は、父が平成 26 年のプライベートを優先させたい、仕事を優先させたいが減少し、家事・育児を優先させたいが 52.2%と 16%増加している。

○現実



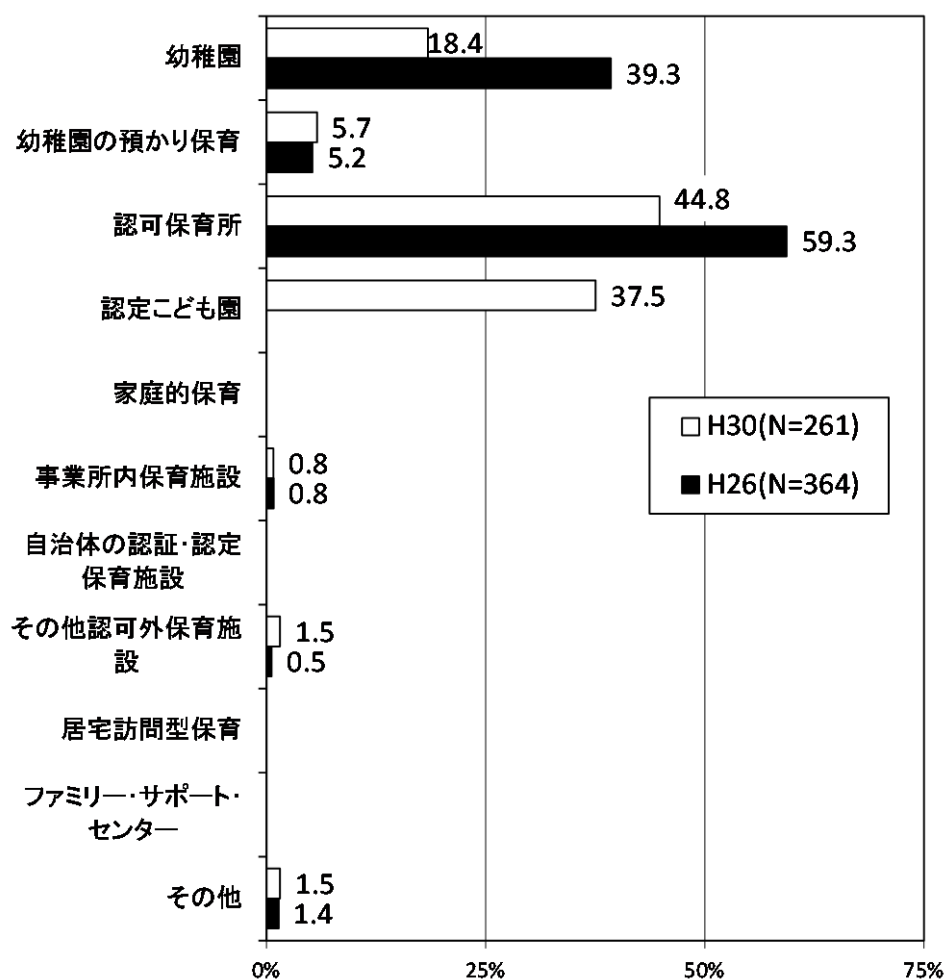
現実においては母親の仕事を優先させたいが増加し、家事・育児を優先させたいが減少している。父親は仕事を優先させたいが減少し、家事育児を優先させたいが増加している。

問 あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。利用していない方は、将来利用したい事業をご記入下さい。



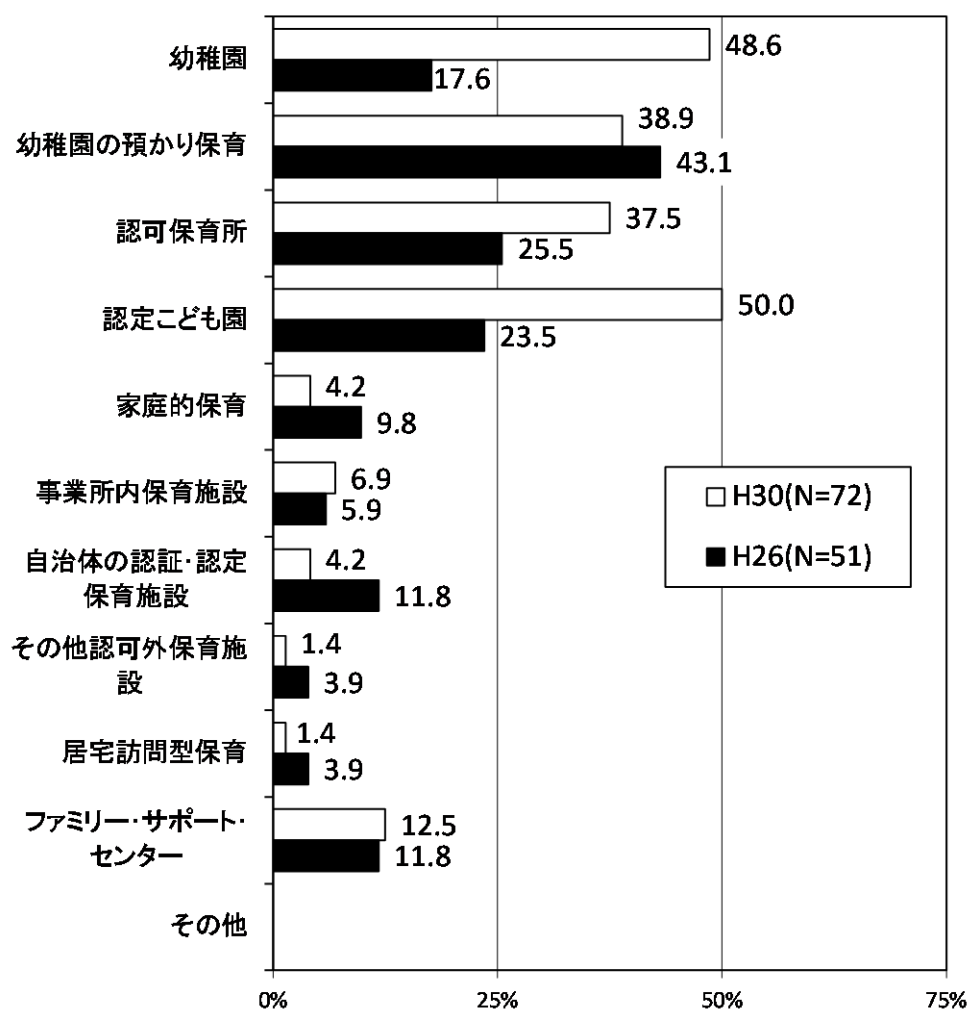
「利用している」が76.6%と13.3%増加している。

○利用している事業（複数回答）



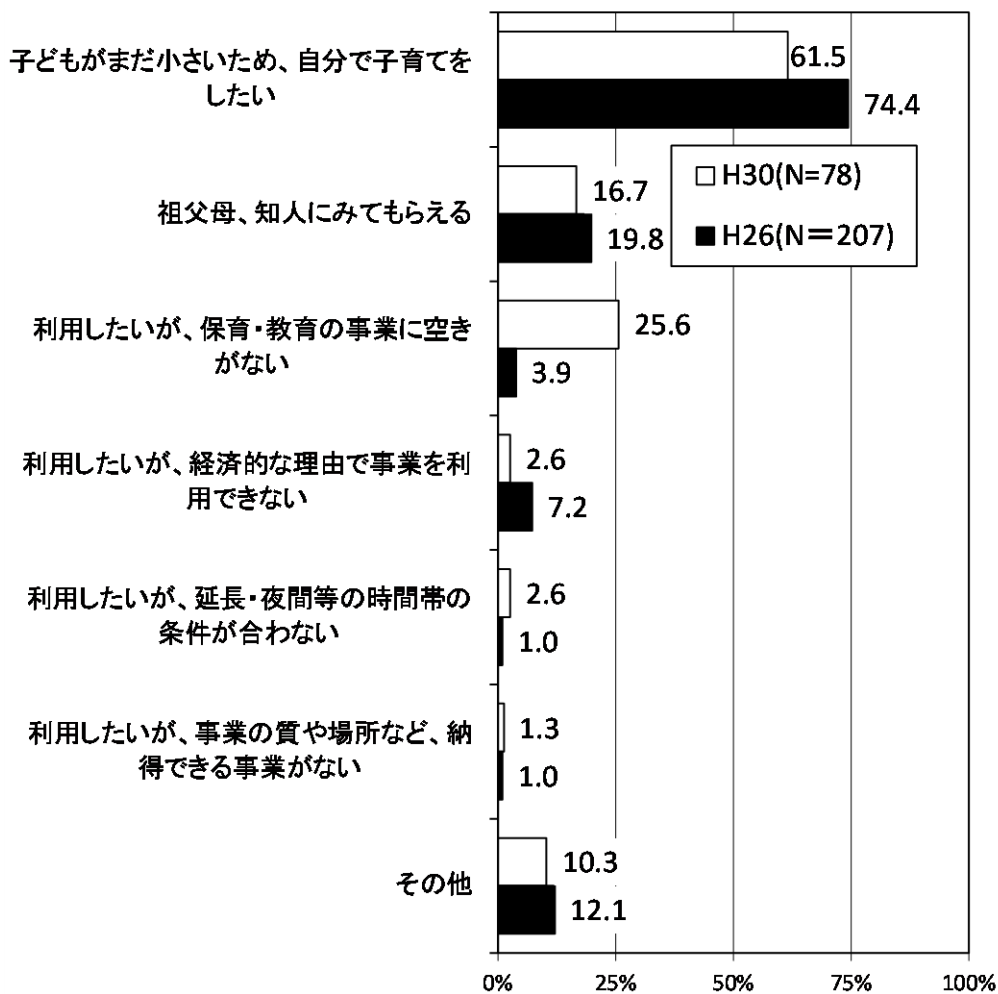
平成 26 年に比べ、「認可保育所」が 44.8%と、14.5%減少している。

○利用したい事業（複数回答）



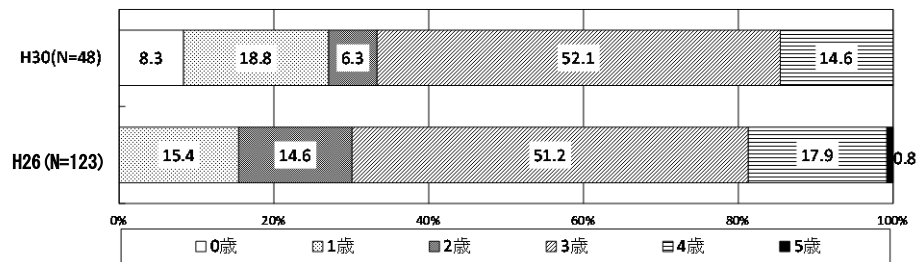
平成 26 年に比べ、「幼稚園」「認可保育所」「認定こども園」が大幅に増加している。

問 保育サービスを利用しない主な理由は何ですか



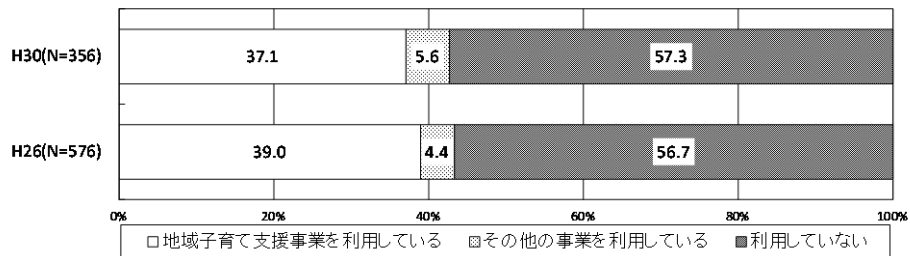
平成 26 年に比べ、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が 25.6%と 21.7%増加している。「子どもがまだ小さいため、自分で子育てをしたい」は 61.5%と 12.9%減少している。

問 子どもがまだ小さいため()歳になったら利用したい



平成 26 年に比べて、「0 歳」が増加し、「2 歳」が減少している。

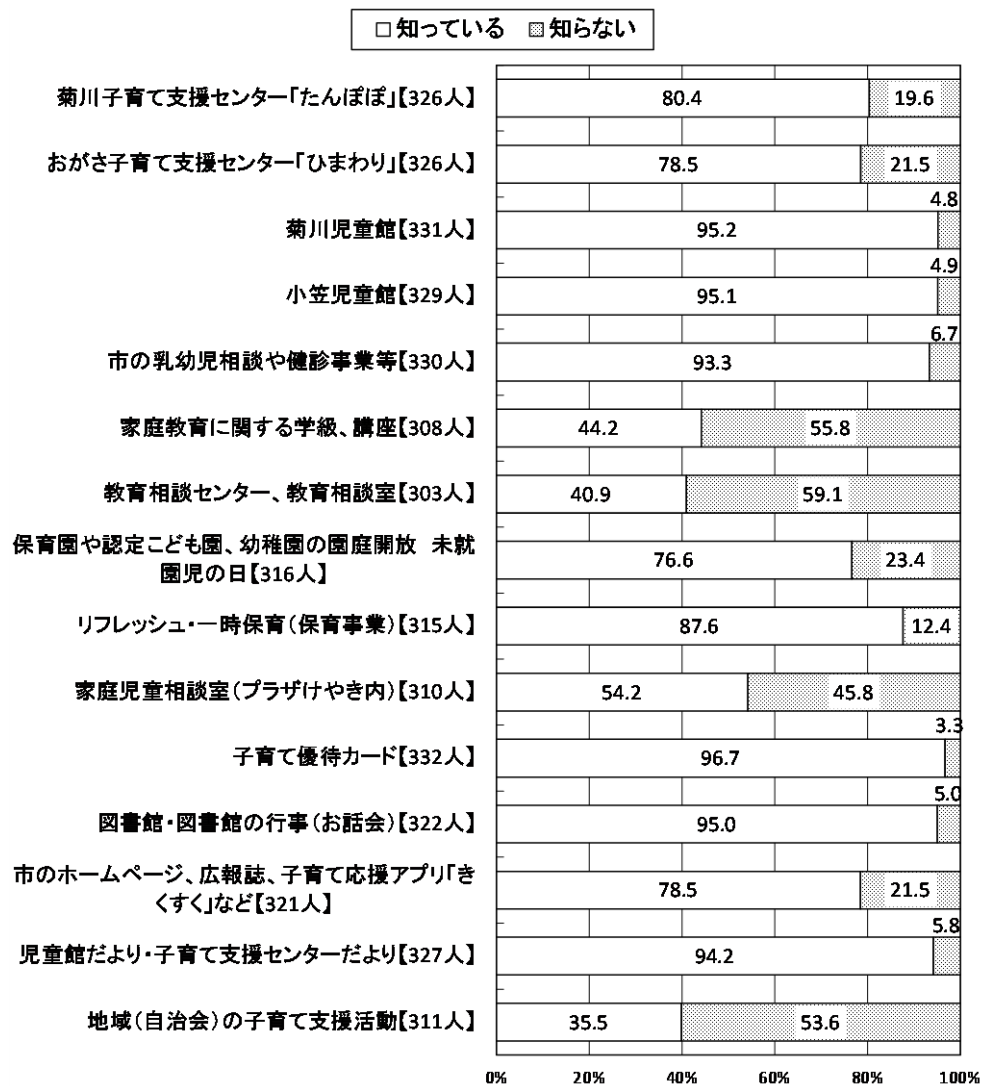
問 あて名のお子さんは、現在、子育て支援拠点事業（子育て支援センター、児童館など）を利用していますか



平成 26 年に比べて、子育て支援事業の利用についての大きな差はみられない。

問 次の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるものをお答え下さい

○知っている（平成 30 年）

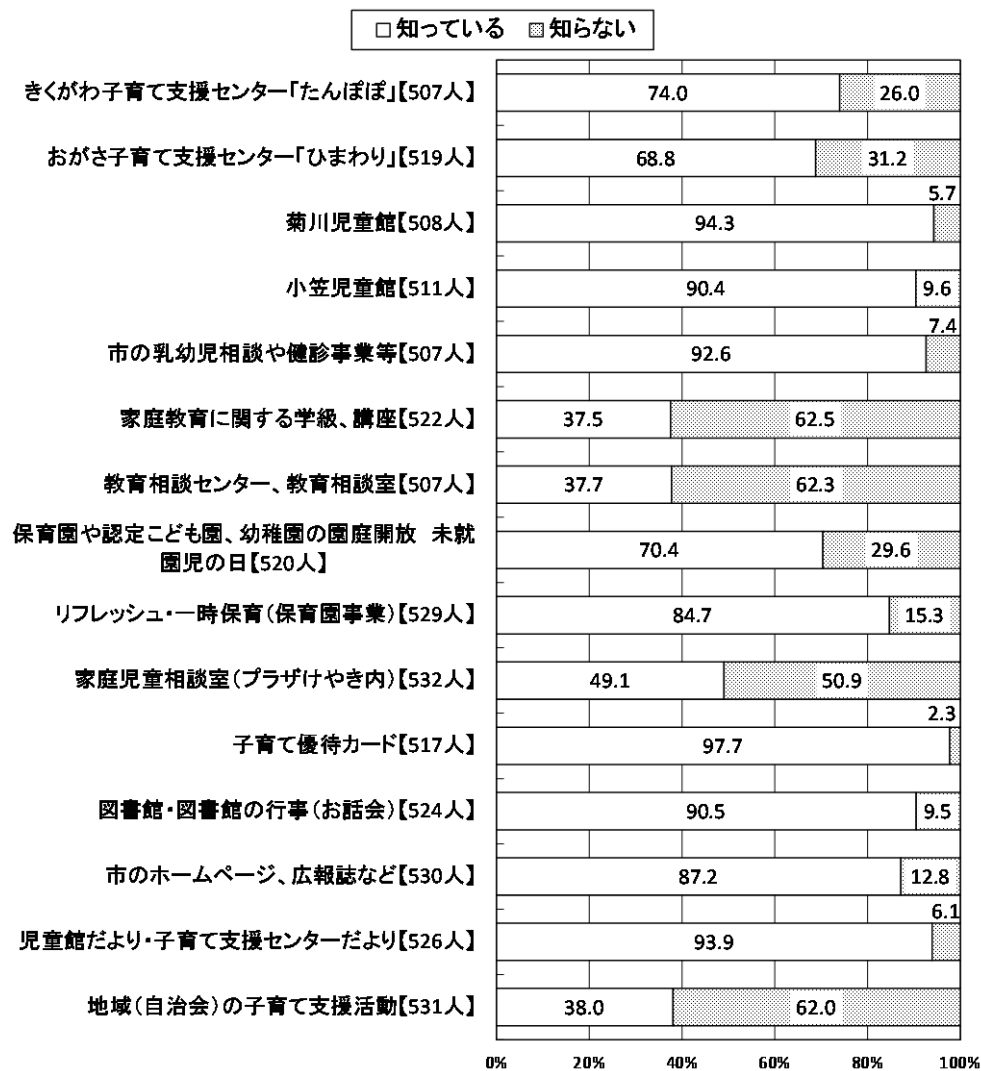


認知度の高いサービスは「子育て優待カード」96.7%、次いで「菊川児童館」95.2%、となっている。

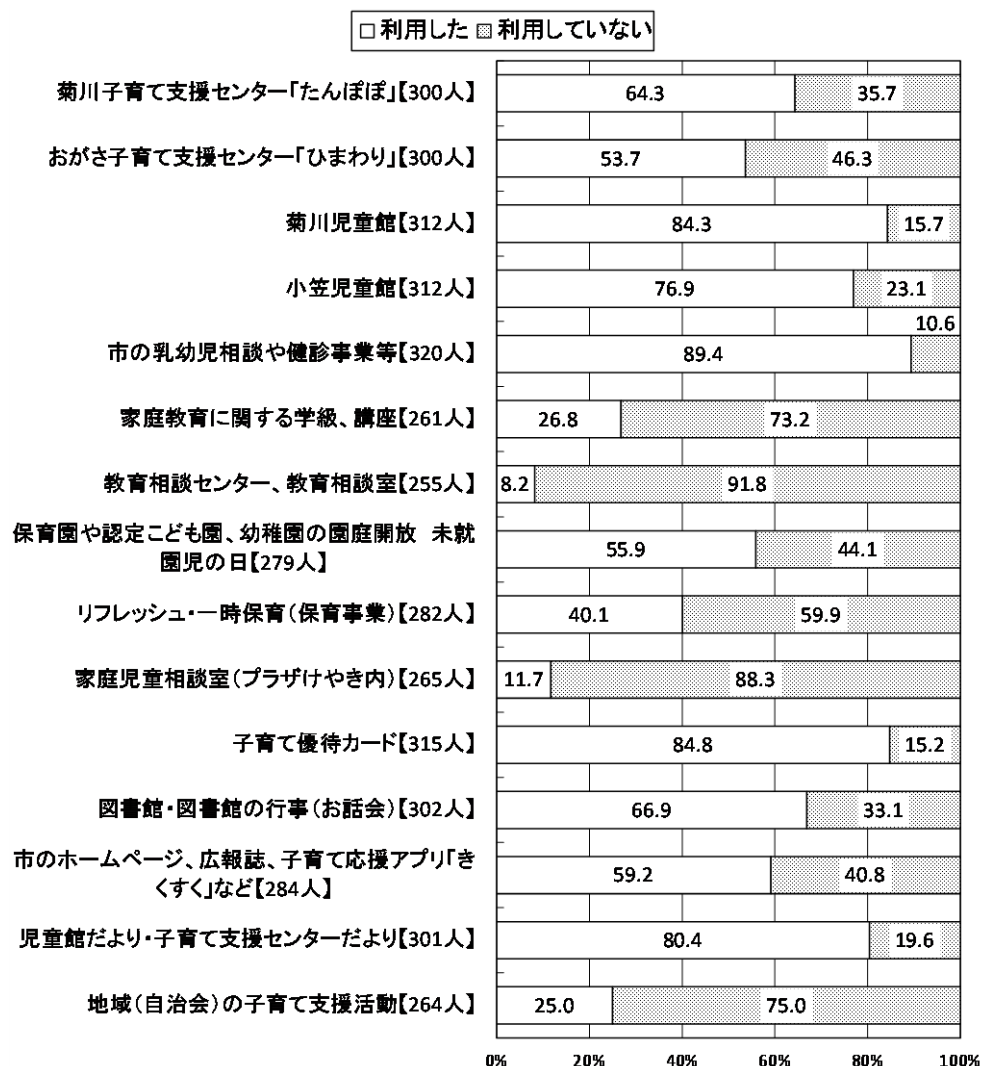
「子育て支援センター」はどちらも増加している。

認知度の低いものは「地域（自治会）の子育て支援活動」35.5%。次いで「教育相談センター、教育相談室」40.9%となっている。

○知っている（平成 26 年）



○これまでに利用したことがある（平成 30 年）

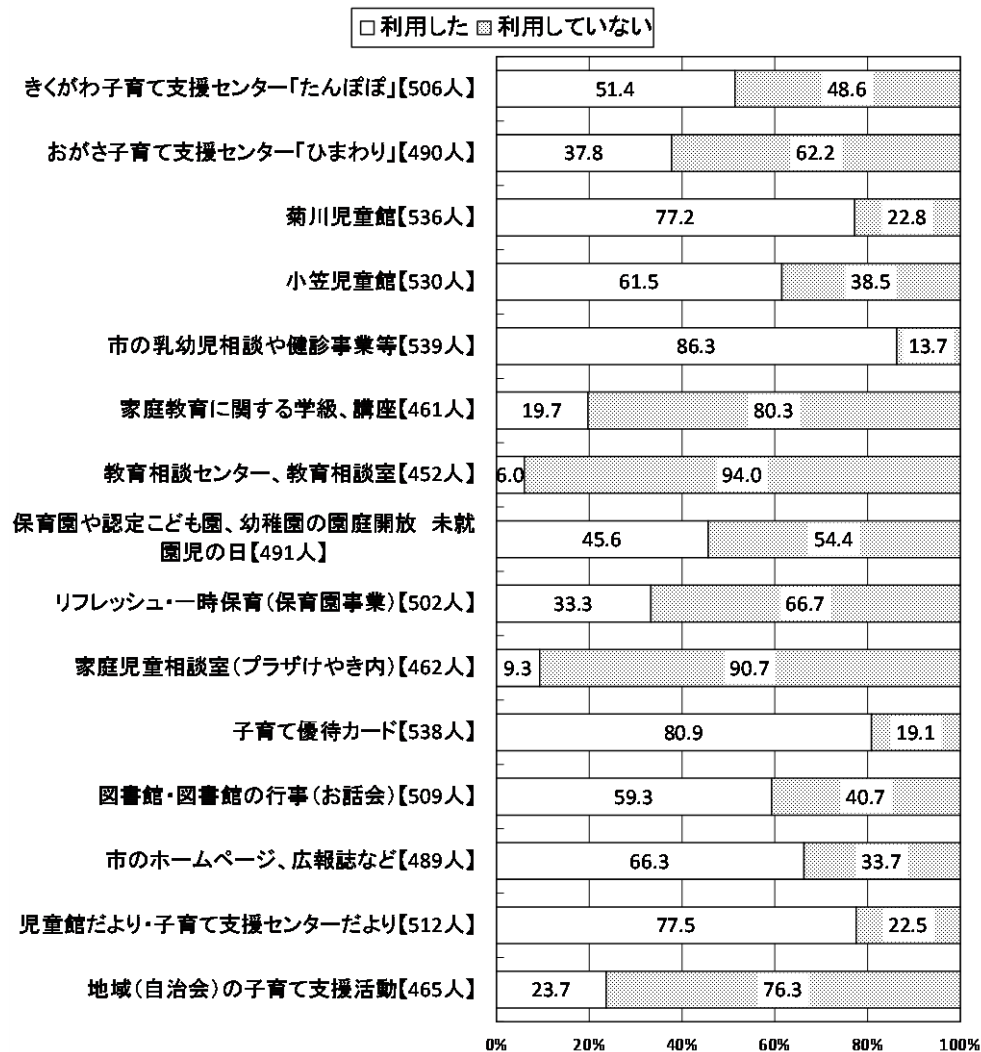


利用したことがあるサービスは、「市の乳幼児相談や健診事業等」89.4%、「子育て優待カード」84.8%となっている。

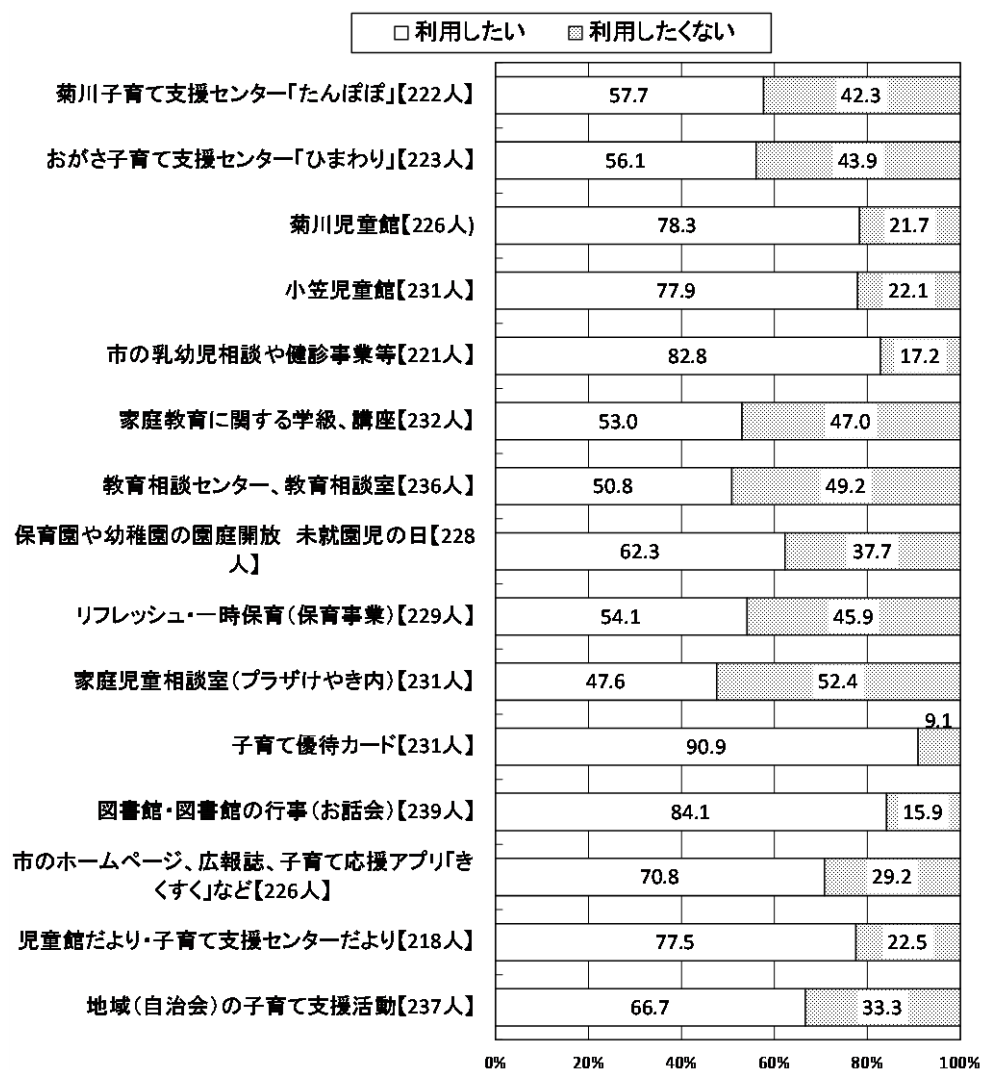
利用度の低いサービスは「教育相談センター、教育相談室」8.2%、次いで「家庭児童相談室（プラザけやき内）」11.7%となっている。

「子育て支援センター」「児童館」共に平成 26 年に比べて大きく増加している。

○これまでに利用したことがある（平成 26 年）



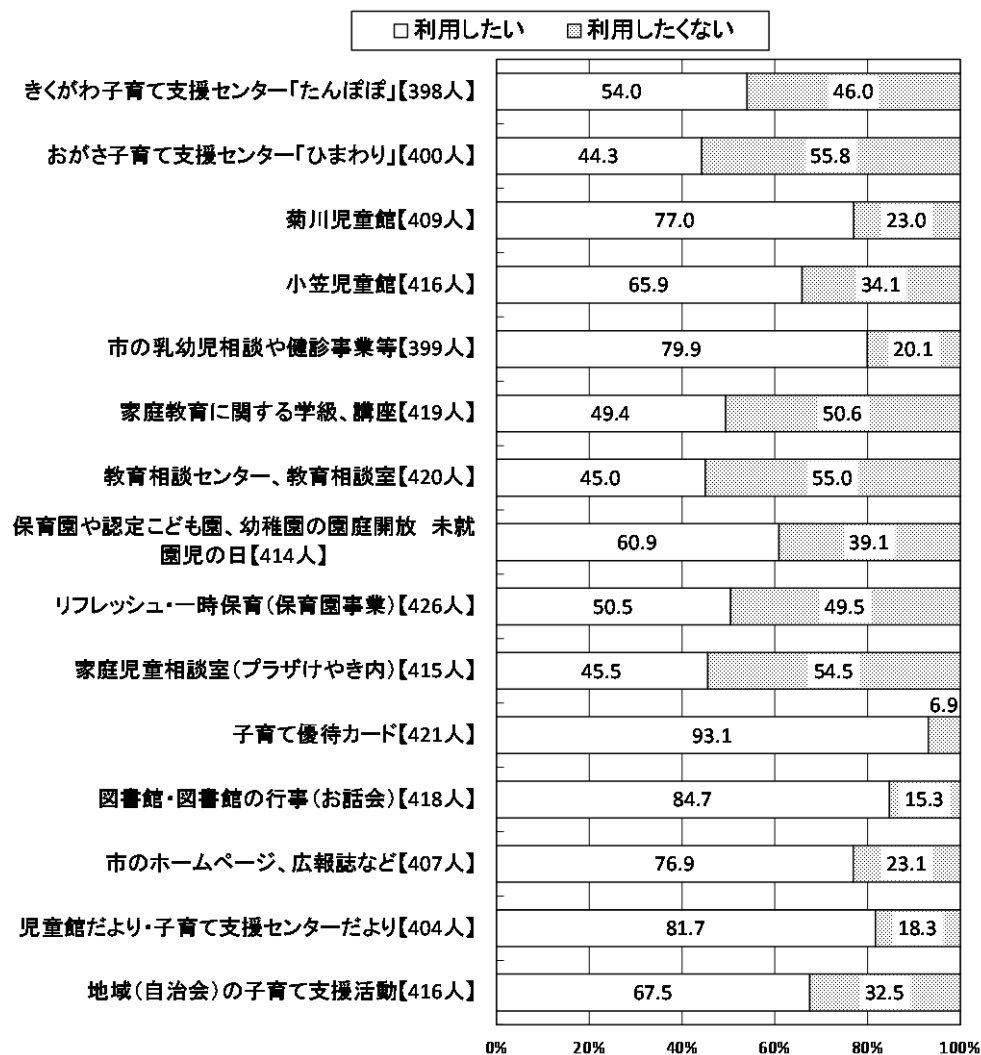
○今後利用したい（平成 30 年）



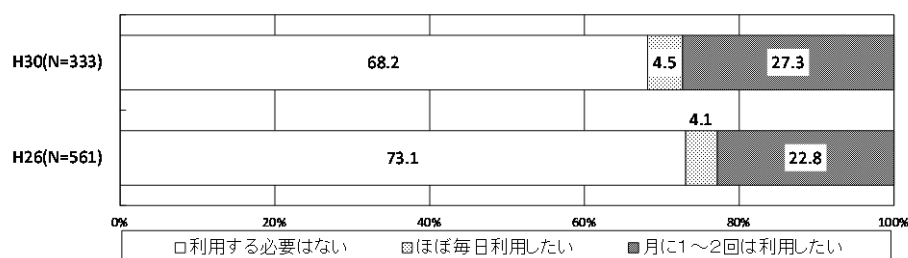
利用希望のあるサービスは「子育て優待カード」が90.9%、次いで「図書館・図書館の行事（お話会）」が84.1%となっている。

利用希望の低いサービスは「家庭児童相談室（プラザけやき内）」が47.6%、次いで「教育相談センター、教育相談室」が50.8%となっている。

○今後利用したい（平成 26 年）

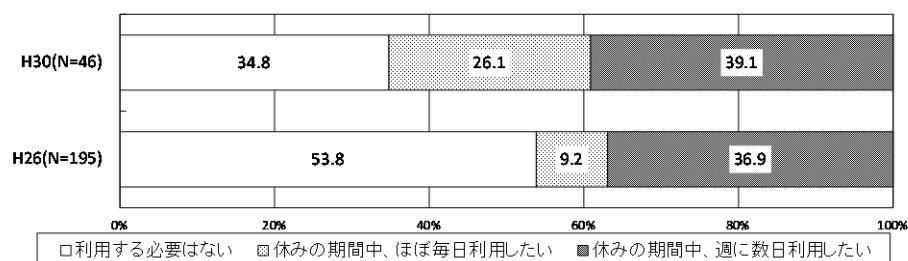


問 あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に定期的な保育・教育事業の利用希望はありますか（一時的な理由は除きます）



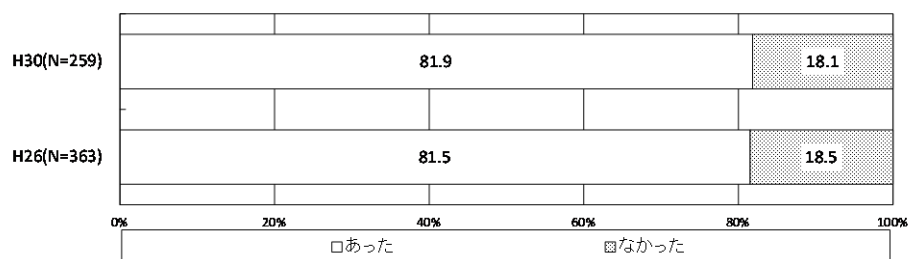
「利用する必要はない」が最も多く 68.2%、次いで「月に1～2回は利用したい」が 27.3%「ほぼ毎日利用したい」が 4.5%となっている。

問 あて名のお子さんについて、夏休み、冬休みなど長期の休暇期間中の保育・教育事業の利用を希望しますか



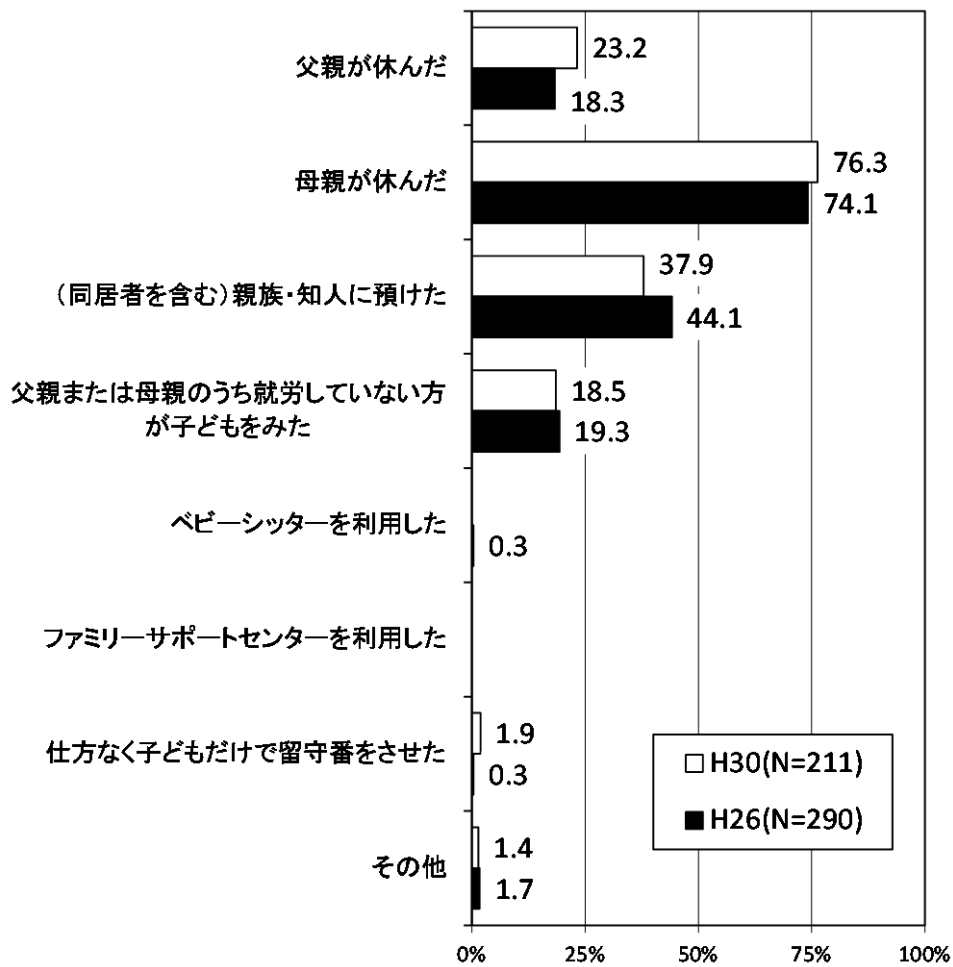
平成 26 年に比べ、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が 26.1%と 16.9%増加している。

問 この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか



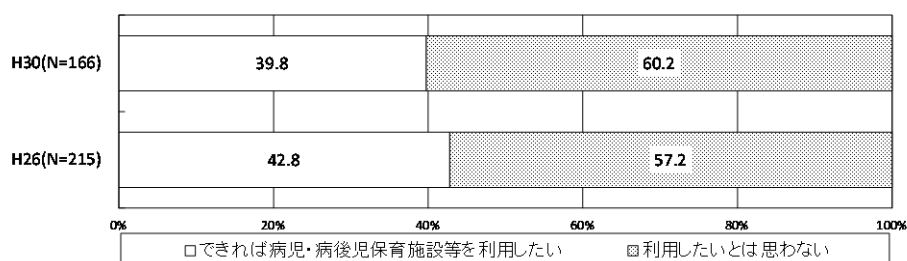
平成 26 年と比べて、大きな差はみられない。

問 この1年間、お子さんが病気やケガで通常の保育が利用できなかった時の対処方法は
何ですか



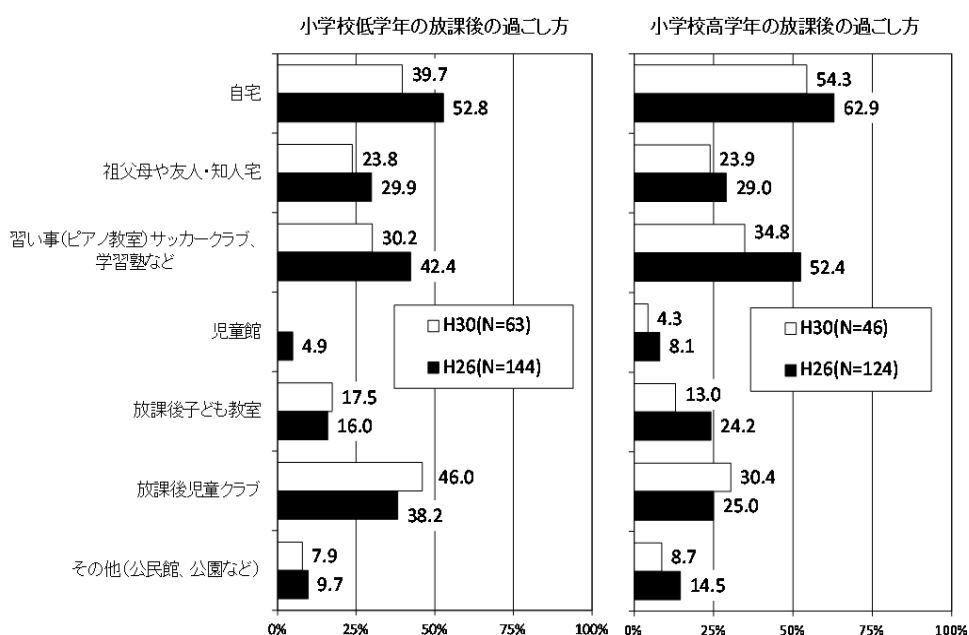
平成 26 年に比べ、「父親が休んだ」が 23.2%と 4.9%増加し、「(同居者を含む) 親族・知人に預けた」が、37.9%と 6.2%減少している。

問 「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか



平成 26 年と比べて、大きな差はみられない。

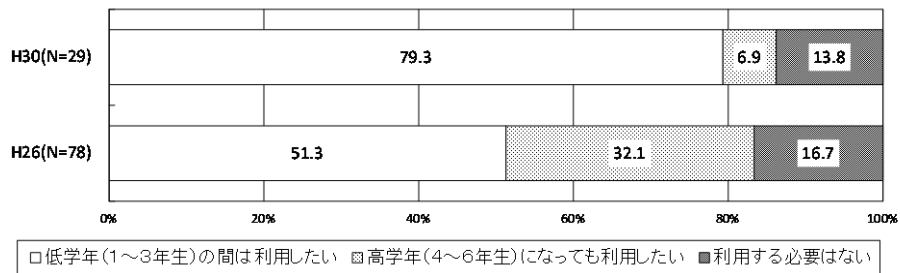
問 あて名のお子さんについて、小学校低学年（１～３年生）と小学校高学年（４～６年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか



小学校低学年・高学年共に、「放課後児童クラブ」が増加している。

小学校低学年では「放課後児童クラブ」がもっとも多く 46%となっている。次いで、「自宅」39.7%となっている。

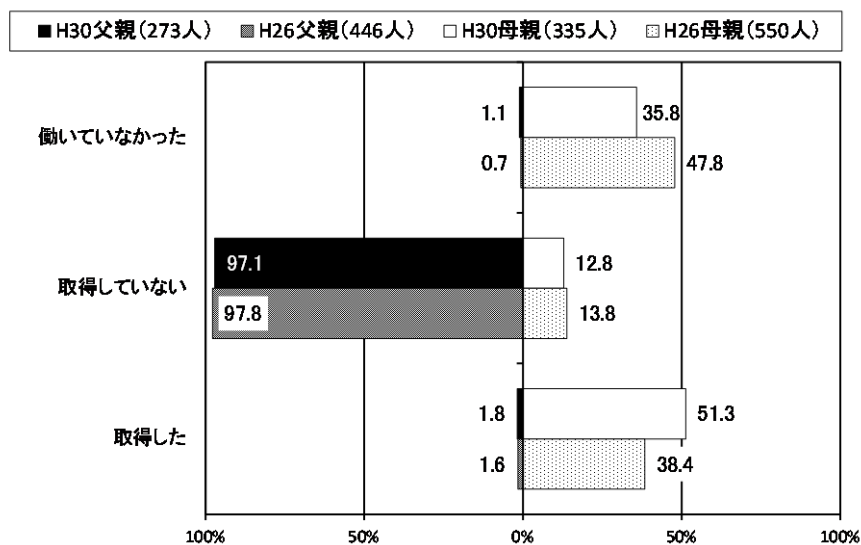
問 あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日、祝日、夏休み・冬休みなどの長期の休業期間中の、放課後児童クラブの利用希望はありますか



「低学年(1~3年生)の間は利用したい」が最も多く79.3%、次いで「利用する必要は無い」が13.8%となっている。

問 あて名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。また、取得した方は現在職場復帰をしましたか

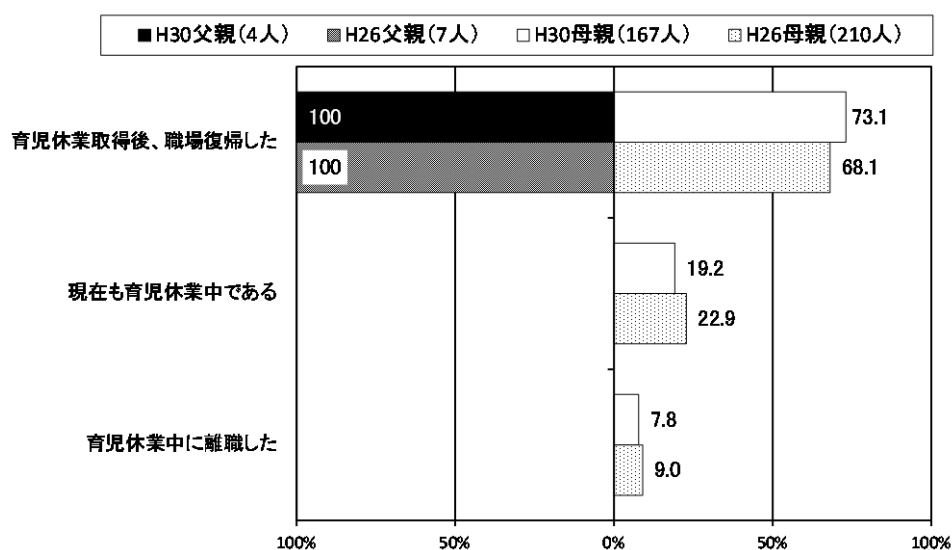
○育児休業の取得状況



父親では「取得していない」が最も多く97.1%となっている。

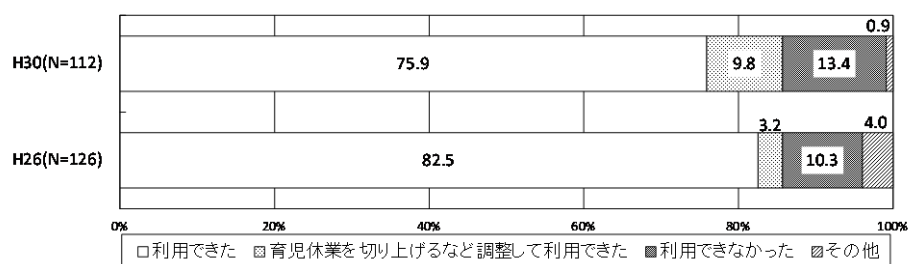
母親では「取得した」が最も多く51.3%、次いで「働いていなかった」が35.8%となっている。

○育児休業後の職場復帰状況



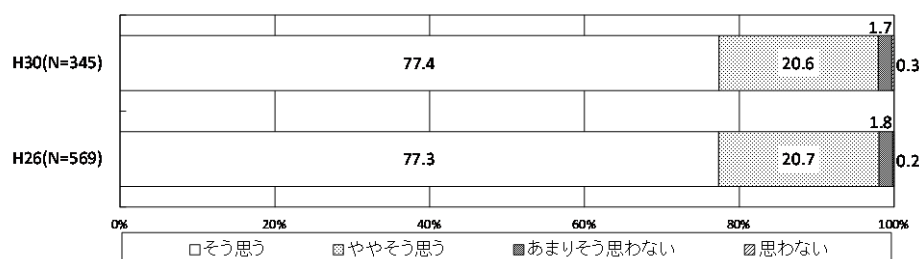
平成 26 年と比べて、大きな差はみられない。

問 希望した時期に保育サービスを利用することができましたか



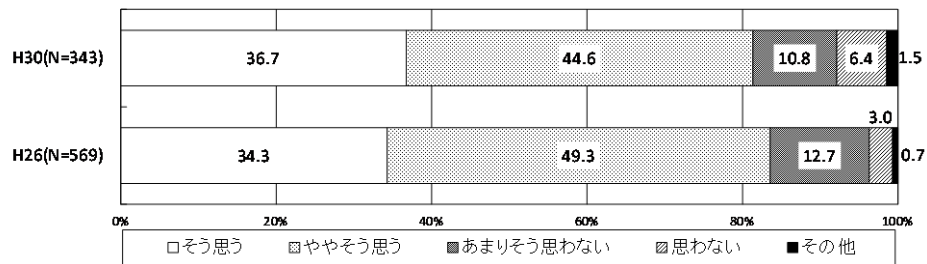
「育児休業を切り上げるなど調整して利用できた」「利用できなかった」が増加しており、「利用できた」は 75.9%と減少している。

問 あなたのお子さんは心身ともに健やかに成長していると思いますか



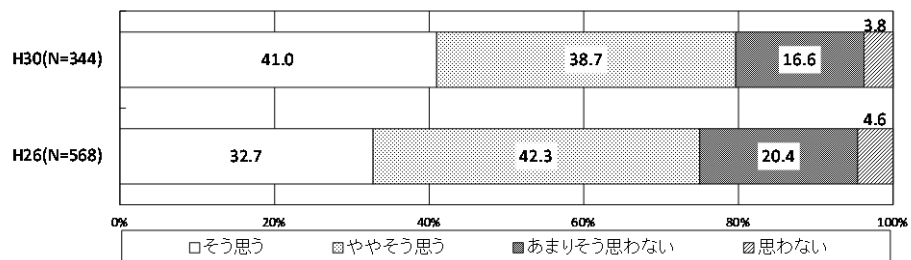
平成 26 年と比べ、大きな差はみられない。

問 菊川市の環境は、子どもを産み育てるのに安心な環境だと思いますか



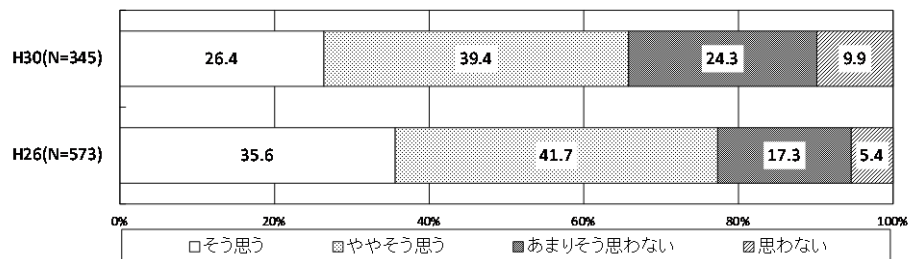
平成 26 年と比べ、大きな差はみられない。

問 市内にはお子さんが安心して遊べる場所があると思いますか



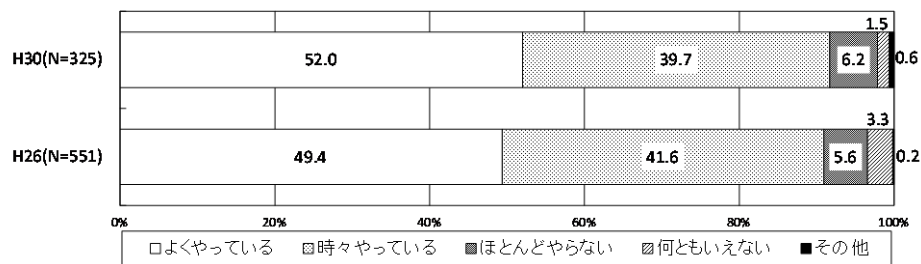
「そう思う」が最も多く 41%、次いで「ややそう思う」が 38.7%となっている。

問 市内の医療機関で安心して子どもを受診させることができると思いますか



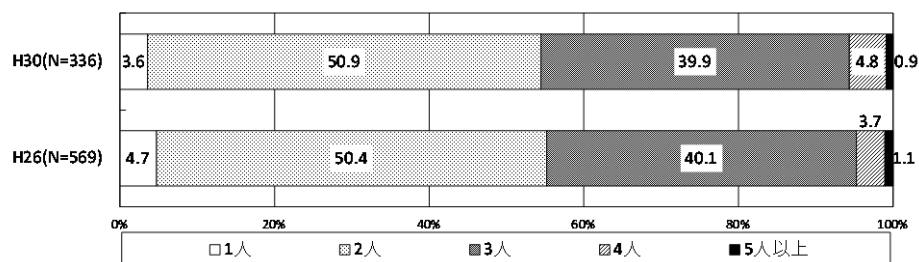
平成 30 年は「そう思う」「ややそう思う」が減少し、「あまりそう思わない」「思わない」が増加している。

問 お父さんは育児をしていますか



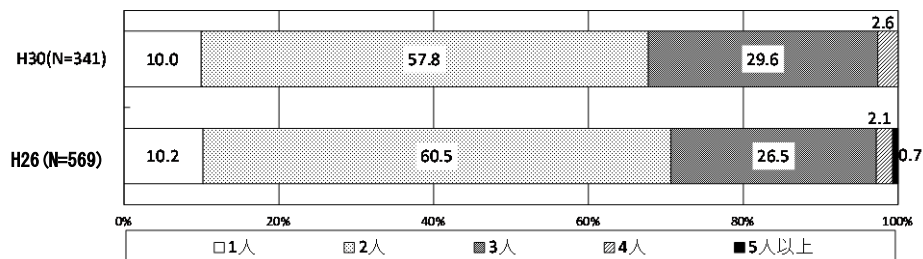
「よくやっている」が最も多く、52%となっている。

問 あなたが希望している子どもの人数は何人ですか



平成 26 年と比べ、大きな差はみられない。

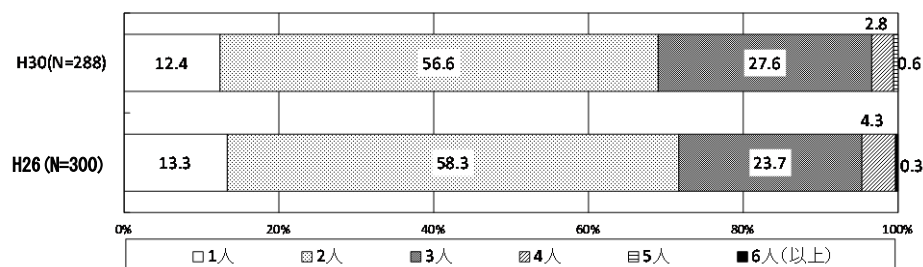
問 現在いる子どもを含めて、現実的に子育て可能と思われる人数は何人ですか



平成 26 年に比べ、大きな差はみられない。

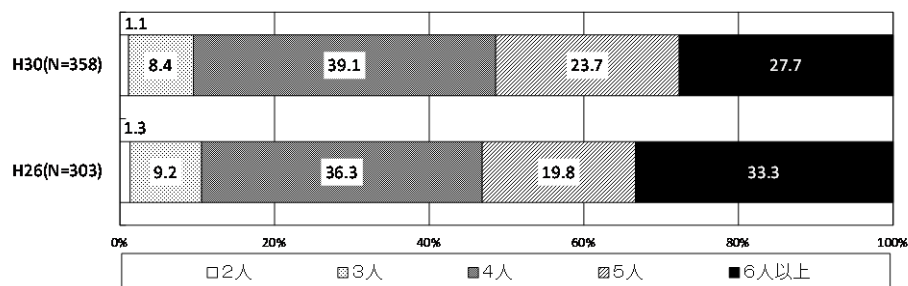
【就学児アンケート調査結果】

問 あて名のお子さんの兄弟姉妹は何人いらっしゃいますか。あて名のお子さんを含めた人数を数字でご記入ください



兄弟の数は、平成 26 年に比べ、平成 30 年は「2人」が最も多く 56.6%、次いで「3人」が 27.6%、「1人」が 12.4%となっている。

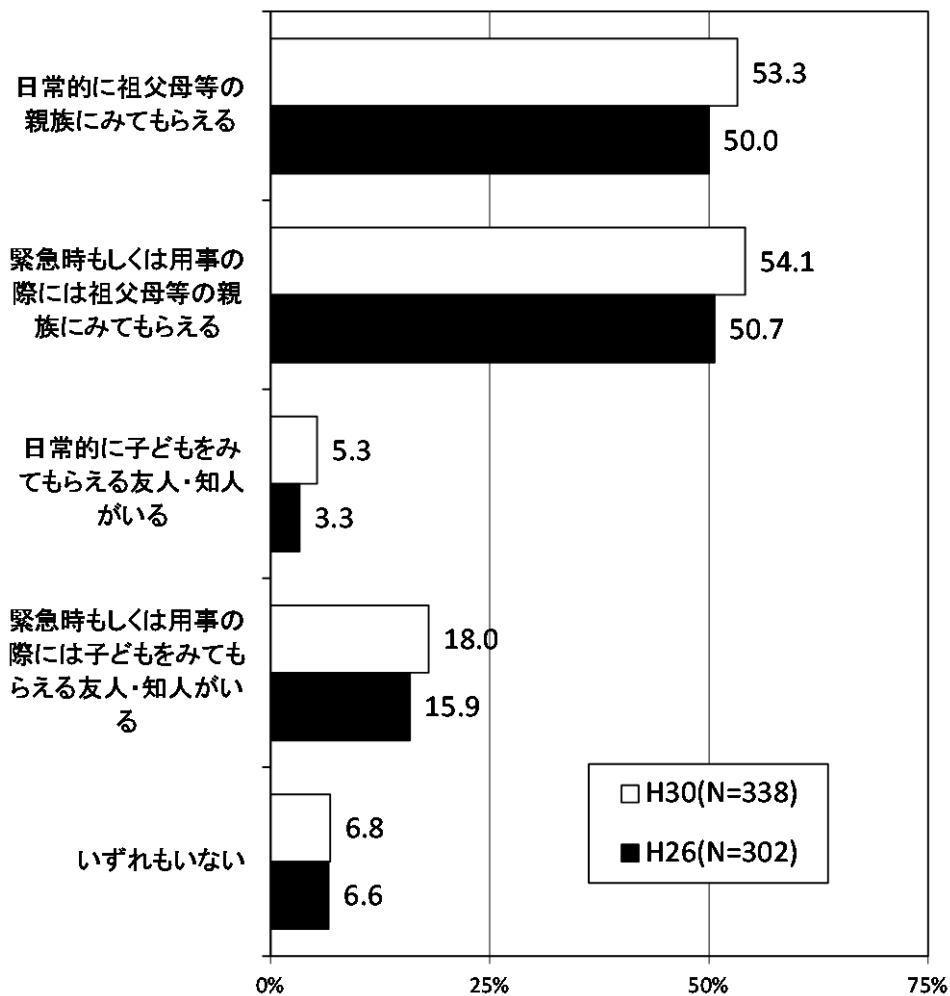
問 あて名のお子さんの家庭は何人で暮らしていますか



「4人」家族が最も多く 39.1%、次いで「6人以上」27.7%、「5人」23.7%となっている。

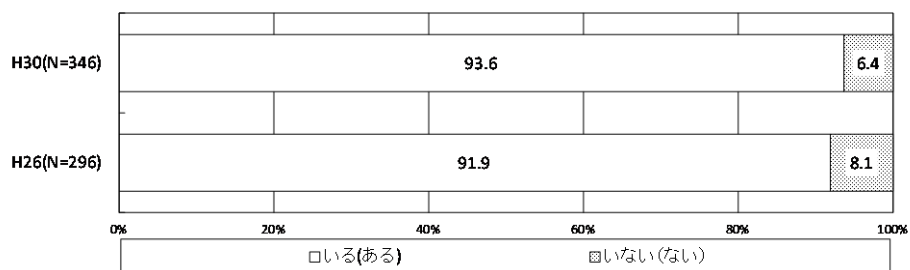
平成 26 年に比べ、6人以上の多世代家族は 5.6%減少している。

問 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか（複数回答）



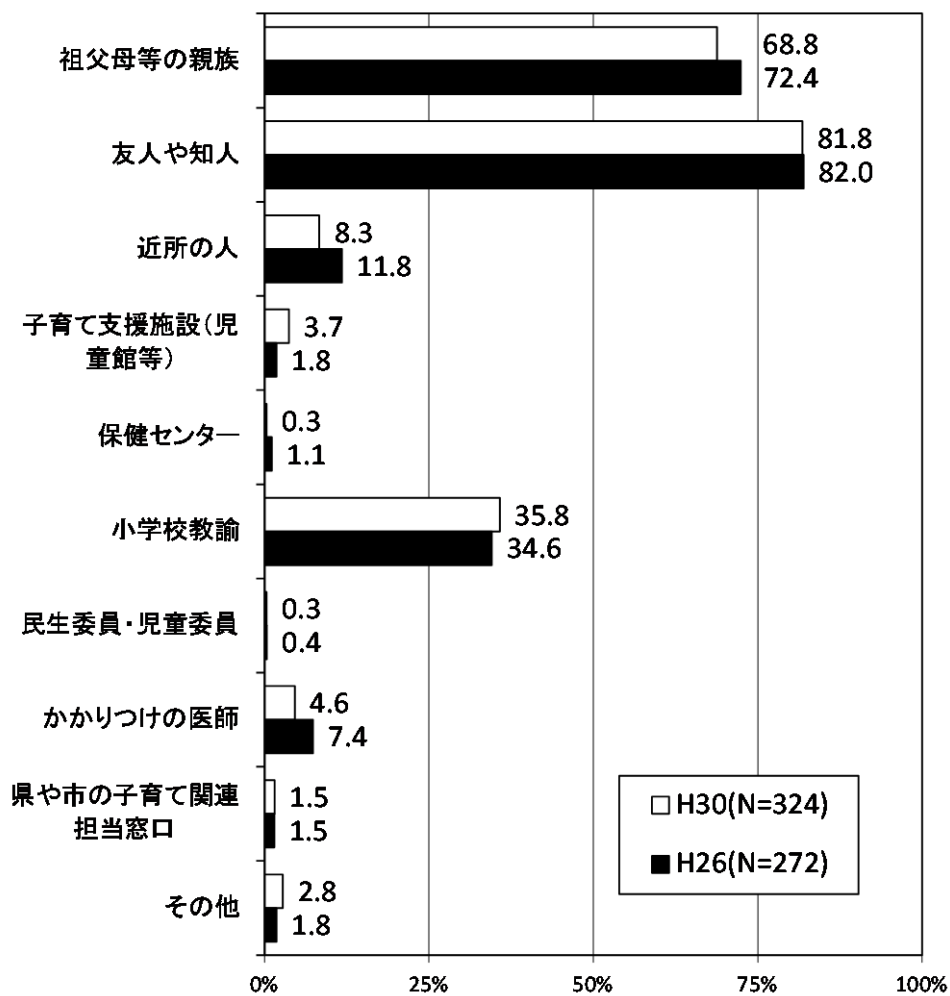
平成 26 年と比べ、みてもらえる人の割合は若干増えている。

問 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人や相談できる場所がありますか



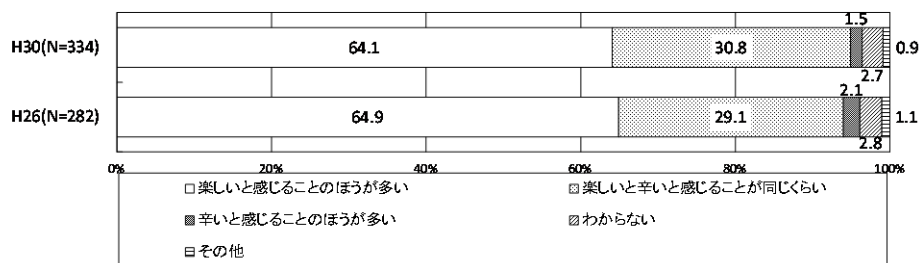
平成 30 年は、相談できる人や場所が「いる（ある）」が 93.6%と若干増加している。

問 気軽に相談できる先は誰（どこ）ですか（複数回答）



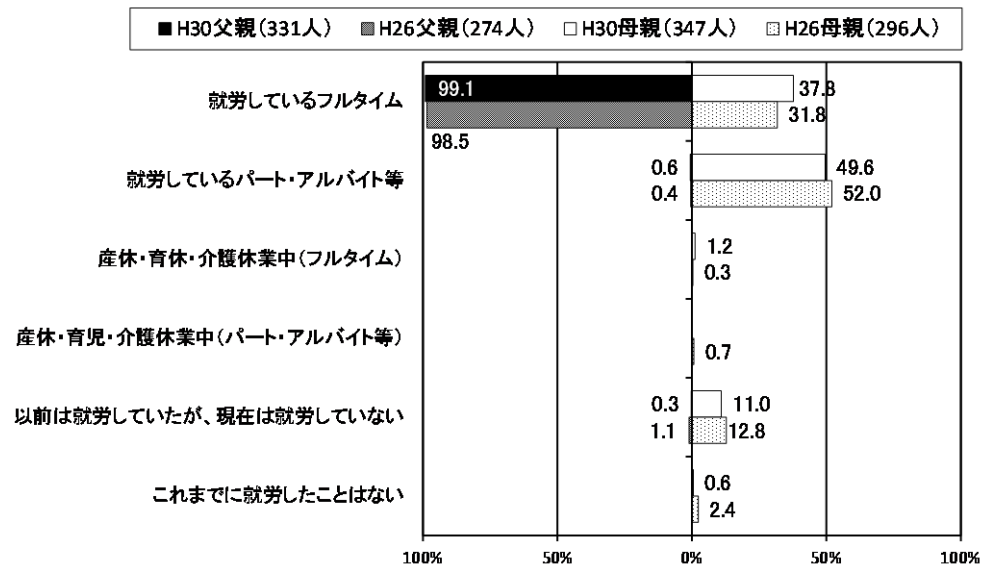
平成 26 年と比べて、大きな差はみられない。

問 あなたは、自分にとって子育てを楽しんでいると感じることが多いと思いますか。それとも辛いと感じることが多いと思いますか



平成 26 年と比べて、大きな差はみられない。

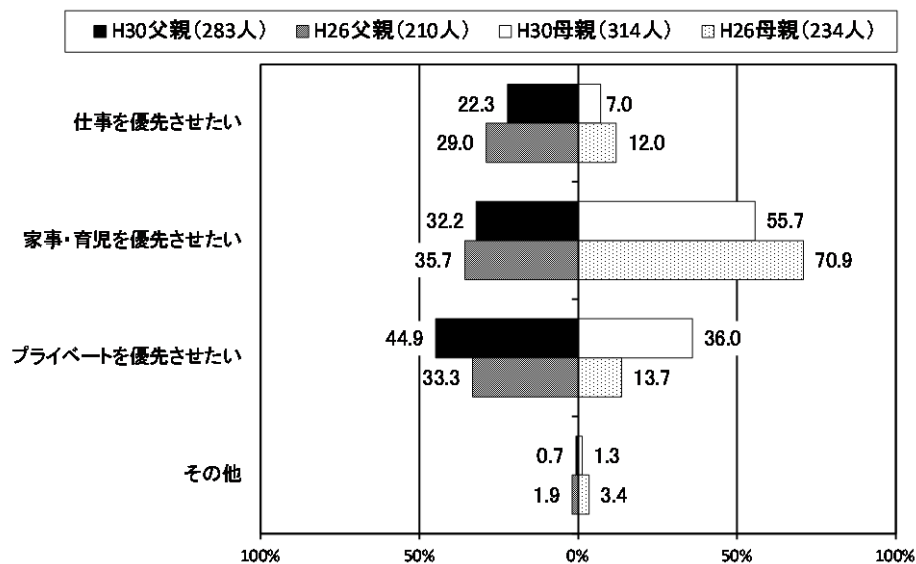
問 母親・父親の就労状況をお答えください



平成 26 年に比べ、平成 30 年では、フルタイムで働いている母親が増加している。

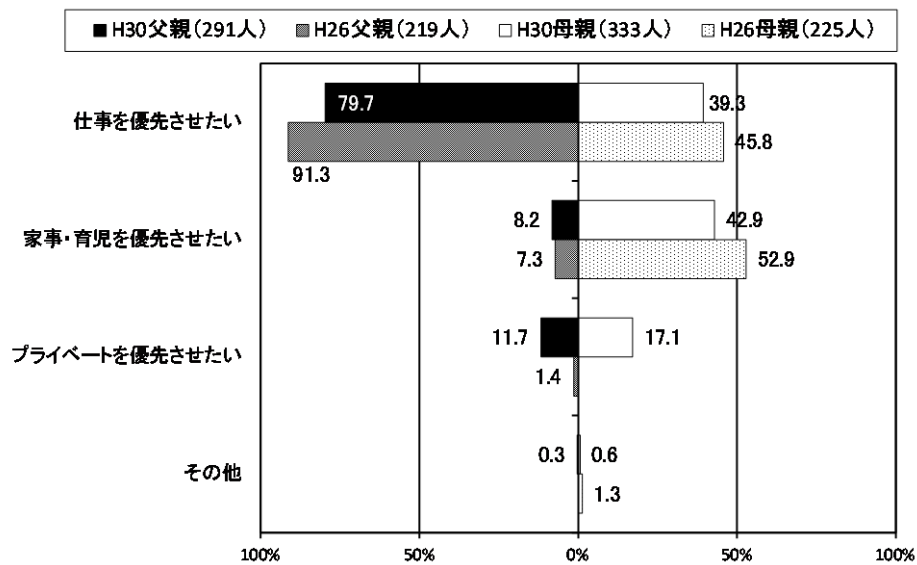
問 あなたの生活で最も優先したい項目はなんですか。理想と現実について選んで下さい
(理想・現実各 1 つ)

○理想



生活で最も優先したい理想は、父母とも平成 26 年の「家事・育児」から、「プライベートを優先させたい」意識に代わってきている。

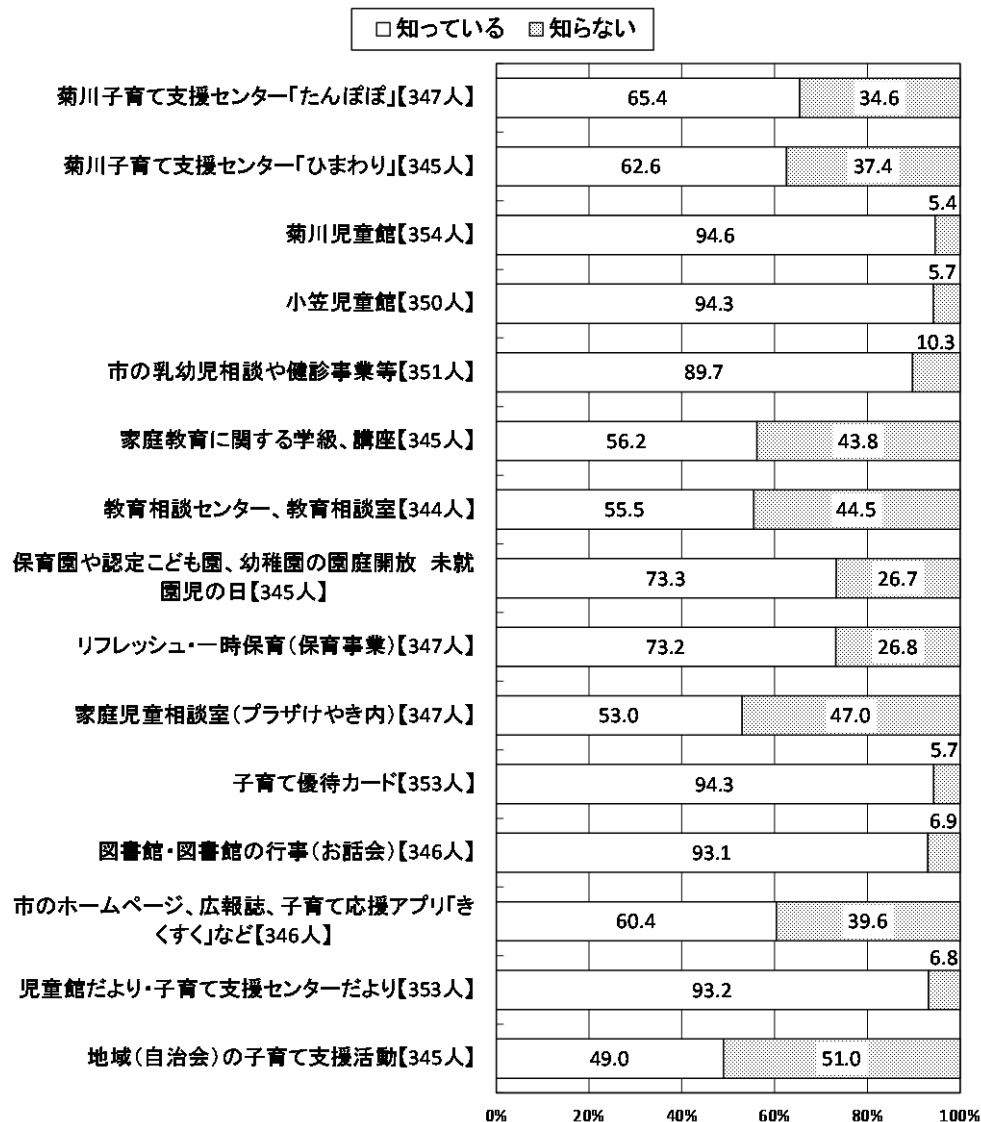
○現実



現実においても、父母とも「プライベートを優先させたい」が増えている。

問 次の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるものをお答え下さい

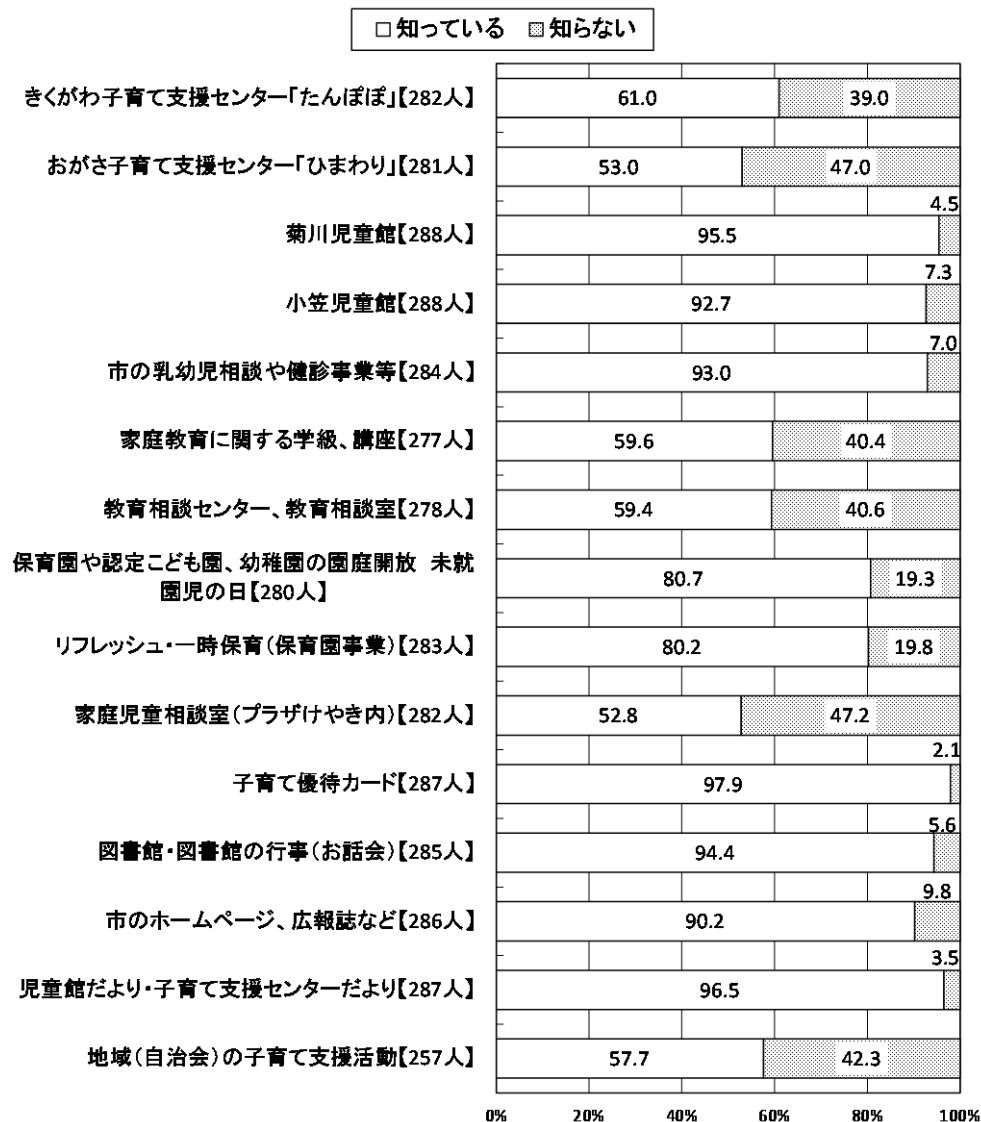
○知っている（平成 30 年）



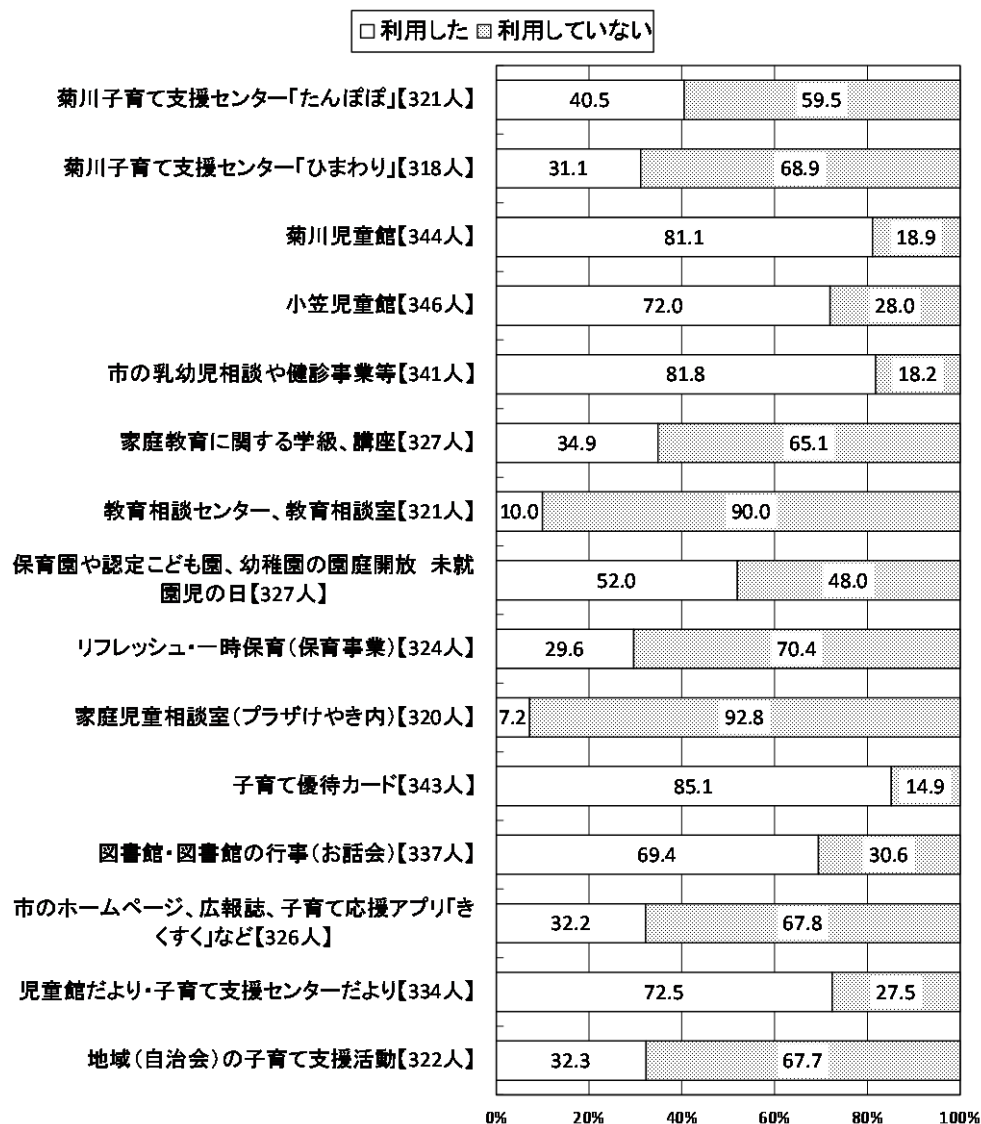
認知度が高いサービスは、「菊川児童館」94.6%、次いで「小笠児童館」「子育て優待カード」94.3%となっている。

認知度の低いものは、「地域（自治会）の子育て支援活動」49.0%、次いで「市のホームページ、広報誌、子育て応援アプリ「きくすく」など」60.4%となっている。

○知っている（平成 26 年）



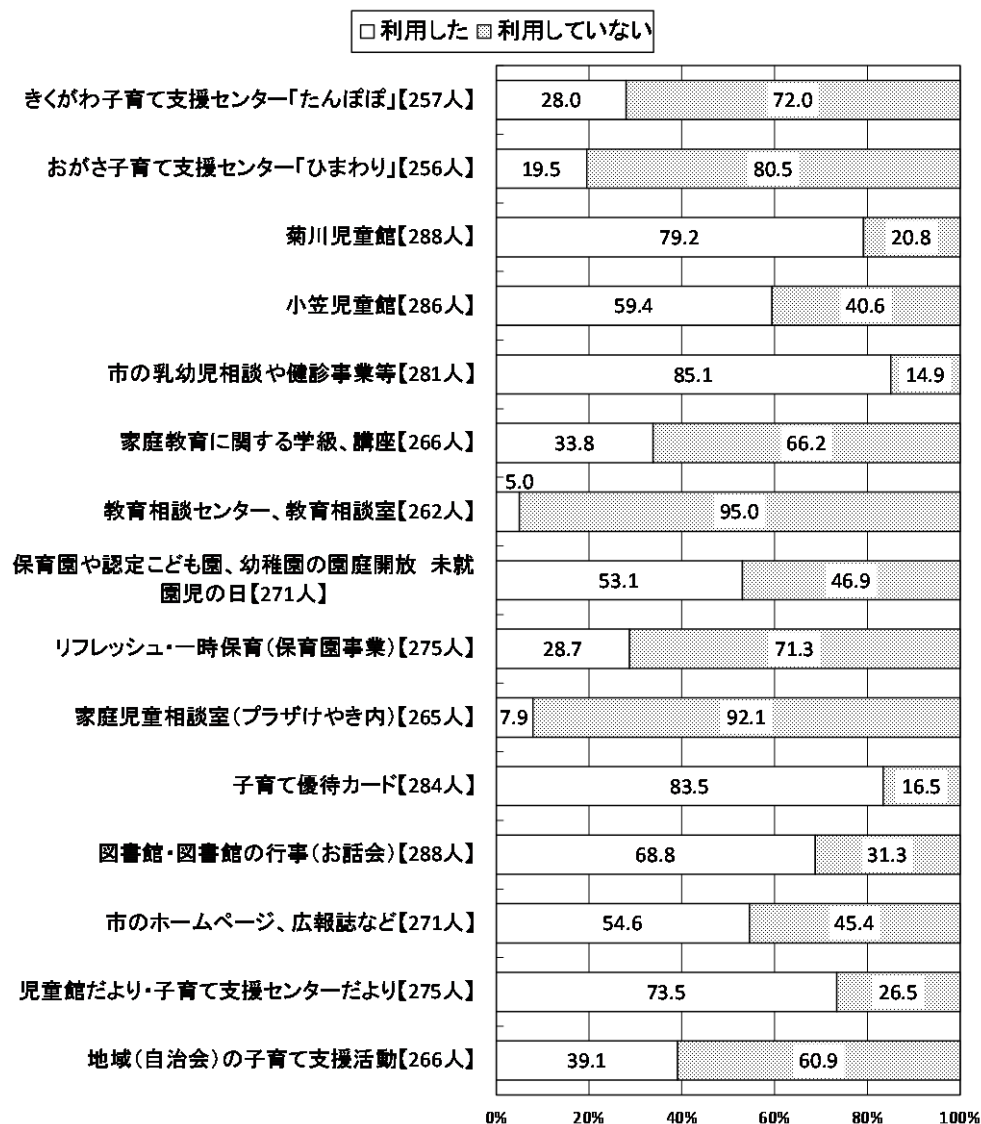
○これまでに利用したことがある（平成30年）



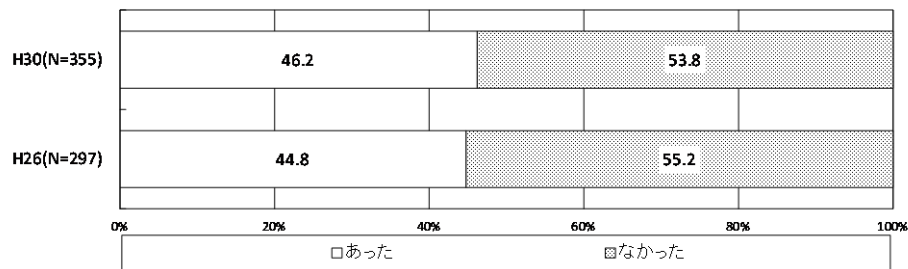
利用したことがあるサービスは、「子育て優待カード」85.1%、次いで「菊川児童館」81.1%となっている。

利用度の低いサービスは、「家庭児童相談室（プラザけやき内）」7.2%、次いで「教育相談センター、教育相談室」10.0%となっている。

○これまでに利用したことがある（平成 26 年）

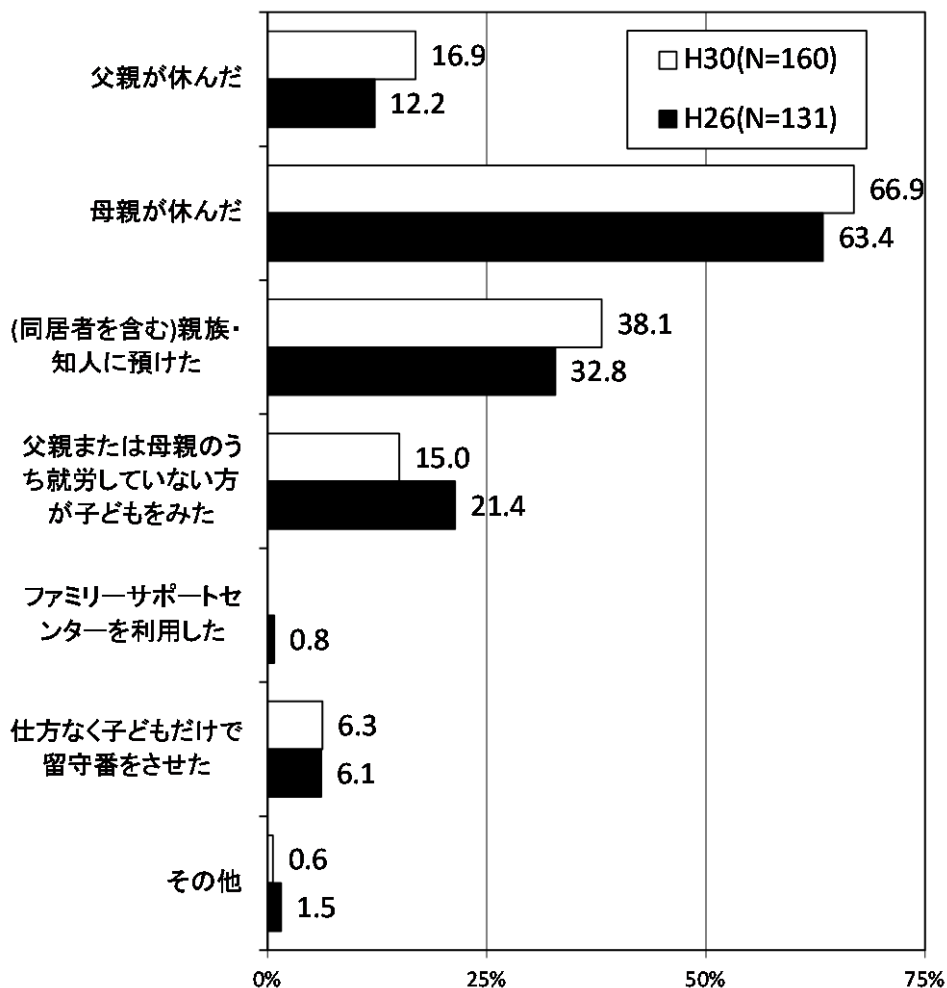


問 この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで通常の授業が受けられなかったことはありますか



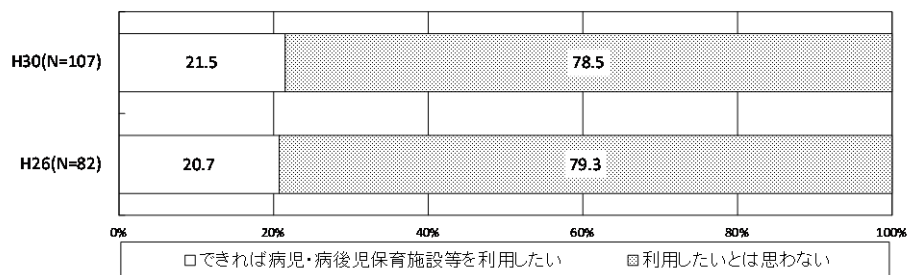
平成26年と比べ、大きな差はみられない。

問 この1年間、お子さんが病気やケガで通常の授業が受けられなかった時の対処方法は何ですか



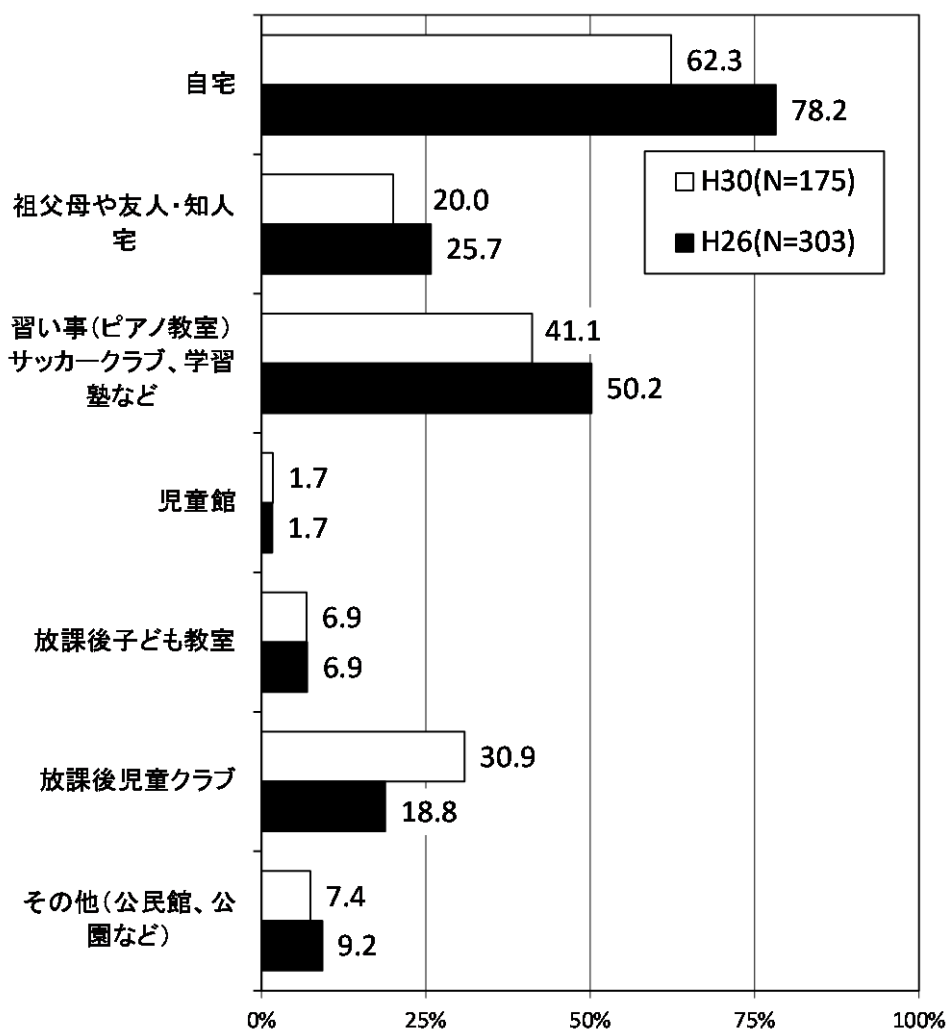
対処方法では、平成26年に比べ、「父親が休んだ」が4.7%増加し、「母親が休んだ」が3.5%増加している。

問 「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか



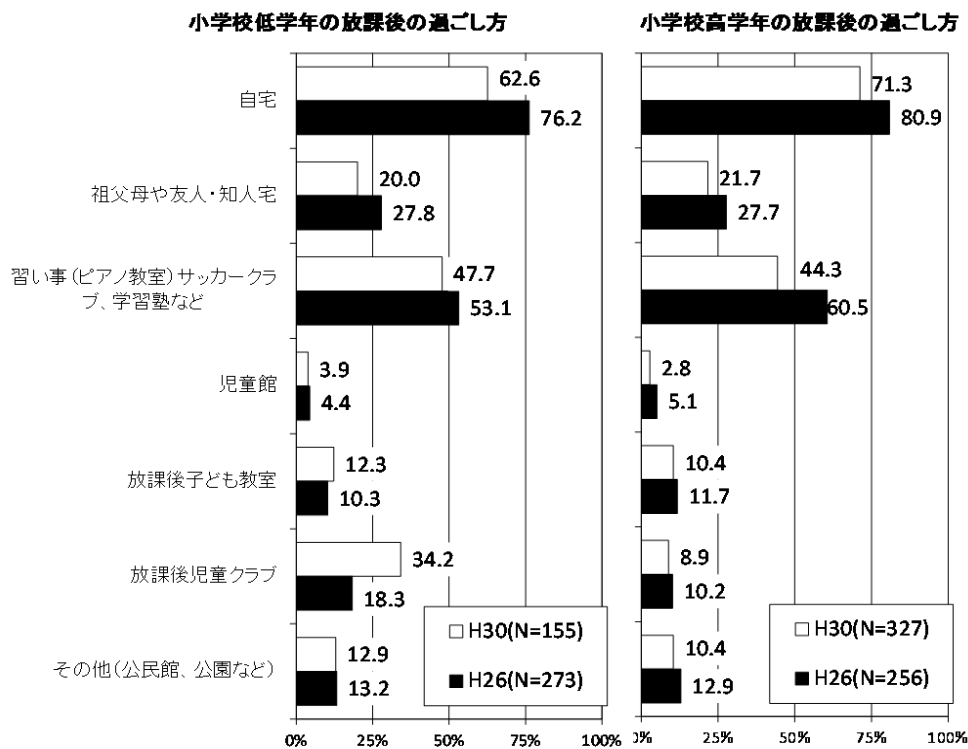
平成 26 年と比べて、病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った人の差はみられない。

問 あて名のお子さんについて、小学校低学年（１～３年生）と小学校高学年（４～６年生）に、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせていますか



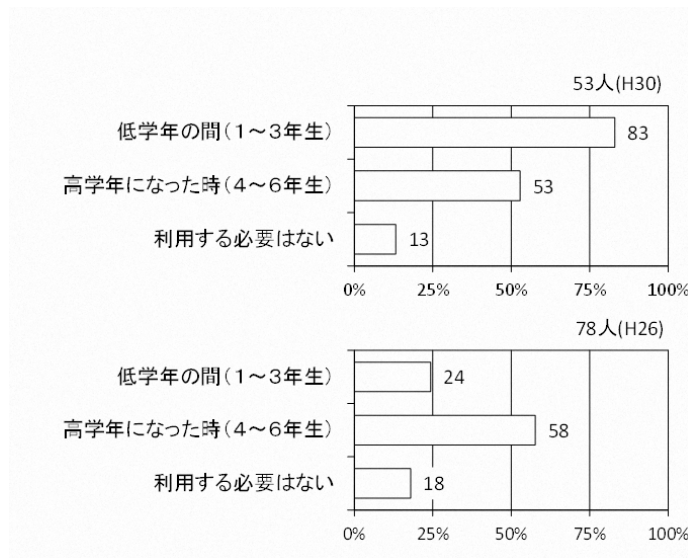
平成 26 年に比べると、「自宅」が減少し、「放課後児童クラブ」が増加している。

問 あて名のお子さんについて、今後放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいですか



小学校低学年については、「放課後児童クラブ」が増加している。
高学年については、それほど大きな差はみられない。

問 あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日、祝日、夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の、放課後児童クラブの利用希望はありますか

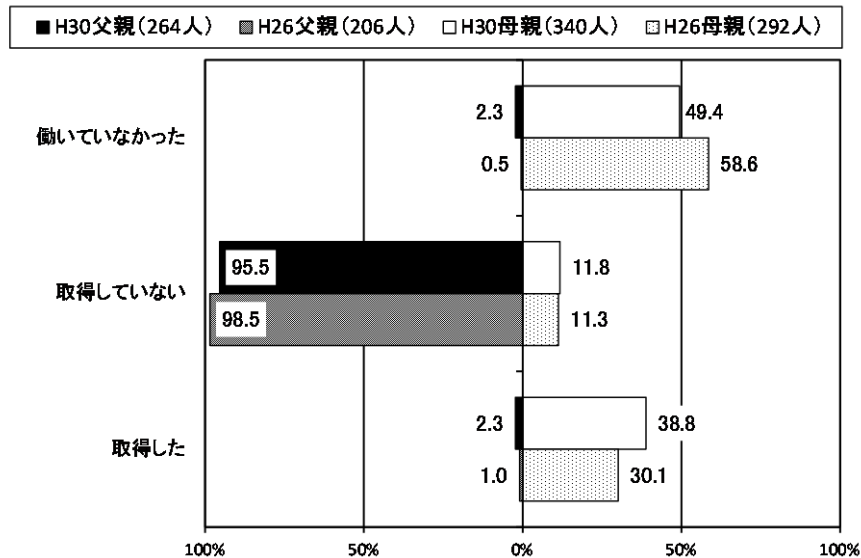


※H30 年のグラフは複数回答

「低学年の間(1～3年生)」が最も多く 83 人、次いで「高学年になった時(4～6年生)」が 53 人、「利用する必要はない」が 13 人となっている。

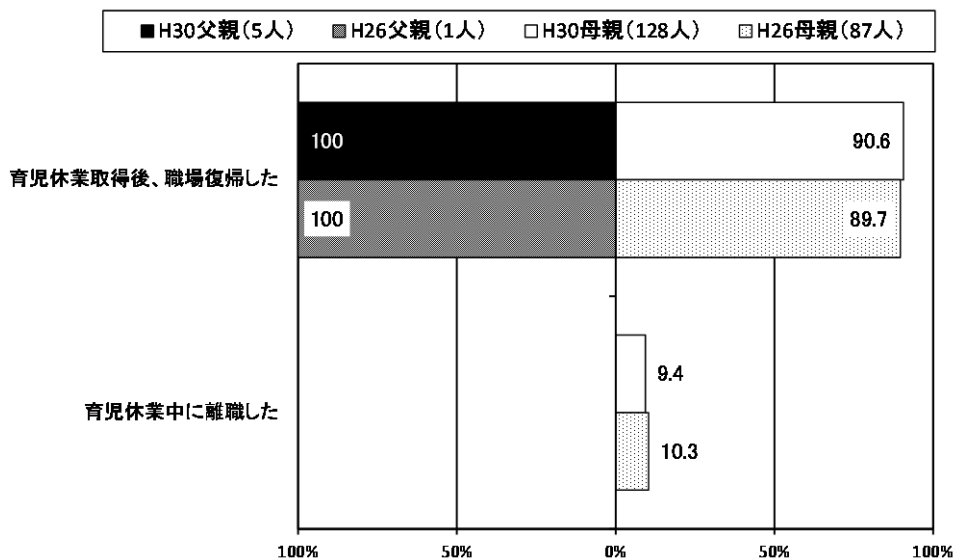
問 あて名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。また、取得した方は現在職場復帰をしましたか

○育児休業の取得状況



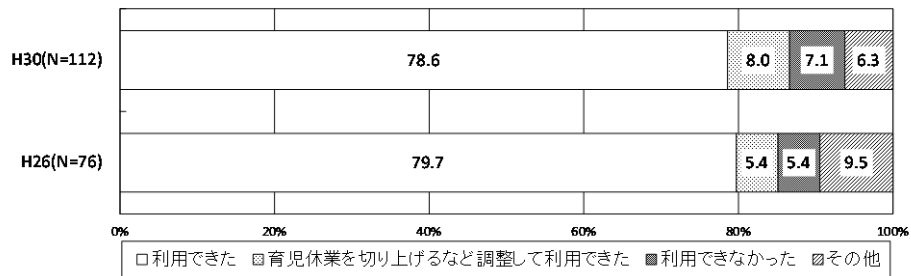
平成 26 年と比べて、大きな差はみられない。

○育児休業後の職場復帰状況



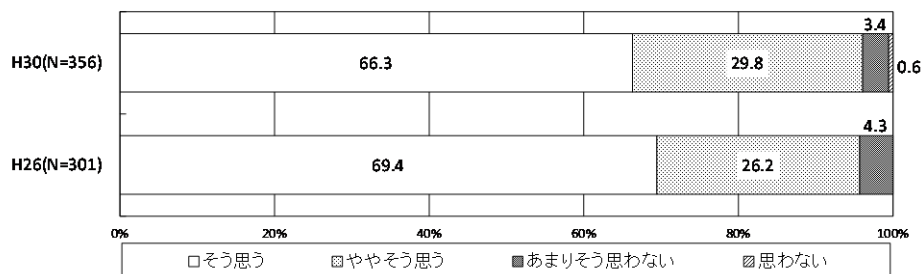
平成 26 年と比べて、大きな差はみられない。

問 希望した時期に保育サービスを利用することができましたか



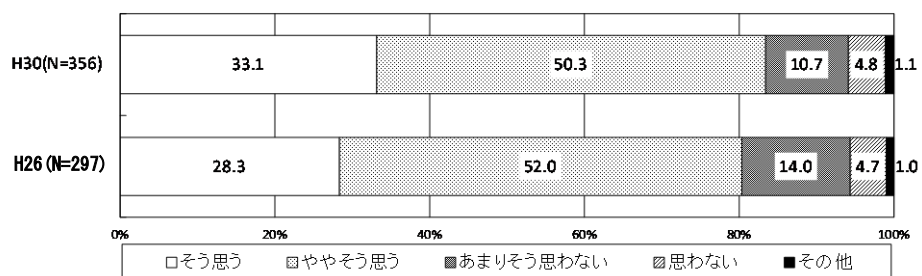
平成 26 年と比べて、大きな差はみられない。

問 あなたのお子さんは心身ともに健やかに成長していると思いますか



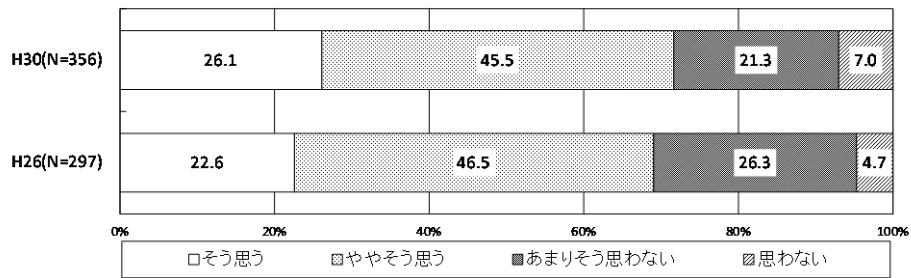
平成 26 年と比べて、大きな差はみられない。

問 菊川市の環境は、子どもを産み育てるのに安心な環境だと思いますか



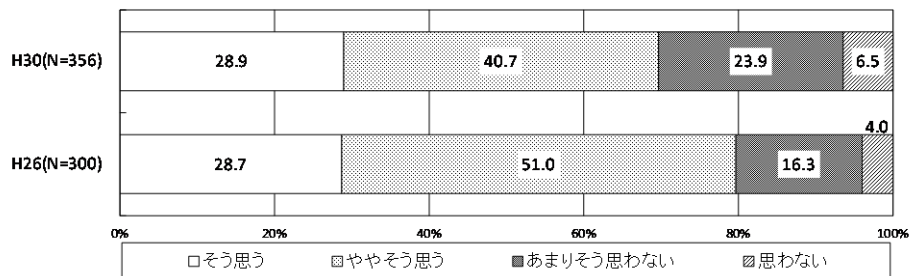
平成 30 年は「そう思う」が 4.8%増加しており、「ややそう思う」と合わせると 83.4% (平成 26 年 80.3%) 満足度は高くなっている。

問 市内にはお子さんが安心して遊べる場所があると思いますか



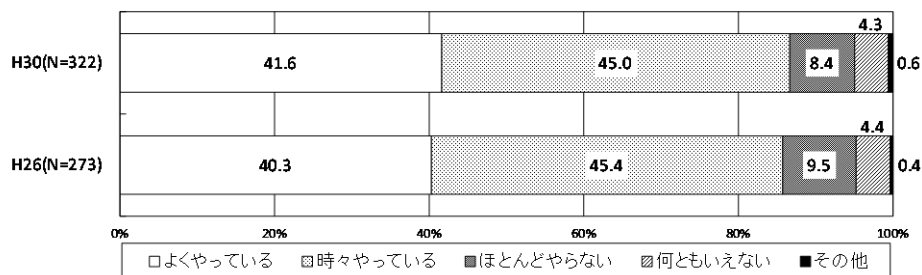
平成 30 年は「そう思う」が 3.5%増加しており、「ややそう思う」と合わせると 71.6%（平成 26 年 69.1%）と満足度は高くなっている。

問 市内の医療機関で安心して子どもを受診させることができると思いますか



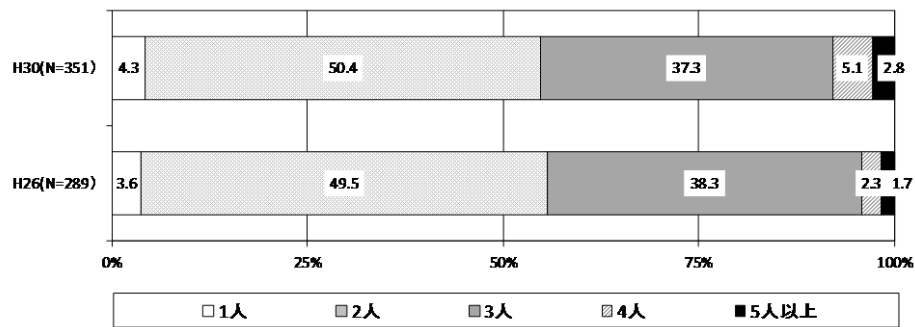
平成 30 年は「そう思う」が 0.2%増加しているが、「ややそう思う」と合わせると 69.6%（平成 26 年 79.7%）と満足度は若干少なくなっている。

問 お父さんは育児をしていますか



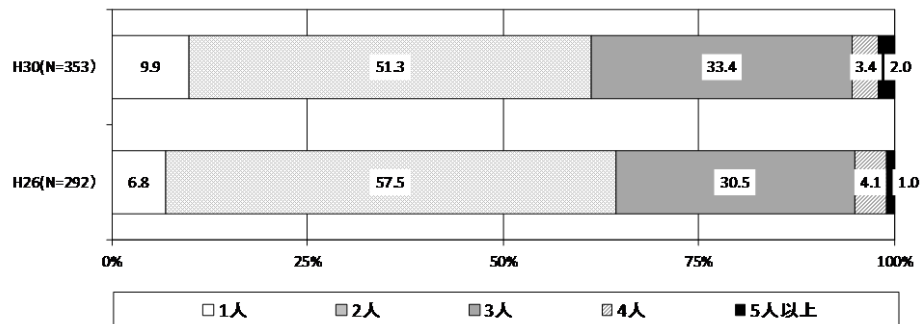
平成 26 年と比べて、大きな差はみられない。

問 あなたが希望している子どもの人数は何人ですか



平成 26 年と比べて、大きな差はみられない。

問 現在いる子どもを含めて、現実的に子育て可能と思われる人数は何人ですか



平成 26 年と比べて、大きな差はみられない。

(2) 用語集

【国の法制度・計画等】(第1編 第1章子ども・子育ての趣旨)

番号	名称	内容
※1	1.57 ショック	平成元年の合計特殊出生率 1.57 と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和41年の合計特殊出生率 1.58 を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。(内閣府ホームページより)
※2	子ども・子育て関連3法	『子ども・子育て支援法』(平成24年法律第65号)、『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律』(平成24年法律第66号)、『子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律』(平成24年法律第67号)の3つの法律を指す。
※3	まち・ひと・しごと創生法	平成26年に公布、施行され、平成27年に改正されている。地方創生を推進するため、人口減少や東京圏への人口集中を是正し、地方の活性化を通じて、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための基本理念などを定めている。
※4	少子化社会対策大綱	従来の少子化対策の枠組みを越えて、新たに結婚の支援を加え、「子育て支援策の一層の充実」、「若い年齢での結婚・出産の希望の実現」、「多子世帯への一層の配慮」、「男女の働き方改革」、「地域の実情に即した取組強化」の5つの重点課題を設けている。また、重点課題に加え、長期的視点に立って、きめ細かな少子化対策を総合的に推進することとしている。
※5	ニッポン一億総活躍プラン	我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けて、平成28年6月2日に閣議決定された。(首相官邸ホームページより)

番号	名称	内容
※6	働き方改革実行計画	「ニッポン一億総活躍プラン」において、一億総活躍社会に向けた最大のチャレンジと位置付けられた働き方改革については、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に資するため、平成28年9月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催された。時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、平成29年3月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられた。（内閣府ホームページより）
※7	子育て安心プラン	25歳から44歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、平成30年度から令和4年度末までに女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することを掲げている。（内閣府ホームページより）
※8	新しい経済政策パッケージ	少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、平成29年12月8日に閣議決定された。「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪としており、このうち、「人づくり革命」については、「幼児教育の無償化」、「待機児童の解消」、「高等教育の無償化」など、2兆円規模の政策を盛り込み、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとした。（内閣府ホームページより）
※9	新・放課後子ども総合プラン	一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備などにより、全ての児童の安全・安心な居場所を確保することなどを目的とした、新たな放課後児童対策の計画。国全体の目標として、向こう5年間で約30万人分の放課後児童クラブを整備し、待機児童の解消を図ることなどが挙げられている。
※10	幼児教育・保育の無償化	『新しい経済政策パッケージ』及び『経済財政運営と改革の基本方針2018』において、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化し、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても認可保育所に入ることができない待機児童がいることから、保育の必要性のある子どもについては、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象とするとされている。

【市の計画】（第 1 編 第 3 章計画の位置づけ）

計画名	概要
菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 26 年 12 月に国が策定した、人口の現状と将来の展望を提示する『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン』及び、今後5年間の政府の施策の方向を提示する『まち・ひと・しごと創生総合戦略』を勘案し、本市の実情を踏まえ、平成 27 年に第一期戦略が策定された。その後、令和 2 年 4 月から第二期計画が始まる。
菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画	地域福祉を推進するため、地域住民の自主的な福祉活動や地域と行政の協働による福祉活動、これらに関連する各種の福祉団体、福祉サービス事業者の役割等を系統的にまとめたもの。市社会福祉協議会と協働し、社会福祉協議会が担う活動計画も併せて、第 3 次菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画が平成 28 年に策定した。
菊川市幼保施設整備計画（基本方針）	平成 17 年の合併による市制施行後、旧両町間で差異が見られた幼稚園及び保育所の実態を踏まえつつ、安心・安全が確保された子どもたちにとってより良い幼保施設を整備していくことを目指して、平成 20 年に施設整備を計画する際の基本的な方向性を示す「菊川市幼保施設整備計画（基本方針）」を策定した。本計画では、平成 30 年に策定された待機児童の解消、法人の経営安定化、適正な規模と配置の確保等の 10 年先を見据えた新たな「菊川市幼保施設整備計画（基本方針）」を指す。
菊川すこやかプラン	健康増進法に基づく市町村健康増進計画に位置づけるとともに、食育基本法に基づく市町村食育推進計画、国民運動である「すこやか親子 21」を包含する計画。本計画では、「第 2 次菊川すこやかプラン」を指す。
東遠地域広域障害児福祉計画	掛川市・菊川市・御前崎市の 3 市が広域で策定した障がい児福祉計画であり、3 市が連携して障がい児への福祉サービス等を推進している。第 5 期東遠地域広域障害福祉計画と共に平成 30 年度に策定された。
菊川市教育大綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を新たに策定したもの。第 2 次菊川市総合計画の計画期間に準じ、平成 29 年に策定された。
菊川市交通安全計画	交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定により、県の作成した交通安全計画に基づき、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間に講ずべき、本市の区域内における陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めたもの。本計画では、「第 10 次菊川市交通安全計画」を指す。
菊川市男女共同参画プラン	男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく計画であり、菊川市における男女共同参画社会形成のための施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画。本計画では、「第 3 次菊川市男女共同参画プラン」を指す。

【本計画における言葉の定義】

用語	年齢	内容
子ども	0～17 歳	本計画では、『18 歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある者』とする。また、複数を対象とする場合も「子ども」と表記する。 【参考】認定こども園法では、「小学校就学の始期に達するまでの者」とされている。また、子ども・子育て支援法では、「18 歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある者」とされており、「小学校就学の始期に達するまでの者」は「小学校就学前こども」としている。その他、15 歳までの者を指す場合もある。
乳児	0 歳	本計画では、『1 歳未満の者』とする。 【参考】児童福祉法では、「1 歳未満の者」とされている。
幼児	1～5 歳	本計画では、『1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者』とする。 【参考】児童福祉法では、「1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者」としている。また、道路交通法では、「6 歳未満の者」としている。
園児	0～5 歳	本計画では、『保育所・認定こども園・幼稚園等に通っている乳幼児』とする。
未就学児	0～5 歳	本計画では、『小学校入学前の子ども』とする。
児童	6～11 歳	本計画では、『満6 歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでの者』とする。 【参考】児童福祉法では、「18 歳未満の者」とされている。また、学校教育法では「満6 歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでの者」を「学齢児童」としている。道路交通法では、「6 歳以上 13 歳未満の者」としている。
就学児	6～11 歳	本計画では、『小学校に就学する児童』を指す。
生徒	12～17 歳	本計画では、『中学校・高等学校で教育を受ける者』を指す。 【参考】学校教育法では、「小学校（特別支援学校の小学部）の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまでの者」を「学齢生徒」としている。
青少年	0～17 歳	本計画では、『18 歳未満の者』とする。 【参考】「子どもゆめ基金」では「おおむね 18 歳以下の者」とされている。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」では、「18 歳未満の者」としている。また、「第8 次勤労青少年福祉対策基本方針（平成 18 年 10 月厚生労働省）」においては、「おおむね 35 歳未満」の者を「勤労青少年」としている。
若者	15～29 歳	本計画では、『15 歳～29 歳の者』とする。 【参考】「青年」、「青春期の男女」ともいう。10 代後半から 20 代の、特に男子をいうことが多い。若さを強調する場合には 30 代にもいう。
高齢者	65 歳以上	本計画では、『65 歳以上の者』とする。

【子どもに関する言葉の定義：イメージ図】

0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12～ 14 歳	15～ 17 歳	18～ 29 歳
乳児	幼児													
乳幼児、園児、未就学児						児童、就学児						生徒		
子ども、青少年														
													若者	

※本計画における年齢は、毎年4月1日現在の年齢を示しています。



【用語集】

用語	内容
あ行	
アプリ	「アプリケーション・ソフトウェア」の略。本来の意味では、パソコンやサーバー等の情報処理装置にインストールされた OS（基本ソフト）上で動作するソフトウェアのことであるが、スマートフォンの普及とともに電話機能、電子メール、ウェブブラウザ、ゲーム等も全てアプリと呼ばれるようになっている。
育児休業	出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。育児・介護休業法では、原則として子が 1 歳に達するまで、両親共に休業を取得する場合には子が 1 歳 2 か月になるまで、認可保育所への入所を希望したが入所できない場合等には子が 1 歳 6 か月になるまでの労働者の育児休業取得が認められている。
インクルーシブ教育	障害者の権利に関する条約第 24 条によると、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとされており、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。
か行	
外国につながる	国籍に関わらず、海外に自身のルーツがあり、多様な言語、文化、価値観、慣習などの中で育ってきたことを指す。国の策定指針においても、「特別な支援が必要な子ども」として「外国につながる子ども」が挙げられている。本計画では、「外国につながる子ども」、「外国につながる家庭」という表現を使用している。
核家族化	夫婦とその未婚の子どもで構成される家族のことを「核家族」と呼ぶが、我が国では都市化や高度経済成長とともに、3 世代同居等の大家族世帯が減少し、核家族世帯の増加が進行すること。
家族	夫婦とその血縁関係者を中心に構成され、共同生活の単位となる集団のこと。
学校	一定の教育目的のもとで教師が児童・生徒に組織的・計画的に教育を行う所。またその施設。学校教育法では、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校としている。
家庭	夫婦・親子等の関係にある者が生活を共にする、小さな集団。また、その生活する所のこと。「家族」もおおむね同義で扱うが、「家庭」については場所・環境を意味する表現が付帯する。
企業	営利を目的として、継続的に生産、販売、サービスなどの経済活動を営む組織体のこと。
教育時間	教育標準時間（1 号）認定子どもが、幼稚園や認定こども園で過ごす時間のこと。幼稚園教育要領では、幼稚園の 1 日の教育時間は、4 時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮することとしている。
行政	本計画では「行政機関」のことをいう。国及び地方公共団において行政事務を行う組織体のこと。
血算検査	血液中の細胞成分である赤血球、白血球、血小板の数・大きさ、白血球分類、血色素濃度、ヘマトクリット値等の測定をする検査のこと。

用語	内容
さ行	
しずおか子育て優待カード	全国 47 都道府県が参加している「子育て支援パスポート事業」で、静岡県と県内市町が協働して取り組んでいる事業で使用されるカードのこと。18 歳未満の子どもを同伴した保護者または妊娠中の方が、優待カードを協賛店舗・施設で提示すると、店舗・施設ごとに決められた応援サービスを受けることができる。
静岡こども救急電話相談	夜間、こどもの急な発熱、怪我等で困っているとき、周りに相談できる人がいなくて不安なとき、救急病院に受診させるべきか迷っているとき等に対して、専門家である看護師や小児科医が電話でアドバイスをする事業で、静岡県が実施している。 電話相談窓口（＃8000／054-247-9910）
児童遊園	児童福祉法に定められた児童厚生施設の一つ。児童遊園は屋外型の児童厚生施設であり、児童館は屋内型の児童厚生施設である。都市公園法による「児童公園」の補完的役割を持つ。
小児慢性特定疾患 (小児慢性特定疾病)	20 歳未満の慢性疾患のうち、厚生労働省が特に定めたもの。「悪性新生物」、「慢性腎疾患」、「慢性呼吸器疾患」、「慢性心疾患」、「内分泌疾患」、「膠原病」、「糖尿病」、「先天性代謝異常」、「血液疾患」、「免疫疾患」、「神経・筋疾患」、「慢性消化器疾患」、「染色体または遺伝子に変化をとともなう症候群」、「皮膚疾患」等が対象となっており、医療費の公費負担が行なわれている。
スクールガード	子どもを犯罪等から守るため、通学路の見回りや子どもの見守りをする「学校安全ボランティア」のこと。
た行	
待機児童	保育所等への入所申請がなされており入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所等に入所できない状態にある乳幼児のこと。
男女共同参画社会	男女共同参画社会基本法による、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
都市公園	都市公園法に定められた、国または地方自治体が設置した公園のこと。
な行	
認定こども園	就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する他、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園法）に基づき、平成 18 年 10 月に設置された。一般的には、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設とされる。「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の 4 つの類型がある。
ネットワーク	複数のコンピューターを結び、データ等を共有し、情報処理の効率化を図るシステムのこと。本計画では、「個々の人のつながり」という意味とする。

用語	内容
は行	
不育治療	生殖年齢の男女が妊娠を希望し、妊娠は成立するが流産や早（死）産を繰り返して生児が得られない状態である「不育症」に対する治療のこと。
不妊治療	正常な性生活を継続しながら、妊娠しない状態である「不妊症」に対する治療のこと。
保育所（保育園）	児童福祉法による、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設。
保護者	未成年者等を保護する義務のある人。特に、その子どもの親、または親に代わる者のこと。
ボランティア	社会福祉、教育、環境保全、保健等の社会全般を対象とし、無償で自発的に社会活動に参加したり、技術や知識を提供したりする人。または、その活動。
や行	
幼稚園	満 3 歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法では、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設としている。
要保護児童	児童福祉法による、①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、②保護者のない児童（現に監督保護している者がいない児童）。①については、被虐待児童、非行児童等が該当し、②については孤児、保護者に遺棄された児童、保護者が長期拘禁中の児童、家出した児童等が該当する。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できること。「仕事と生活の調和」と訳す。
英数	
GBS 検査	GBS は「B 群溶血性連鎖球菌（Group B Streptococcus）」の略。GBS は健康な成人には病原性はほとんどないが、新生児や高齢者などには重篤な感染症状を起こすことがある。特に新生児では肺炎・敗血症・髄膜炎等を発症し、重篤な後遺症の原因となる。 そのため、母体が GBS を保菌しているかどうかを検査するため、妊娠後期の妊婦健診時に膣の細菌培養検査を行う。その検査で「GBS 陽性」であった場合は、分娩中に母体に点滴で抗生剤を投与し、胎児への感染を予防する。
I C T	「Information and Communication Technology」の略で、日本語では「情報通信技術」のこと。「I T（Information Technology）／情報技術」とほぼ同義のみを持つが、コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合を ICT と、区別して用いる場合もある。
P T A	「Parent Teacher Association」の略で、日本語では「保護者と教職員による教育関連団体」のこと。主な目的は、保護者と先生が協力し合って学校運営に携わり、子どもの学習環境を整えていくこと。

(3) 子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 6 日 条例第 10 号

菊川市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、菊川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第 31 条第 2 項の規定により、市長に意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第 43 条第 3 項の規定により、市長に意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関し、法第 61 条第 7 項の規定により、市長に意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月12日条例第26号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(4) 子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	所属区分	条例区分
会長	鈴木 久美子	常葉大学短期大学部 保育科長	学識経験者
副会長	高橋 住夫	東遠学園 園長	学識経験者
委員	財津 由記	民間認定こども園保護者代表 認定こども園愛育保育園	子どもの保護者
委員	岩澤 正美	民間保育所保護者代表 河城保育園	子どもの保護者
委員	畑 伸正	小学校 PTA 連絡協議会代表 六郷小学校 PTA 役員	子どもの保護者
委員	茨木 徹	市内事業主代表 フジオーゼックス(株) 人事総務部長	事業主代表
委員	中原 由雅	労働者福祉協議会代表 フジオーゼックス(株)労働組合 執行委員長	労働者代表
委員	稲垣 清子	子ども・子育て支援事業者代表 ボランティア団体「りぼん」 代表	事業従事者
委員	飛田 正彦	民間認定こども園代表 認定こども園西方保育園 園長	事業従事者
委員	田辺 奈保美	民間認定こども園代表 認定こども園みなみこども園 園長	事業従事者
委員	伊村 洋之	市内校長会代表 河城小学校 校長	学識経験者
委員	野中 茂樹	菊川市連合自治会代表 菊川市連合自治会 会長	市長が必要 と認める者
委員	赤堀 恵子	主任児童委員代表 主任児童委員	市長が必要 と認める者

(5) 子ども・子育て会議の開催

第1回

日時：平成31年3月15日（金）午後3時～

場所：菊川市総合保健福祉センター「プラザけやき」201 会議室

内容：特定教育・保育施設の利用定員の設定について
平成31年度子育て支援施策について
菊川市子ども・子育てアンケートの結果について

第2回

日時：令和元年6月11日（火）午後3時30分～

場所：小笠図書館会議室

内容：子ども・子育て支援事業計画 平成30年度評価について
第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画について
●子ども・子育て新制度の概要
●アンケート結果の反映（量の見込みの考え方）、認定区分、
子ども・子育て支援事業の主な内容について

第3回

日時：令和元年8月7日（水）午後2時～

場所：菊川市総合保健福祉センター「プラザけやき」201 会議室

内容：人口推計について
第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画について
（骨子、計画策定の目的と考え方、基本構想、基本計画）

第4回

日時：令和元年 10 月 4 日（金）午後 2 時～

場所：菊川市総合保健福祉センター「プラザけやき」201 会議室

内容：量の見込みと確保の方策について

第 2 期菊川市子ども・子育て支援事業計画について

（菊川市の子ども・子育てに関する基礎資料について、基本計画）

第5回

日時：令和 2 年 1 月 17 日（金）午前 10 時～

場所：小笠支所会議室棟

内容：第 2 期菊川市子ども・子育て支援事業計画について

計画書及び概要版のデザインについて

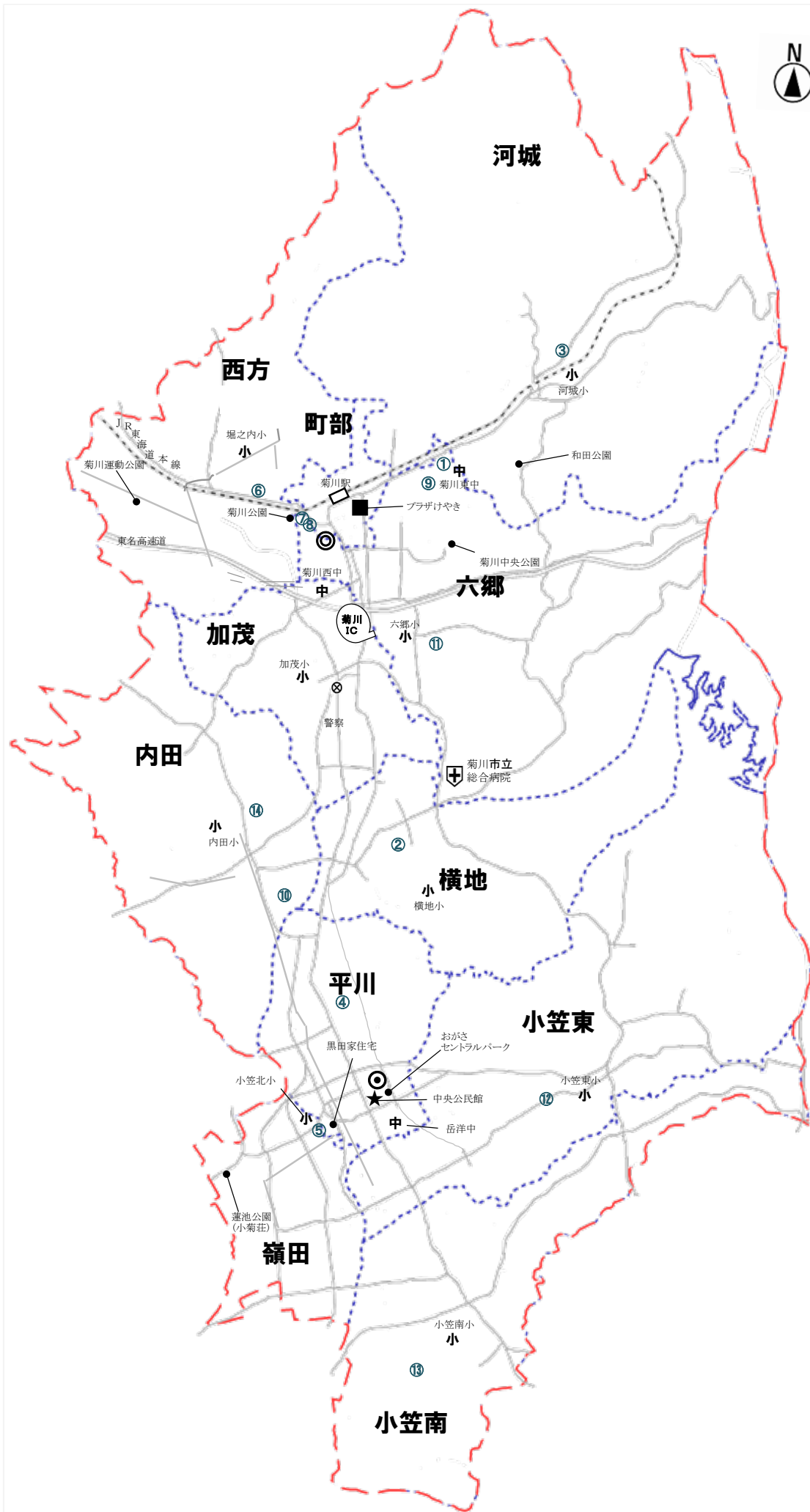
提言書の提出について

(6) 子ども・子育て施設マップ

園名	住所	電話番号
保育所		
① 菊川保育園	潮海寺41-2	35-2562
② 横地保育園	東横地1729	36-3318
③ 河城保育園	友田15-3	36-4667
④ ひかり保育園	下平川2115-2	73-2471
・ 牧之原保育園	牧之原市東萩間1987-5	0548-27-2223
幼稚園		
⑤ 小笠北幼稚園	嶺田85	73-2004
認定こども園		
⑥ 認定こども園 西方保育園	西方1457	36-4133
⑦ 認定こども園 堀之内幼稚園	堀之内69	35-2504
⑧ 認定こども園 愛育保育園	堀之内69	28-8311
⑨ 認定こども園 菊川中央こども園	本所27	35-2493
⑩ おおぞら認定こども園	下内田832-1	35-2323
⑪ 認定こども園 双葉こども園	本所2227-1	36-5031
⑫ 認定こども園 ひがしこども園	川上1410-1	73-5312
⑬ 認定こども園 みなみこども園	高橋3691	73-4360
小規模保育事業所		
⑭ なかうちだのぞみ保育園	中内田4744-1	28-7870

学校名・施設名	住所	電話番号
小学校		
河城小学校	吉沢556	35-3330
堀之内小学校	西方2140	35-2108
六郷小学校	本所2200	35-3147
加茂小学校	加茂5114	35-3347
内田小学校	下内田1637	35-2632
横地小学校	東横地1886	35-3552
小笠北小学校	嶺田59	73-2054
小笠東小学校	川上1348-2	73-2050
小笠南小学校	高橋3503	73-2220
中学校		
菊川東中学校	本所670	35-2335
菊川西中学校	加茂38	35-3546
岳洋中学校	下平川5430	73-2400
児童館・子育て支援センター		
菊川児童館・きくがわ子 育て支援センター	半済1865 (プラザけやき内)	35-3330
小笠児童館・おがさ子育 て支援センター	下平川6225 (中央公民館敷地内)	35-2108





MEMO

A large, empty rectangular box with rounded corners, intended for writing a memo. The box is defined by a thin black border and occupies the majority of the page below the 'MEMO' header.

第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画

発行／令和2年2月

編集／菊川市 こども未来部 こども政策課

〒439-0019 静岡県菊川市半済1865番地

菊川市総合保健福祉センター（プラザけやき）

TEL.0537-37-1171 FAX.0537-37-1172